

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における課題	令和5年度の実績	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
第1章 都市整備分野							
第1節 快適に住み続けられる都市づくりの推進							
1 計画的な土地利用の推進					令和5年度の実績のとおり進められたい。		
①地区の特性に応じた適正な土地利用の推進	○都市計画マスタープランによる人口減少社会に対応したまちづくりに向け、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進 ○都市のスポンジ化対策や循環型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえた地域の既存ストックを有効活用	・都市計画マスタープランによる人口減少社会に対応したまちづくりに向け、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進するため、地区計画等による土地利用誘導を図った。	・既存市街地においては、都市計画を伴わない土地利用の転換の発生により、規定の用途地域等の指定が現在の土地利用とそぐわない状態になっている地区があり、このような地域においては市街地環境の保全を図るため、地区計画の導入等を検討する必要がある。	・引続き地区の特性に応じた適正な土地利用を推進するため、地区計画等による土地利用誘導を図る。 ・課題のある地域については、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進するため、地区計画の導入等を検討をしていく。		都市計画課	○まちづくり案(地区計画等)の策定数 ○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○管理不全の空き家の是正済み件数
②圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進	○初雁地区や秋川高校跡地など、圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区の特性に応じた適正な土地利用転換を推進	・「都市計画マスタープラン」に基づき、地域の特性に応じた計画的な土地利用転換を推進するため、初雁地区や秋川高校跡地等の位置付けのある市内の地区について、東京都等の関係部局との協議を行った。	・調整を要する関係部局等が複数あり、また、土地利用転換実現のために解決すべき課題が多く、内容も複雑であるため、協議に長い時間を要している。土地利用転換の実現に向けて関係部局等と協議を重ね、一つ一つの課題を解決していく必要がある。	・令和4年度に引き続き、位置付けのある市内の地区について、東京都等の関係部局との協議を行う。秋川高校跡地については、土地利用転換の実現へ向け、周辺地区を含めたまちづくりの方向性を年度内にとりまとめる予定である。		都市計画課	○まちづくり案(地区計画等)の策定数 ○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内)
2 居住環境の整備							
①宅地開発事業等への指導	○宅地開発事業などに対する、生活環境の向上や公共・公益施設等の立地を考慮し、地域と調和のとれた計画となるよう、開発事業者に対する必要な指導を実施	・宅地開発事業及び中高層建築物協議について、宅地開発等指導要綱に基づく指導を実施した。	・適切な指導を実施しており、大きな課題はない。	・引き続き、適切な指導を実施する。	都市計画課	○まちづくり案(地区計画等)の策定数	
②地区計画等を利用したまちづくりの推進	○地区計画による地区施設整備計画が定められている地区における、道路や広場などの基盤整備を推進 ○新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画等を活用したまちづくりのルールづくりを推進	・道路築造は、約55%が完了し、完成した区画道路に面する建物移転は約84%・66棟の移転が完了し基盤整備が進んでいる。 ・土地区画整理事業の進捗に伴い土地利用が進み共同住宅の建築や2次開発も発生している。 ・地区計画等を活用したまちづくりが推進されている。	・令和4年度は土地区画整理事業による建物移転が増加した事により、地区計画の届け出が多いことから、地区計画に関する問い合わせも多く事務処理が逼迫する場面もあった。 ・2次開発に伴う開発道路の移管や今後の管理のルール作りが必要となった。	・令和5年以降は新たな土地利用が進むことが想定できる。2次開発も増加することが考えられるため、都市計画課との連携を強化し対応に努める。	区画整理推進室	○まちづくり案(地区計画等)の策定数	
3 市街地の整備							
①土地区画整理事業による新市街地の形成	○武蔵引田駅周辺地区の土地区画整理事業による産業系複合市街地の形成 ○新たに実施される土地区画整理事業はについて、組合等が主体となった民間施行による実施を検討	・武蔵引田駅北口土地区画整理事業に誘致した産業として、 区画整理区域北西側(1街区) に物流倉庫が開業され産業系複合市街地の形成が進んでいる。 ・新たに実施される土地区画整理事業として、土地区画整理組合等の設立準備の動きがある。	・1街区に引き続き 区画整理区域南西側(16街区) には給食センターの建設が予定されている。給食センターの稼働に影響を与える事のないよう造成計画を推進する。	・16街区南側の区画道路6-1号線の築造を確実に執行する(補助金の有無によらず、単独費でも執行する必要がある)。	区画整理推進室	○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) ○管理不全の空き家の是正済み件数	
②民間活力による新市街地の形成	○土地利用転換に対する市場ニーズが期待される地区における、土地区画整理組合等、民間主体によるまちづくりの実施の検討、新市街地の形成	・秋留台東地区において土地区画整理組合等の設立準備が進められている。	・土地区画整理組合等の設立の動きがある中、組合に対する指導や技術支援の体制が求められている。	・土地区画整理組合等に対し、指導及び技術支援体制の検討を実施する。	区画整理推進室	○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) ○管理不全の空き家の是正済み件数	
③空き家の適正管理	○市民生活の安全と安心を確保するため、空き家の実態把握、建物所有者への指導等を通じた、管理不全の空き家の適正管理を図る	・年間を通じ、管理不全の空き家所有者等に適正管理を依頼している。 ・過年度から空き家として存続している建物の所有者等についても継続して適正管理を依頼した。 ・相続人の有無が不明(不存在)である空き家に関して、国の財産管理人申立制度を活用し、処分できるように2件申立を行った。 ・シルバー人材センターが定期的な空き家管理サービス事業を開始するにあたり、市が協定を締結、事業の周知を行った。	・管理不全空き家の所有者等へ適正管理依頼文書の送付等を行っているが、被相続人が関わりを持ちたくない等様々な理由により、対応していただけない案件がある。 ・適正管理を推進できるよう、条例作成に向けた検討を関係課と行い、課題等を共有した。課題については要因が複雑化しており、分析と対応について時間を要する。	・年間を通じ、新たに判明した管理不全の空き家及び過年度から空き家として存続している建物の所有者等についても継続して適正管理を依頼していく。 ・相続人の有無が不明(不存在)である空き家に関して、国の財産管理人申立制度を活用し、処分できるように1件申立を行う。 ・「あきる野市空家等対策計画」を改定するにあたり、最新の空き家分布状況・件数を把握するため、令和5年度及び令和6年度の2カ年で「空家等対策計画改定業務委託」を行う。 ・条例作成に向けた検討を関係課と継続して行っていく。	都市計画課	○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) ○管理不全の空き家の是正済み件数	
④既存ストックとしての空き家の活用	○利活用が可能な空き家について、「空き家バンク」のほか、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組を推進	・空き家情報提供制度の運用について、事務取扱要領、実施要領等を作成した。 ・住宅以外の用途として活用できるよう、改修費制度の創設について助成制度と併せて検討を行った。 ・地域特性を活かした有効活用ができるような空き家活用事例の事例研究を行った。	・制度運用の規定等についての素案に基づき、運用できるように具体的に外部組織との連携や、情報発信・収集方法について検討を進める必要がある。	・空き家バンク創設に向け、具体的体制整備の準備、関係機関との連携の強化を進める。	都市計画課	○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○土地区画整理事業進捗率(事業費ベース) ○管理不全の空き家の是正済み件数	

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における課題	令和5年度の実績	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成							
1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組							
① 緑確保の推進	○生物多様性あきる野戦略を踏まえ、保全すべき緑と確保すべき緑を明確にし、緑の保全、創出及び活用に努める	・東京都と区市町で策定した「緑確保の総合的な方針」及び「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、公園緑地の整備促進を図り、また、緑確保の総合的な方針のなかで保全すべき農地として位置づけられている生産緑地(特定生産緑地)の指定等を行った。	・都市計画公園・緑地のうち、未整備の箇所については、東京都などの関係部局と行い整備促進を図る必要がある。 ・緑確保の総合的な方針のなかで保全すべき農地として位置づけられている生産緑地(特定生産緑地)については、毎年、削除面積が追加指定面積を上回っており、全体の面積が減少傾向にある。引続き、緑地機能及び多目的緑地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、積極的な生産緑地の追加指定や特定生産緑地の指定を推進するとともに、法制度等を活用し、市民農園や新規就農者への貸借による維持・保全を図る必要がある。	・令和4年度に引き続き、方針等に基づき、公園緑地の整備促進を図り、また、保全すべき農地として位置づけられている生産緑地(特定生産緑地)の指定等を行うことで緑の創出・保全の取り組みを継続していく。	(委員)2-①公園・緑地の適正管理 定期的(年4~5回は必要)に雑草を刈る計画を示すべきかと思います。 理由:春から夏に向かって雑草の伸びが著しく処理が全く追いついていない現状です。①放課後の子どもたちの遊び場がない ②マダニなど衛生面で危険 ③災害時の一時避難場所として適さない ④市の施設が無管理との悪いイメージを与える(移住先を探しに調査訪問した人々に対して) →2-①公園・緑地の適正管理 定期的(年4~5回は必要)に雑草を刈る必要があるのではないか。現状では、春から夏に向かって雑草の伸びが著しく処理が全く追いついていない。放課後の子どもたちの遊び場がない、マダニなど衛生面で危険がある、災害時の一時避難場所として適さない、市の施設が無管理との悪いイメージを与える(移住先を探しに調査訪問した人々に対して)といった理由が挙げられる。	都市計画課	○緑豊かな都市環境の形成に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○アダプト制度登録団体数
② 魅力ある景観づくりの推進	○豊かな自然環境や歴史・文化、市街地などの地域特性を生かし、市民参加や諸制度を活用した景観づくりを推進	・地区計画や都市環境条例に基づき、都市景観作りの指導を実施した。	・適切な指導を実施しており、大きな課題はない。	・引き続き、適切な指導を実施する。		都市計画課	○緑豊かな都市環境の形成に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○アダプト制度登録団体数
③ 市民参加による地域づくり	○地域の子どもたちを対象とした環境学習、身近な環境づくりに対する市民意識の高揚、市民生活に密着した道路、公園等における市民等の自発的な緑化や美化、清掃等の活動による、市民参加による地域づくりを推進	・アダプト制度登録団体数については、前年度からの増減はなく5団体に留まっている。(令和5年3月) ・令和4年度中に2団体が制度について相談に訪れたが、登録には至っていない。	・令和4年度の相談件数は2件に留まっていることから、制度について広く周知する必要がある。 ・また、合意の解消はなかったものの、登録団体の中には、人数が集まらず、以前よりも活動が困難になっているとの声もあった。このような場合、活動内容の見直しなどをしていただき、活動を継続していただくことも必要である。	・市ホームページを活用し、制度の周知を行う。 ・また、令和4年度に相談のあった2団体に対し、再度説明を行い参加を促す。		管理課	○緑豊かな都市環境の形成に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○アダプト制度登録団体数
2 公園・緑地の整備保全・創出							
① 公園・緑地の適正管理	○市民の憩いの場である公園を安全に利用できるよう、適切に管理し、緑地機能の保全を図る ○公園機能の多様性について検討	【管理課】 ・遊具等の修繕及び樹木の剪定等を適宜実施し、公園が安全に利用できるよう管理に努めるとともに、公園機能の多様性についての検討を継続して実施した。 【都市計画課】 ・都市計画マスタープランの策定を行い、全体まちづくり方針の中で公園緑地整備の方針を示した。	【管理課】 ・設置から30年以上経過した公園が半数以上を占め、補修、修繕等に多額の費用が掛かる。公園管理に係るアダプト制度など市民協働体制も意識醸成が困難である。 【都市計画課】 ・令和4年は公園整備・緑地保全にかかる案件は無いことから、課題はない。	【管理課】 ・引き続き公園管理は継続して行う。また公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な公園管理を図る。また、公園の多様性等に関しては、年度内に指針を策定する予定である。 【都市計画課】 公園緑地整備の方針に該当する案件が生じた場合、適切な指導・助言を行う。	(委員)道路整備①道路整備の推進…市内には狭小、狭隘な道路や、大規模住宅地の出入り口が一方の道路しかない箇所があり、災害(火災、水害)が発生した際には、緊急車両の通行や、避難が難しい箇所がある。具体的にはどのような対策(道路の拡幅、出入り口一方通行等の解消)をしていくのか、国土強靱化の取組や防災上の見地からも、ぜひ検討して具体化してほしい。	管理課・都市計画課	○崖線緑地の保全箇所数
② 崖線の緑地の保全	○秋川や平井川などの河岸段丘に残された良好な崖線の緑地の保全	・定期的な巡回を行い、必要に応じて草刈り、支障木の伐採、剪定を業者委託により実施した。	・年々樹木が大きくなり、台風や大雪による被害が懸念される。 ・崖線緑地が市の生物多様性保全に重要な存在であることについて、近隣住民への理解が浸透しておらず、落ち葉や樹木の繁茂等に対する苦情が発生している。	・引き続き、定期的な巡回を行うとともに、草刈り等を実施し、保全に努める。		環境政策課	○崖線緑地の保全箇所数
第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実							
1 道路の整備							
① 道路の整備の推進	○東京都における都市計画道路の整備方針に基づく都市計画道路の整備の推進 ○面的整備などの手法も取り入れ、東京都と連携し、道路ネットワークの骨格の形成	【都市計画課】 ・事業中の都施行路線(秋3・3・9号線、秋3・4・6号線)について、前年度に引き続き、都と連携・整備促進を図った。また、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」で、計画内容再検討路線に位置づけられている「秋3・3・9号線」と在り方検討路線に位置づけられている「秋3・5・2号線」について、見直し検討に関する基礎調査を実施した。 【建設課】 ・線の整備として、道路新設改良事業(道路拡幅工事)を行った。	【都市計画課】 ・都と連携して進めており、大きな課題はない。 【建設課】 ・予算範囲内で対応しているため、部分的な拡幅工事にとどまっている。	【都市計画課】 ・事業中の都施行路線について、前年度に引き続き、連携・整備促進を図る。見直し検討路線となっている2路線(秋3・3・9号線、秋3・5・2号線)については、基礎調査の結果を基に、関係各署と調整を図り、見直し検討の方針を決定する。 【建設課】 ・拡幅工事1件及び設計等委託業務6件を発注する予定である。	(委員)道路整備①道路整備の推進…市内には狭小、狭隘な道路や、大規模住宅地の出入り口が一方の道路しかない箇所があり、災害(火災、水害)が発生した際には、緊急車両の通行や、避難が難しい箇所がある。具体的にはどのような対策(道路の拡幅、出入り口一方通行等の解消)をしていくのか、国土強靱化の取組や防災上の見地からも、ぜひ検討して具体化してほしい。	都市計画課・建設課	○都市計画道路の整備率 ○舗装の修繕工事の延長
② 道路施設の整備・維持管理	○安全で快適な通行空間の確保、都市景観や防災性の向上を図るため、市道整備計画に基づいた、道路施設の整備・維持管理の推進	【管理課】【建設課】 ・道路施設の整備・維持管理については、道路応急補修工事にて適宜対応した。	【管理課】【建設課】 ・道路応急補修工事の予算範囲内で対応しているため、部分的な補修工事にとどまっている。	【管理課】 ・令和4年度と同様に建設課と共同して道路応急補修工事を行い、維持管理を推進する。 【建設課】 ・令和6年度当初の予算要望にて歩道等の整備工事を計上する。		管理課・建設課	○都市計画道路の整備率 ○舗装の修繕工事の延長
③ 道路・橋りょうの維持管理・更新の推進	○道路・橋りょうの長寿命化を図るため、道路舗装維持補修の優先順位や橋梁長寿命化計画に基づいた、維持管理・更新の推進	・道路舗装については、道路応急補修工事にて市道I-26号線等の補修を行った。橋梁については、長寿命化計画の改訂を行った。また、佳月橋の補修工事を行った。	・年度当初の予算要望にて補修工事の予算を計上しているが、不採択となったため、部分的な補修工事にとどまっている。	・道路舗装については、市道多西5号線の舗装補修調査委託及び舗装補修設計委託を発注予定。橋梁については、若宮橋の補修工事及び橋梁点検業務を発注する予定である。		建設課	○都市計画道路の整備率 ○舗装の修繕工事の延長

第2次あきる野市総合計画 令和4年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
2 交通体系の整備							
①既存の公共交通の維持及び利便性の向上	○既存の公共交通を維持するため、交通需要の維持・拡大に向けた取組や交通不便地域対策の継続 ○公共交通事業者への働きかけ等により、利便性の向上に努める	【企画政策課】 ・公共交通優先検討区域における、公共交通実証実験(るのバス増発・増便、デマンド型交通)を実施し、交通不便地域対策としての有効性や課題を検証した。 ・市広報(3回掲載)、ホームページ(5回更新)、YouTube(1回投稿)、本庁舎1階市民課のモニター(通年掲載)を通じ、上記実証実験のPRと併せて既存の地域公共交通の利用促進を図った。 ・西多摩地域広域行政圏協議会を通じた、JR五日市線の利便性や課題の解消に向けた要望活動、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会を通じた、中央線の立体化複々線や青梅線・五日市線の輸送力増強や都心への直通の促進に向けた要望活動、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会を通じた、多摩都市モノレール延伸の促進に向けた要望活動を実施した。 【地域防災課】 ・盆堀地域で行っている盆堀地域交通対策事業について、盆堀地区長と今後の交通対策について、ヒアリングを行った。 ・るのバスの東秋留駅への乗り入れについて、バス運行事業者及び所管警察等と協議を行った。 ・コロナ禍において、燃料価格の高騰により著しい影響を受けている交通事業者を支援するため、市内で乗降可能な停留所を有する乗合バス事業者と、市内に本店、支店又は営業所を有するタクシー事業者に対し、臨時的補助金を交付した。	【企画政策課】 ・公共交通実証実験(るのバス増発・増便、デマンド型交通)について、利用者からは「るのバスの利便性が向上した」「デマンド型交通の利用により外出がしやすくなった」など一定の評価を得ている一方、るのバスは単なる増発・増便ではなく、多様なルートを検討してほしいという意見、デマンド型交通は停留所を増設してほしいという意見など、更なる改善を望む声も寄せられている。また、既存のバス停が300m以内に存在しているため公共交通空白地域に該当しないものの、実際はバス停までの高低差によりアクセスが困難であったり、既存のバス路線の本数が著しく少ないため、移動に不便を感じているとの声もあり、こうした意見を踏まえた、交通不便地域対策の検討が必要である。 ・公共交通の利用促進について、JR、西東京バス、るのバス、デマンド型交通等の個々の利用促進だけでなく、乗継など、複数の交通を組み合わせた移動の提案をするなど、全体的な利用者増加を図る必要がある。 【地域防災課】 ・盆堀地域交通対策事業の運転手の高齢化及び担い手不足等、事業を維持していくうえで課題がある。また、ヒアリングの結果、地域住民の多くが、武蔵五日市駅までの運行を望んでいるとのことであり、現在の運行ルートがニーズに合っていないため、今後の方策について検討する必要がある。 ・るのバスの東秋留駅への乗り入れの実現に向けた関係機関との協議及び折り返し場の整備を進める必要がある。	【企画政策課】 ・公共交通実証実験を継続し、地域公共交通協議会においてその成果等を検証しながら、令和6年度を目途に、交通不便地域を含めた市内各地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする地域公共交通計画を策定するため、令和5年度中に計画の骨子を策定する。 ・令和4年度に引き続き、市広報、ホームページ等の各媒体を通じたPRのほか、デマンド型交通の利用会員向け通信において、市主催イベント等の案内と併せて、乗継も含む公共交通の具体的な活用方法を紹介し、利用促進に努める。 ・各種要望活動を通じて公共交通事業者への働きかけを行い、公共交通の利便性の向上に努める。 【地域防災課】 ・盆堀地域交通対策事業については、協働の事業であるため、引き続き、住民と話し合いの場を設け、ヒアリング等を行う。 ・るのバスについては、警視庁協議及び法定協議会での承諾を得て、事前協議を完了させる。	(委員)河川整備①河川施設の整備、維持管理…環境政策の面からの保全整備等が記載されているが、ハード面からも捉えてほしい。災害から人命を守るため、市河川水域近辺の低地における住宅地域の治水対策、内水排水対策等が必要である。ハザードマップを参考に河川付近の対応、取組についても記載してほしい。最近では台風19号で浸水した山田付近の住宅地区があり、ほかにも五日市や多西地区にも同様な箇所がある。ぜひ検討して具体化してほしい。	企画政策課・地域防災課	○市内全域の公共交通網の構築
②地域公共交通ネットワークの形成に向けた公共交通対策の検討・推進	○地域公共交通ネットワークの形成に向け、都市計画マスタープラン、総合管理計画等との連動性を考慮し、公共交通優先検討区域における実証実験等を通じた、地域公共交通計画の策定、公共交通空白地域の解消などの対策の取組を実施	・公共交通優先検討区域における実証実験として、るのバス増発・増便、デマンド型交通(チョイソコあきる野)の運行を実施した。 ・るのバスについては、前年度と比較して便数は1.89倍、利用回数は1.65倍の増加となったものの、収支率については目標値18.0%に対して15.3%に留まっている(令和4年12月13日時点)。 ・また、デマンド型交通については、1日当たりの利用回数は運行開始時点(令和4年3月)の6.6回から令和5年3月には13.2回にまで増加しているが、当初目標としていた25回には届いていない。 ・公共交通検討委員会を3回開催し、公共交通実証実験、東秋留駅南口へのるのバス乗り入れに伴う施設整備、検討委員会の法定協議会への移行等について協議し、地域公共交通計画策定に向けた基礎的検討を実施した。	・るのバスについては、増発・増便の結果、収支率は目標値に達していない。しかしながら、コロナ禍以前(平成30年度)と比較しても利用者は増加(1.23倍~1.47倍)しているほか、ルート毎に利用が伸びている区間とそうでない区間とが鮮明になってきており、一定程度実証実験の効果があったものと考えられる。今後、利用実態の分析をさらに深め、台数及びルート等について検討していく必要がある。 ・デマンド型交通については、対象人口に対する会員登録率が、実証実験先行実施自治体の3.1%に対して本市は2.9%(令和4年12月時点)と近づきつつある。利用状況の更なる分析を進めるとともに、利用者の増加に向けた働きかけが必要である。	・るのバスについては、増発・増便の運行を継続し、利用実態の分析に加え、西東京バスと協議しながら、増発・増便による2台体制の継続が望ましいのか、既存ルートの再編が望ましいのか等も含めた検討を進めていく。 ・デマンド型交通については、運行区域の拡大に加え、登録者及び利用者の増加のため、利用状況の分析結果を踏まえた利用促進策を検討する。 ・新たに地域公共交通協議会を設置し、地域公共交通計画の策定等について協議を進めていく。	→環境政策課においては、生物多様性保全の観点から、保全に関する記載されているが、ハード面からも捉えてほしい。災害から人命を守るため、市河川水域近辺の低地における住宅地域の治水対策、内水排水対策等が必要である。河川管理者との連携の下、ハザードマップを参考に河川付近の対応、取組についても検討してほしい。最近では台風19号で浸水した山田付近の住宅地区があり、ほかにも五日市や多西地区にも同様な箇所がある。ぜひ検討して具体化してほしい。	企画政策課	○市内全域の公共交通網の構築
③公共交通の利用に関する意識啓発	○公共交通の維持・導入は、一定の交通需要が必要であることから、市民等を対象に、公共交通の利用促進に向けた意識啓発の取組を実施	・市広報(3回掲載)、市ホームページ(5回更新)、YouTube(1回投稿)、本庁舎1階市民課のモニター(通年掲載)を通じ、上記実証実験のPRと併せて既存の地域公共交通の利用促進を図った。	・公共交通の利用促進について、JR、西東京バス、るのバス、デマンド型交通個々の利用促進だけでなく、乗継など、複数の交通を組み合わせた移動の提案をするなど、全体的な利用者増加を図る必要がある。	・令和4年度に引き続き、市広報、ホームページ等の各媒体を通じたPRのほか、デマンド型交通の利用会員向け通信において、市主催イベント等の案内と併せて、乗継も含む公共交通の具体的な活用方法を紹介し、利用促進に努める。		企画政策課	○市内全域の公共交通網の構築
3 污水处理による持続可能な公共水域の保全							
①污水处理の在り方の検討	○公共下水道や合併処理浄化槽の特性を検証の上、本市の污水处理の在り方を検討	・今後の污水处理整備における設置費用(臨時経費)・維持管理費用(経常経費)の試算を行った。	・下水道から浄化槽となる下水道要望町内会自治会や市民との合意形成を図るため、再説明が必要となる。 ・下水道受益者と浄化槽使用者の費用負担の公平性を確保するため、支援制度(補助等)の見直しを行う必要がある(現在の負担格差 約3.9万円/年・世帯)。 ・浄化槽整備における公共用水域の水質を確保するための検討が必要となる。	・今後の污水处理施設の在り方(下水道、市町村設置型浄化槽、個人設置型浄化槽)について、左記課題や污水处理整備費用の効率化を踏まえて検討を行う。		管理課(下水道担当)	○污水处理人口普及率
②下水道等整備事業の推進	○下水道事業経営戦略等に基づく健全な営企業としての運営の下、下水道等の整備事業の推進	・令和4年度は市内3箇所の汚水枝線工事を実施し、整備済面積が令和3年度末1.361haから令和4年度末時点で1.367haとなった。 令和4年度五日市地区整備面積 0.34ha 令和4年度引田地区整備面積 2.20ha 令和4年度山田地区整備面積 3.44ha ・令和5及び令和6年度に枝線工事を実施予定の地区において、設計作業を行った(引田地区実施設計作業、山田地区実施設計見直し作業、上代継地区基本設計作業)。	・認可面積1,411haのうち、令和4年度末における下水道整備済面積は1,367haであり、44haが未整備である。このため、未整備地区をすべて下水道整備とする場合、今後とも左の整備規模を進めていくと、未普及地区の解消まで10年近くを要することになる。	・令和5年度においては、引田地区及び五日市地区で汚水枝線工事(新設工事)を実施し、引き続き未普及地区の整備に取り組んでいく。 ・草花地区汚水枝線移設工事詳細設計(秋3・4・6号線、秋3・3・9号線)及び上代継地区汚水枝線工事詳細設計を実施する(工事は令和6年度以降)。		管理課(下水道担当)	○污水处理人口普及率
③下水道施設の維持管理	○下水道施設について、民間活力による維持管理を推進し、ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新	・雨天時における浸入水が認められる第九玉見処理分区において、浸入水の詳細調査を実施した。 ・ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ機器等交換工事(汚水ポンプ設備5箇所、負荷設備1箇所)を実施した。	・マンホールポンプ機器等交換工事においては、故障等による緊急対応によりストックマネジメント計画どおりに交換工事が進められないことがあることから、工事の委託先である東京都都市づくり公社と調整し、優先順位を検討しながら進めていく必要がある。	・令和7年度以降に実施予定の第九玉見処理分区における雨天時浸入水対策工事に向け、令和3年度・令和4年度に実施した浸入水調査の結果を基に、令和5年度・令和6年度で設計作業を実施する。 ・引き続きマンホールポンプ機器等交換工事を実施する。		管理課(下水道担当)	○污水处理人口普及率

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実施における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実施における課題	令和5年度の実施	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
4 河川の整備							
①河川施設の整備・維持管理	○河川の維持・保全を継続し、親水や生態系の保全を含めた治水・利水・河川環境の整備や保全の在り方の検討	<p>【生活環境課】 ・清流保全条例にて設置されている清流保全協力員により、河川の状況調査や水質の検査を行い河川環境について異状がある場合は通報をお願いしている。</p> <p>【環境政策課】 ・水生生物調査を通じて河川の生態系の現状の把握を行うとともに、外来種対策による河川周辺の生態系の保全を実施した。</p> <p>【管理課】【建設課】 ・目標とする事業は行っていない。</p>	<p>【生活環境課】 ・清流保全協力員が行う河川状況調査にて河床の上昇や水位の減少などについても報告を受けるが、一向に改善されないことに、憤りを感じている協力員も多い。</p> <p>【環境政策課】 ・水生生物に詳しい人員を確保することが難しくなっている。</p> <p>・河川周辺での外来種(アライグマ・ハクビシン)を捕獲する協力者の確保が難しい。</p> <p>【管理課】【建設課】 ・今後、河川整備計画を策定する上で、業務を委託するか検討する必要がある。</p>	<p>【生活環境課】 ・引き続き清流協力員は河川状況調査を行い、市に異状が報告されれば関係各所に情報提供を行う。</p> <p>【環境政策課】 ・引き続き、水生生物の調査及び河川周辺での外来種対策を行い、河川の生態系の保全に努める。</p> <p>【管理課】【建設課】 ・管理課・建設課で協議の上、整備計画を策定する箇所を選定する。</p>		生活環境課・環境政策課・管理課・建設課	(施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す)

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における課題	令和5年度の実績	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
第2章 産業振興分野							
第1節 地域特性を生かした産業振興の促進							
1 産業振興の推進							
①総合的な産業振興の推進	○都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を生かし、新たな産業の創出・育成に向けた、計画的な産業振興策等の検討	・令和5年3月に「あきる野市商工業振興プラン」を策定した。	・左記プランによる具体的な施策等を検討する必要がある。	・商工会等と連携しながら、具体的な施策等について検討する。	令和5年度の実績のとおり進められたい。	商工振興課	○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○事業所の従業者数
②計画的な企業立地の推進	○周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮し、地域産業に適した立地環境の整備と併せた、企業立地の推進 ○武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせた企業立地の推進	【商工振興課】 ・東京都企業立地相談センターのホームページに、市内工業団地の情報を掲載し、周知を行った。 【都市計画課】 ・初雁地区や秋川高校跡地等の産業系市街地の位置付けのある市内の地区について、企業立地のための土地利用転換へ向けて、東京都等の関係部局との協議を行った。 【区画整理推進室】 ・武蔵引田駅周辺地区の土地利用の動向について、都市計画課と情報共有に努めた。	【商工振興課】 ・工業団地の概要を掲載しているが、より細やかな情報を周知するためには、各工業団地や関係部署と連携する必要がある。 【都市計画課】 ・調整を要する関係部局等が複数あり、また、土地利用転換実現のために解決すべき課題が多く、内容も複雑であるため、協議に長い時間を要している。土地利用転換の実現に向けて関係部局等と協議を重ね、一つ一つの課題を解決していく必要がある。 【区画整理推進室】 ・今後の開発等の整備手法について、都市計画課と連携し検討を推進していく。	【商工振興課】 ・引き続き、東京都と連携し、東京都企業立地相談センターのホームページで周知を行っていく。 ・各工業団地や関係部署との連携を検討する。 【都市計画課】 ・令和4年度に引き続き、位置付けのある市内の地区について、東京都等の関係部局との協議を行う。秋川高校跡地については、土地利用転換の実現へ向けて、周辺地区を含めたまちづくりの方向性を年度内にとりまとめる予定である。 【区画整理推進室】 ・令和4年度に引き続き都市計画課と連携を図り、土地利用が具体化した場合、整備手法など具体的な進め方などについて検討を強化する。		商工振興課・都市計画課・区画整理推進室	○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○事業所の従業者数
③産業振興体制の強化	○圏央道の整備効果などを踏まえ、新たな企業と連携したまちづくりや産業振興が推進できる体制・仕組みづくりの検討	・令和5年3月に「あきる野市商工業振興プラン」を策定した。	・左記プランによる具体的な施策等を検討する必要がある。	・事業者連携による新たな価値の創出に向け、事業者同士の連携する機会を創出を行う。 ・事業者連携については、プランに基づき、事業者連携交流会参加者数は40人、創業者交流会参加者数は26人を目標とする。		商工振興課	○産業系土地利用面積(武蔵引田駅北口土地区画整理事業区域内) ○事業所の従業者数
第2節 活力ある商工業の振興							
1 商工業者の支援							
①商工業者の育成	○商工会や関連機関との連携により、人材の確保や事業承継の支援を推進し、専門家による経営改善や販路拡大を図り、資金調達や設備導入等を支援	・令和5年3月に「あきる野市商工業振興プラン」を策定した。 ・事業承継については、プラン策定の際に実施した商工業者実態調査アンケートにおいて、後継者がいないという回答が41%となっているが、Bi@Staにおける新規相談者数は年間3人に留まっている。 ・資金調達については、市等の制度融資(マル経・マル市)の令和4年度の実績利用件数が62件となっている。 ・設備導入支援については、先端設備導入計画に基づく令和4年度の実績事業者数が4件となっている。	・事業承継相談については、相談者数増につながるようなきかけづくり(個別相談会・セミナー等の検討)、セミナーについては、より多くの事業者に参加してもらえるようなテーマの設定と集客を図る必要がある。 ・専門家派遣については、商工会や中小企業振興公社の制度について、事業者への周知を図っていく必要がある。 ・資金調達や設備導入支援については、制度等について、事業者への周知を図っていく必要がある。	・事業承継については、プランに基づき新規相談者数は10人、セミナー参加者数は20人を目標とする。10月から、毎月第1金曜日に多摩地域事業承継・引継ぎ支援センターの相談員によるBi@Staでの出張相談を開始し、税務や法務を含めた相談に対応していく。 ・中小企業振興公社の専門家派遣を利用した、経営支援セミナーを実施する。プランに基づき、参加者数は20人を目標とし、市やBi@Staのメール配信システムを活用して集客を図る。 ・資金調達については、プランに基づき、市等の制度融資の実績利用件数として90件を目標とする。 ・引き続き、資金調達や設備導入支援について、周知を図る。	令和5年度の実績のとおり進められたい。	商工振興課	○商工会の加入率 ○Bi@Sta利用者の創業件数(開設以降の累計値)
②起業・創業の支援	○地域産業の情報発信を強化しながら、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Staにおいて、引き続き起業・創業の支援を実施	・Bi@Staにおける令和4年度の実績創業者は15人となっており、創業支援等事業計画に基づき、金融機関等との連携によるスムーズな事業計画作成支援等を行った。	・引き続き、金融機関等と連携し、創業希望者の掘り起こしを行っていく必要がある。	・プランに基づき、創業塾参加者数は16人、創業の新規相談者数は100人を目標とする。 ・令和5年6月に西武信用金庫との地域経済活性化支援に関する協定を締結予定である。今後の更なる連携に向けてセミナーや交流会の実施等、検討を進めていく。		商工振興課	○商工会の加入率 ○Bi@Sta利用者の創業件数(開設以降の累計値)
2 商工業の振興							
①活力と魅力ある商店街づくりの推進	○商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりの推進	・商店街振興事業補助金により、ホームページを作成する商店街を支援し、活力と魅力ある商店街づくりを推進した。	・商店街振興事業補助金の活性化事業の活用が少なかつたため、より商店街と連携を図り、事業の周知を行っていく必要がある。	・商店街振興事業補助金により商店街の活性化事業を支援するとともに、商店街と連携を図り、補助事業の周知を行っていく。	令和5年度の実績のとおり進められたい。	商工振興課	○商店会の会員数
②空き店舗の活用の促進	○空き店舗のリノベーションや創業希望者への支援を行い、空き店舗の活用を促進	・五日市活性化戦略委員会が開催している「空き店舗空き家まち歩きツアー」において、Bi@Staを利用している創業希望者を中心に空き店舗を紹介する支援を行った。	・引き続き、五日市活性化戦略委員会と連携しながら、空き店舗空き家まち歩きツアーを開催し、Bi@Staを利用している創業希望者を中心に空き店舗を紹介していく必要がある。 ・空き店舗空き家まち歩きツアーで紹介する空き店舗の情報を増やしていく必要がある。	・五日市活性化戦略委員会と連携し、空き店舗の情報を収集しながら、空き店舗空き家まち歩きツアーを開催する。 ・Bi@Staを通じて、創業希望者に対して、空き店舗空き家まち歩きツアーの周知を行っていく。		商工振興課	○商店会の会員数
③特色ある店舗づくりの支援	○商店街のセールや地域イベントとの連携など、地域特性を生かした事業展開や専門家の活用などにより、特色ある店舗づくりの支援	・商店街振興事業補助金により、地域特性を活かしたイベントやセール等を実施する商店街の支援を行った。 ・商店主が講師となって、専門知識などを無料で受講者に提供する「まちゼミ(40講座)」を行い、店主と消費者との接点を増やし、来客数増加による経済効果と認知度の向上を図った。	・イベントやセール等が単発で終わってしまい、特色ある店舗づくりに繋がっていない。支援の手法を検討する必要がある。	・商店街振興事業補助金により、地域特性を活かしたイベントやセール等を実施する商店街を支援していく。また、商店街の会議等を通じて専門家の活用方法を商店街に積極的に発信していく。 ・まちゼミについては、プランに基づき、40講座を目標とする。		商工振興課	○商店会の会員数
④ICT等の活用の促進	○商工業者が、市場の変化を的確に捉え、持続可能な事業を展開できるよう、ICT等の活用を促進	・プレミアム付デジタル商品券事業では、市内事業者326店舗が参加し、全体の67%から実施の効果があったという回答を得たが、実態調査アンケートにおけるキャッシュレス決済の活用状況では、活用しているという回答が38%に留まっている。 ・るのかーどデジタル化事業を実施し、令和4年度末時点における加盟店舗は100店舗となっており、令和5年度時点の目標値に達している状態である。	・デジタル商品券事業に引き続き、商工会等と連携し、事業者におけるデジタル活用の促進を図っていく必要がある。 ・るのかーどについては、引き続き加盟店数の増加に向け、周知に取り組んでいく必要がある。	・キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施し、物価高騰の影響を受けている事業者支援及びキャッシュレス決済の推進を図る。参加店舗数は500店舗を目標とする。 ・プランに基づき、るのかーどの加盟店数は100店舗であり、既に目標値に到達している。さらなる増加及び市民への認知度向上を目的とし、イベントでの周知やホームページの充実を図る。 ・中小企業振興公社の専門家派遣を利用した、デジタル化促進セミナーを実施する。プランに基づき、参加者数は20人を目標とし、市やBi@Staのメール配信システムを活用して集客を図る。		商工振興課	○商店会の会員数

第2次あきる野市総合計画 令和4年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
第3節 あるきたなる街あきる野を目指した観光業の振興							
1 総合的な観光まちづくりの推進							
①観光プロモーション事業の推進	○観光パンフレット・ポスター、市ホームページ、SNS等のツールを活用した情報発信や観光事業者等と連携した観光キャラバンを実施し、秋川渓谷の更なるブランド化の推進	・市内外の観光施設等に観光パンフレットを配架した。また、JR東日本との連携により、首都圏等のJR東日本主要駅への観光ポスターの掲出、青梅線・五日市線沿線の観光事業者等による観光キャラバンの実施、また、駅からハイキングなどのイベントを実施することで秋川渓谷のブランド化を推進した。	・JR東日本との連携による取組を進める一方で、市(秋川渓谷観光関係機関連絡会)主催の観光プロモーションイベントについては新型コロナの影響により中止したことなどからも、コロナ禍以前のように積極的な情報発信やイベント実施ができなかった。	・新型コロナの感染状況等を注視しながら、引き続き、JR東日本などの観光事業者と連携した取組を進めるとともに、市主催の観光プロモーションイベント等を実施し、秋川渓谷の更なるブランド化を推進する。	(委員)折角、サマーランドへ来られる都内外の方が多くいるので、市内の宿泊施設とコラボして、サマーランドだけでなく、翌日(または前日)に、あきる野を観光してもらいやすいブランドなどは打ち出せないだろうか。 →サマーランドへの来訪者は、市外の方も多いため、市内宿泊施設などとの連携の下、市内の他の観光スポットを巡ってもらうなどの方策を講じることはできないか。	観光まちづくり推進課	○あきる野市観光情報Facebookページファン数 ○秋川渓谷LINEアカウント友達数
②広域観光連携事業の推進	○近隣自治体と連携した広域的な観光イベント等の実施により、本市の観光情報や魅力の発信を推進	・秋川流域市町村の協働による秋川流域フェア及び西多摩8市町村の協働による西多摩フェアを実施し、連携する市町村の魅力を一体的に発信するとともに、観光客の誘致を図った。また、高尾山・リニア広域観光拠点地区連絡会(構成市:あきる野市、八王子市、相模原市、大月市、都留市)において、欧米豪からの観光客誘致を目的として、英語ポータルサイトの運用・保守を行った。	・秋川流域観光フェア及び西多摩フェアの実施により、一定の成果が得られたと考える。一方、外国人旅行者の誘客については、新型コロナの影響により積極的に実施できなかった。	・新型コロナの感染状況等を注視しながら、引き続き、近隣自治体と連携した取組を進める。		観光まちづくり推進課	○あきる野市観光情報Facebookページファン数 ○秋川渓谷LINEアカウント友達数
③観光関連組織等との連携強化	○秋川渓谷観光関係機関連絡会等との連携により、戦略的なマーケティングに基づく観光プロモーションを計画・展開し、効果的な誘客を図る	・秋川渓谷観光関係機関連絡会を定期的に開催し、関係機関との間で観光情報の共有を図った。また、JR東日本が実施する観光キャラバンに参画し、同連絡会で作成したリーフレットなどを配布することで、秋川渓谷の魅力発信するとともに、誘客を図った。	・JR東日本との連携による取組を進める一方で、新型コロナの影響により、市(秋川渓谷観光関係機関連絡会)主催の観光プロモーションイベントについては中止したことなど、コロナ禍以前のように積極的な情報発信やイベント実施ができなかった。	・新型コロナウィルスの感染状況等に注視し、引き続き、JR東日本などの観光事業者と連携した取組を進めるとともに、市主催の観光プロモーションイベント等を実施し、秋川渓谷の更なるブランド化を推進する。		観光まちづくり推進課	○あきる野市観光情報Facebookページファン数 ○秋川渓谷LINEアカウント友達数
④国際化対応の推進	○多言語観光案内標識の整備や、外国人観光客の受入体制の整備・充実を図る	・秋川渓谷観光案内標識整備計画に基づき、英語を併記した観光案内標識を2基を設置した。また、市内5か所(秋川渓谷観光情報コーナー、五日市出張所、秋川渓谷瀨音の湯、戸倉しろやまテラス、秋川駅)に、多言語対応を可能としたデジタルサイネージを設置した。また、市内観光事業者を対象として、キャッシュレス決済機器導入促進事業を実施した。	・キャッシュレス決済機器導入促進事業について、観光事業者からの申請がなかったことから、他自治体の事例等を踏まえ、補助対象機器等について精査する必要がある。	・秋川渓谷観光案内標識整備計画に基づき、引き続き、多言語対応可能な観光案内標識の整備を進める。また、更なるキャッシュレス決済環境の向上のため、あきる野市観光協会やあきる野商工会等と連携し、未整備事業者に対して補助事業の利用促進に努めていく。		観光まちづくり推進課	○あきる野市観光情報Facebookページファン数 ○秋川渓谷LINEアカウント友達数
2 楽しく歩けるまちづくりの推進							
①観光情報基盤の充実	○観光客の利便性・快適性を向上させるため、観光サイン等のインフラ整備や市ホームページ、SNSなどの観光情報発信ツールの拡充の推進	・秋川渓谷観光案内標識整備計画に基づき、観光案内標識を2基設置した。市内13か所に設置している無料公衆無線LANのアクセス数については46,291件であった。また、Facebook及びLINEを活用し、定期的に観光情報等の発信を行った。	・新型コロナの影響により観光客数が減少していることから、無料公衆無線LANのアクセス数についても令和3年度の69,093件から3割程度減少している。	・秋川渓谷観光案内標識整備計画に基づき、引き続き、観光案内標識の整備を進める。無料公衆無線LANについては、成果目標を果たすため、秋川渓谷への誘客を図るとともに、同機器の利用促進を図っていく。		観光まちづくり推進課	○秋川渓谷Wi-Fi(アクセス数)
②観光駐車場及び公衆トイレ機能の充実	○観光客が快適に市内を回遊できるよう、観光駐車場や公衆トイレの計画的な整備の推進、地域との協働による維持管理の実施	・市内に37か所ある観光トイレについて、市民等との協働により適正に維持管理を行った。観光客が多く訪れる春期には臨時的仮設トイレを設置し、観光客の満足度向上に努めた。	・大寒波の到来により、一部の観光トイレにおいて水道管が破裂し、一時的に利用できない状況が発生した。また、河川沿いにある観光トイレについては、バーベキュー等によるゴミの不法投棄が頻発した。	・観光客が快適に利用できるよう、引き続き、十里木駐車場や観光トイレについて適正な維持管理を行っていく。		観光まちづくり推進課	○秋川渓谷Wi-Fi(アクセス数)
③市内回遊と交通ネットワークの連携・整備の推進	○公共交通事業者等との連携を強化し、観光拠点へのアクセス向上、市内を回遊させる交通ネットワーク、観光ルートの景観整備及び観光サインの整備の推進	・東京都の補助事業を活用し、観光ルートの老朽化した階段や土留め等の改修、景観整備を行った。	・観光プロモーション事業における公共交通事業者等と連携強化を図っているが、観光拠点へのアクセス向上や交通ネットワークの構築等の議論には至っていない。	・東京都の補助事業を活用し、引き続き、散策ルートの景観整備等を行っていく。公共交通事業者等と連携し、観光客の利便性を向上させるための効果的な方策等について検討していく。		観光まちづくり推進課	○秋川渓谷Wi-Fi(アクセス数)
3 豊かな観光資源・自然文化の保全と魅力の創出							
①観光拠点の魅力アップ整備の推進	○「秋川渓谷瀨音の湯」及び「秋川渓谷戸倉体験研修センター」にて、観光客が快適に楽しく過ごせるよう、施設の適正な維持管理・整備の推進	・秋川渓谷戸倉体験研修センターについて、令和5年度での屋上防水等改修工事の実施を目指し、同工事設計業務を行った。また、秋川渓谷瀨音の湯周辺散策ルートに設置してある安全柵について、老朽化による腐朽が進行していることから、令和5年度に改修工事を実施するため、同工事設計業務を行った。	・秋川渓谷瀨音の湯及び秋川渓谷戸倉体験研修センターについては、施設や設備等の老朽化が激しく、故障等が生じた都度に、修繕や改修工事を実施している状況である。このため、早急に施設修繕等整備計画を策定し、大規模改修を行う必要がある。	・観光客や市民の快適性及び安全性を確保するとともに、サービス向上を図ることを目的として、秋川渓谷瀨音の湯周辺散策ルート安全柵改修工事、秋川渓谷戸倉体験研修センター屋上等改修工事を実施する。引き続き、施設の適正な維持管理・整備を行っていく。		観光まちづくり推進課	○年間入込観光客数
②観光ルートの整備の推進	○市民や観光客が楽しく散策できるよう、ハイキングコース等観光ルートの整備の推進 ○観光パンフレットを作成し、観光ルートの利用促進の取組の実施	・東京都の補助事業を活用し、観光ルートの老朽化した階段や土留め等の改修、景観整備を行った。また、観光ルートの利用促進を図るため、秋川渓谷総合マップ、秋川渓谷四季リーフレットを作成し、市内外の観光施設等への配架や観光キャラバンでの配布などを実施した。	・東京都の補助事業を活用した観光ルート整備について、観光客を誘客するため、事業の成果等について東京都と連携した周知PRを図っていく必要がある。	・引き続き、東京都の補助事業を活用した観光ルート整備を行い、積極的な周知PRを実施する。観光パンフレットについては、秋川渓谷総合マップ及び秋川渓谷四季リーフレットに加え、令和4年度に新たな「あきる野匠」2人が認定されたことから、あきる野の匠リーフレット(日本語版・英語版)を作成し、更なる観光客の増加を図る。		観光まちづくり推進課	○年間入込観光客数
③地域資源を活かしたツーリズムの確立	○地域資源を活用した持続可能なツーリズムを推進するため、観光まちづくりの取組を進めるとともに、広域的な魅力ある観光圏の形成、人材育成等の取組の実施	・秋川流域ジオ情報室において、貴重な地質・地形その他の自然遺産などといった地域資源の情報を発信するとともに、秋川渓谷戸倉体験研修センターと連携した体験プログラム等を実施した。また、観光庁や東京観光財団などが実施する補助事業を活用し、地域団体等が実施する取組に対して連携協力を行い、観光客の誘客や観光消費の促進を図った。	・地域資源を活用した持続可能なツーリズムを推進するため、地域団体等との更なる連携強化が必要である。	・秋川流域ジオ情報室において、継続した情報発信を行うとともに、秋川渓谷戸倉体験研修センターとの連携強化を図る。また、引き続き、地域団体等が実施する取組に対して連携協力を行い、観光客の誘客や観光消費の促進を図るとともに、広域的な魅力ある観光圏の形成等を行っていく。		観光まちづくり推進課	○年間入込観光客数
④集客性の高いイベントの支援	○観光情報の積極的な発信により、観光客の増加を図り、市のイメージアップを推進し、観光協会、地域団体等が実施するイベントを支援	・あきる野市観光協会青年部が実施するイベントに対して補助金を執行し、協働による観光PRを実施した。また、地域団体等が実施するイベントへ後援し、観光客誘致の促進を図った。	・新型コロナの影響により、思ふような集客が見込めなかったため、イベントの周知PR方法等について検討する必要がある。	・引き続き、観光情報を積極的に発信していくとともに、地域団体等が実施するイベントを支援し、観光客の増加を図っていく。		観光まちづくり推進課	○年間入込観光客数
⑤観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進	○首都圏からの観光客をターゲットとした観光プロモーションを展開し、秋川渓谷の魅力発信するとともに、歴史・文化や地域資源の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進	・市(秋川渓谷観光関係機関連絡会)主催の観光プロモーションイベントについては、新型コロナの影響により中止とした。一方、JR東日本との連携による観光キャンペーンを実施し、秋川渓谷の魅力発信した。	・市(秋川渓谷観光関係機関連絡会)主催の観光プロモーションイベントについては、新型コロナの影響により中止したことなど、コロナ前のように積極的な情報発信やイベント実施ができなかった。	・新型コロナウィルスの感染状況等に注視し、引き続き、JR東日本などの観光事業者と連携した取組を進めるとともに、市主催の観光プロモーションイベント等を実施し、秋川渓谷の魅力発信していく。		観光まちづくり推進課	○年間入込観光客数

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進							
1 多様な農業者の育成・確保							
①農業経営者の支援と確保・育成	○農業経営の規模拡大や合理化など、認定農業者や農業後継者を支援するとともに、定年退職者や他分野からの新規就農者の確保・育成を図る	・認定新規就農者に対し、就農に必要な施設整備や機械導入を支援することで、生産性や品質の向上、高付加価値化、農業経営基盤の確保を図った。	・定年退職者や他分野からの就農希望者からの相談に対応する必要がある。	・引き続き、就農に必要な施設整備や機械導入の支援、相談窓口の対応を行う。	(委員)農地の利用集積と耕作放棄地の解消については順調に進んできている。 ところで令和5年4月より施行された農地法3条の下限面積撤廃により農地の取得が今までより容易になった。 これにより、耕作放棄地がより解消されることが期待される。 一方、利用集積については阻害されるのではないかと懸念している。つまり、小規模農地の取得をする者が多くなり遊休地の解消には役立つことが考えられるが、農地の取得により規模を拡大し、農業経営で生計を立てていこうとする者にとっては農地の取得がなかなか難しくなっていくのではないかと懸念される。 以上のことをどう調整していくのが今後の課題になると思われる。	農林課	○新規就農者数(累計)
2 魅力ある農業経営の確立							
①農産物の販売施設の拡充	○3か所の共同直売所(秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び秋川溪谷瀬音の湯物産販売所「朝露」)の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図る	・新型コロナウイルス感染症拡大防止による客足の影響、物価高騰による買い控え等の状況下、感染防止対策の徹底や経営努力により前年を超える売上となった。	・ともろこし等の品不足について、新規就農者と認定農業者に対し、農地の集積や補助事業などを通じて支援を行うことで、直売所出荷量の増加を図っていく必要がある。	・引き続き、直売所と連携し、更なる売上の向上を目指す。		農林課	○農産物等の地域ブランド数(東京都地域産業資源指定) ○直売所会員売上額(市内3か所)
②安全・安心な農畜産物の供給	○農業の適正使用を図るため、秋川・五日市のファーマーズセンターの会員である農業者による生産履歴の記録と報告の継続、東京都エコ農産物認証制度の普及・啓発を行うなど、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物の供給を図る	・生産履歴の記録と報告の継続、東京都エコ農産物認証制度の普及・啓発を行った。	・新鮮で安全・安心な農畜産物への取組のPRが必要である。	・引き続き、生産履歴の記録と報告、東京都エコ農産物認証制度の普及・啓発を行う。		農林課	○農産物等の地域ブランド数(東京都地域産業資源指定) ○直売所会員売上額(市内3か所)
③農産物のブランド化の推進	○東京都の地域産業資源として指定された「のらぼう菜」「東京しゃも」「秋川牛」等の地域の特色ある農産物の生産拡大とともに、スイートコーンをはじめ、新たな農産物や加工品の研究など、農産物のブランド化の推進	・JAあきがわ等の関係機関との調整を行った。	・スイーツキャベツなどは地域ブランド指定にまでは至っていない。	・JAあきがわ等の関係機関との調整を引き続き実施していく。		農林課	○農産物等の地域ブランド数(東京都地域産業資源指定) ○直売所会員売上額(市内3か所)
④農業・農業者とのふれあいの場の創出	○市民が土に親しみ、農業への理解を深め、農業に関心をもつ市民等が農業指導を受けられる市民農園の機能の充実や農業者との交流の深化を図るため、「あきる農を知り隊」の取組を通じて、農業・農業者とのふれあいの場を創出	・多くの市民に「市民農園」の貸出しを実施した。また、「あきる農を知り隊」によるイベント「農ウォーク」を実施した。	・「農ウォーク」は、ここ数年、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、実施できなかったが今後、引き続き事業を実施していくことが大切である。	・引き続き事業を実施する。	→令和5年4月1日から施行された農地法第3条の改正により、下限面積要件が廃止され、農地の取得が今までより容易になった。これにより、耕作放棄地がより解消されることが期待される。 一方で、利用集積については阻害される懸念がある。小規模農地の取得が増え遊休地の解消に役立つことが考えられるが、一方で、農地の取得により規模を拡大し、農業経営で生計を立てていこうとする者にとっては、農地の取得が困難になるのではないかと懸念される。 以上のことをどのように調整していくか、今後の課題として認識して取組を進められたい。	農林課	○農産物等の地域ブランド数(東京都地域産業資源指定) ○直売所会員売上額(市内3か所)
3 生産環境の整備							
①優良農地の保全	○一団の農地は、土地改良事業の推進並びに、農道、取水堰及び用排水路の整備に努め、農業生産力の高い農地として保全を図る	・農道・取水堰・用排水路の劣化箇所等を随時補修した。	・引き続き、農業者や市民からの相談等に迅速に対応していきたい。	・引き続き維持管理を行うことで、農用地の保全を図る。		農林課	○農地の利用集積(利用権の設定:累計) ○耕作放棄地面積
②遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効活用の促進	○効率的かつ安定的な農業経営に向け、遊休農地を再生し、利用集積や流動化による農業生産の拡大と農地の有効活用を促進	・荒廃した遊休農地を再生し、意欲ある農業者との貸借を進めた。	・荒廃した遊休農地を再生し、意欲ある農業者との貸借を進める。	・荒廃した遊休農地を再生し、意欲ある農業者との貸借を進めることで、農産物の生産拡大と、地産地消の推進を図る。		農林課	○農地の利用集積(利用権の設定:累計) ○耕作放棄地面積
③農作物への被害防止対策の推進	○有害鳥獣の適切な捕獲など、農作物への被害防止対策を推進 ○狩猟免許保有者の確保などを図るため、「あきる野の農と生態系を守り隊」に対し、狩猟免許取得等の支援を実施	・加害獣侵入防止対策(電気柵設置)、警報システム整備、有害鳥獣捕獲支援を実施した。 ・「あきる野の農と生態系を守り隊」に、狩猟免許取得等を支援した。	・引き続き、適切な被害防止対策が求められる。	・引き続き事業を実施する。		農林課	○農地の利用集積(利用権の設定:累計) ○耕作放棄地面積
4 農業振興策の検討等							
①農業振興策の研究・検討	○持続的な農業振興に向け、農地の基盤整備や新たな農業形態としての観光・体験農園など、農業振興策の研究・検討を推進	・あきる野市農業振興計画を改定し、本市の農業の現状、今後の農業の在り方、振興策について研究・検討した。	・今後、この計画に沿って、更なる農業振興策の研究・検討を進めていく。	・今後、この計画に沿って、更なる農業振興策の研究・検討を進めていく。		農林課	○新規就農者数(累計) ○農地の利用集積(利用権の設定:累計) ○耕作放棄地面積
第5節 健全な森林の育成・自然と調和した林業の推進							
1 林業経営基盤の整備							
①東京都森林組合との連携強化	○森林整備、林業従事者と後継者の確保・育成、作業路網整備、高性能林業機械やスマート林業の導入による効率化・低コスト化などを推進するため、中心的な役割を果たしている東京都森林組合との連携を強化	・意向調査については、東京都森林組合に業務を委託し、三内地区において10件行った。	・意向調査については、限られた予算の中で、東京都森林組合と調整しながら、調査範囲を拡充していかなければならないので、範囲の選択に苦慮する。	・意向調査については、10件程度の意向調査を予定している。調査範囲を森林管理業務等に詳しい東京都森林組合と協力しながら決定し、調査を行っていく。	令和5年度の取組のとおり進められたい。	農林課	○林道開設計画(市施工分) ○森林経営管理制度意向調査の実施件数(累計)
②生産基盤の整備の推進	○施業の効率化による生産性の向上を図るため、国や東京都と連携した路網の整備を計画的に実施するなど、生産基盤の整備を推進	・林道開設については、林道大ナベリ沢線開設工事を20.9m施工した。引き続き継続して路網整備を行っていく。	・林道開設については、林道大ナベリ沢線を行っていくが、近年の物価上昇による材料費の高騰等もあり、施工延長の延伸が計れない。	・林道開設については、継続して林道大ナベリ沢線の路網整備を行っていく。		農林課	○林道開設計画(市施工分) ○森林経営管理制度意向調査の実施件数(累計)
③多摩産材の利用拡大の推進	○林業の再生や木材関連産業の活性化、森林の循環を図るため、公共建築物等における木材の利用やPRなどにより、多摩産材の利用拡大を推進	・あきる野市森林環境譲与税支援機構と連携し、PRパンフレットを作成したため、都市部自治体47区市町の担当部署に配布した。(コロナ禍なので郵送とした)また、草花小学校において多摩産材についての出前授業を行った。	・多摩産材については、都市部ではまだまだ認知度が低いため、都市部自治体での積極的な利用を行っていただきたいが、あまり利用が計られておらず、さらなるPRが必要である。	・以前作成した、あきる野市森林環境譲与税支援機構と連携したパンフレットを見直し、魅力ある内容とし都市部自治体47区市町に対面で配布し説明を行う。また、多摩産材の出前授業も引き続き行っていく。		農林課	○林道開設計画(市施工分) ○森林経営管理制度意向調査の実施件数(累計)

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標	
④森林環境譲与税の活用	○森林環境譲与税の活用により、間伐等の森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保や木材利用の促進・普及啓発の取組を実施	・森林環境譲与税を活用し、搬出困難地における森林整備事業を行った。 また、人材育成・担い手の確保を目的とした、林業現場見学会を行い、普及啓発活動を行った。	・搬出困難地における森林整備事業については、急峻、狭隘な箇所での整備が多く、業務委託費が増大となる傾向にある。 ・林業現場見学会については、定員割れはしていないが、冬に開催したため参加者が多くはなかった。	・搬出困難地における森林整備事業については、場所を確保し継続して行っていく。 ・林業現場見学会については、開催時期の検討も含め、業者と調整を図りつつ継続して行っていく。		農林課	○林道開設計画(市施工分) ○森林経営管理制度意向調査の実施件数(累計)	
2 公益的機能の維持増進								
①公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進	○森林が果たしている、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収、酸素の供給などの公益的機能の維持増進を図るため、間伐等に対する支援を実施 ○森林の循環を進め、林齢構成を平準化するための事業や森林保全のための治山事業等を積極的に東京都に働きかけ、森林施業を推進	・間伐については、公益的機能の維持増進を図るため61ha実施し森林再生支援を行った。 ・治山事業については、東京都発注により樽地内、高尾地内の治山工事を2件行った。	・間伐については、実施箇所の選定に苦慮している。 ・治山事業については、複数箇所を東京都に要望しているが、他市町村との整合や、優先順位等についての判断は東京都となるため、東京都との調整が必要となっている。	・間伐については、施業者と協力しながら継続して面積確保を行っていく。 ・治山事業については、危険な箇所を積極的に整備していただけるよう東京都へ要望していく。		農林課	○森林再生事業の実施面積 ○協働による森づくりの協定件数	
②市民や企業などとの協働による森づくりの推進	○林業の現状や森林の公益性をPRするための情報発信を行い、郷土の恵みの森づくり事業との連携を図り、市民や企業・自治体、ボランティアなどとの協働による森づくりを推進	・現在、港区、新宿区、サントリーホールディングス(株)と森林整備協定を締結しており、適宜森林整備を行っている。	・港区、新宿区については間伐は行われているが、体験学習で行う下草刈りはコロナ渦で行われなかったため、森づくりを行っていく上で、今後は広範囲での下草刈りや大刈りなど必要となってくる。	・林業の現状についてを理解する機会として、林業現場見学会を開催する。その中で座談会を行い、施業者のよりリアルな声を聞ける場を設ける。	農林課	○森林再生事業の実施面積 ○協働による森づくりの協定件数		
第6節 秋川の資源を活用した水産振興の推進								
1 水産振興の推進								
①魚道の維持・管理	○「魚が常に遡上、降下できる河川」を実現するため、国、東京都及び関係市町村と連携した魚道の機能回復及び改修等の取組を実施	・アユ等が遡上するための魚道の土砂撤去・草刈り等の維持管理を行った。	・定期的で適切な維持管理を行うほか、大雨等による緊急時にも十分維持管理に努めていく。	・引き続き維持管理を行うことで、良好な河川環境を保ち、多くの魚が生息する魅力ある川づくりを推進する。	令和5年度の取組のとおり進められたい。	農林課	○魚道の維持・管理件数	
②江戸前アユのブランド化	○東京湾から遡上する天然アユの遡上促進が図られるよう、アユのブランド化の取組を実施	・秋川鮎が「清流めぐり利き鮎会」において、準グランプリを獲得したことを、HPや秋川駅北口に懸垂幕、本庁舎に横断幕を張ることで周知した。	・魚道の維持管理による河川環境作りや鮎のより多くのPRが必要である。	・魚道の維持管理の実施のほか、秋川漁協等の関係機関との調整を引き続き実施していく。		農林課	○魚道の維持・管理件数	

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における課題	令和5年度の実績	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
第3章 市民生活・環境分野							
第1節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進							
1 地域コミュニティの活性化							
①町内会・自治会への加入の促進	○転入者及び未加入者に対する町内会・自治会への加入の案内や不動産協会、宅地建物取引業協会等の協力による加入の呼びかけなど、町内会・自治会への加入を促進	・転入手続きをした市民に対して、市民課窓口で、町内会・自治会活動の紹介ミニパンフレット「町内会・自治会あれこれ」及び加入促進チラシを配布した。(年間約1,000部)また、分譲地の販売不動産業者に町内会・自治会の区域や会長の連絡先を紹介した。しかしながら加入率は、前年度より1.8ポイント減少した。	・取組が受け身になっている(問合せを待つ状態)こと及び、若い世代への効果的なPR方法となっていないことが課題である。	・町内会・自治会連合会と協議しながら、「加入しなくなる」町内会・自治会となるよう、加入メリット、役員の負担軽減の具体的な内容を検討する。また、加入チラシの内容の改善を行う。	令和5年度の実績のとおり進められたい。	地域防災課	○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等 供用施設利用件数
②町内会・自治会の活性化の支援	○高齢化社会、ライフスタイルの多様化等、時代の変化に即した町内会・自治会運営への改革を支援 ○円滑な活動ができるよう、町内会・自治会の適正規模化の取組を支援	・町内会・自治会連合会の各種会議に参加し、会長の要望、考えを直接聞き、今、必要とされているものを把握し、情報提供や内容を確認した。 ・適正規模化の取組は具体的にできなかった。	・活動のデジタル化や、役員の高齢化による活動の負担軽減の相談がある。 ・市内には様々な規模の町内会・自治会があり、団体により運営の考え方や、会員の年齢構成、会の成り立ちに経緯があり、一律に規模の大小で整理できるものではないため、個別の対応が必要である。	・先進事例など研究しながら、当市に合う取組事例を提案し、改革の後押しをする。役員の負担軽減に向け、市としてできることを検討し、連合会を通じて提案する。 ・町内会・自治会連合会と協議しながら、町内会・自治会の成り立ちの経緯を考慮しながらも、広域でできる活動を検討し、適正規模化の取組を続ける。		地域防災課	○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等 供用施設利用件数
③町内会・自治会活動の支援	○地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組を支援	・補助金申請などの相談にのり協力することや、東京都の補助制度の周知(3回)を行うことにより、町内会・自治会の取組を支援した。また、町内会・自治会の課題(役員負担が大きい、活動のデジタル化)に対する相談について、補助制度の調査や情報提供を行った。連合会の会議において、補助金等に関する意見を聴取し、活用しやすい補助金内容を検討した。	・自主的・自発的に取組を行う町内会・自治会に偏りがある。	町内会・自治会の課題に対し、市としてできることを検討し、連合会を通じて提案する。また、町内会・自治会が補助金を効果的に活用し、活動の充実を図れるよう、補助金の交付要綱及び申請手順等について改正を検討する。 ・町内会館・自治会館建設費等補助金補助金については改修工事に関する補助対象要件の下限額の引下げを検討する。 ・コミュニティ事業交付金の交付対象事業については「デジタル活用推進事業」の追加及び町内会・自治会以外の地域団体との連携の強化を図るため申請区分の拡充を検討する。		地域防災課	○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等 供用施設利用件数
④町内会・自治会間の交流の支援	○地域コミュニティの活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援	・町内会・自治会連合会の会議に参加し、連絡や調整などに協力した。	・町内会・自治会の交流は、主に町内会・自治会連合会の事業を通して行われているが、コロナ禍の影響及び特に令和4年度は会長の改選期に当たり、積極的に事業が進められなかった面がある。	・コロナ禍前の事業の状態に戻るよう、連合会の事業の支援を継続する。		地域防災課	○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等 供用施設利用件数
⑤各種団体の支援	○防災・安心地域委員会、各地域の活性化委員会、森林サポートレンジャー、地域ぐるみの支え合い推進協議体等が安定して活動できるよう、情報や資料、活動内容を発表する場の提供など、必要な支援を実施	【地域防災課】 ・避難所開設キットを使用した避難所開設及び運営訓練を防災・安心地域委員会と合同で実施した。 また、定期的に防災に関する会議を実施した。 【商工振興課】 ・活性化委員会が主体となり、各事業を実施した。 [秋川] Akiruno Winter Festival 2022、ブルーライトアップ事業、秋川駅前ハロウィンイベント(参加者約3,000人) [五日市] 野外上映会(参加者約100人)、空き店舗空き家まち歩きツアー(参加者は9人)、雑めぐり(スタンブラーの参加者309人、箒のしらべの参加者28人)、まちづくり通信の発行(偶数月に1,800部発行) [養沢] 景観整備事業(養沢川沿いの景観整備)、果樹園整備事業(ブルーベリー園の整備及びブルーベリーの販売)、ホテル育成事業(カワナ及びホテルの養殖、ホテル観賞会の実施 参加者86人)、空き家対策事業(空き家調査及びパンフレットの作成・配布) 【環境政策課】 ・コロナ禍により地域における景観整備事業の活動が縮小され、森林サポートレンジャーが支援協力する機会がなく、サポートレンジャーとしての活動はできなかった。 【高齢者支援課】 ・地域ぐるみ支え合い推進協議体について、コロナ禍により対面で開催できていなかった協議体を再開した。協議体において、目標や活動の方向性等について再確認する場となった。また、生活支援体制整備事業や生活支援コーディネーターの活動について情報共有ができた。	【地域防災課】 ・避難所開設キットを使用した訓練を各地域で実施してもらい、内容の修正などを行う。 【商工振興課】 ・引き続き、活性化委員会が実施する各事業の後方支援を行いながら、地域が主体となり、継続して活動できる仕組み化を検討していく。 【環境政策課】 ・森林サポートレンジャーや市民が気軽に参加できるような機会を設けるとともに、活動に必要な資機材の調達、情報提供に努める。 【高齢者支援課】 ・協議体の開催を増し、各団体の活動状況等について情報共有を行っていく。また、市民に対して活動の周知、理解を得られる場を検討していく。	地域防災課・商工振興課・環境政策課・高齢者支援課		○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等 供用施設利用件数	
⑥地域コミュニティ団体の支援	○市内の各地域で組織されている地域コミュニティ団体が安定して活動できるよう、コミュニティ会館、学習等供用施設等を活動の場として提供	・地域コミュニティ団体が安全に会館を利用できるよう、会館の管理、修繕(9件)を計画的に進めた。	・会館の老朽化により、利用者の要望に追いつかないことがある。	・会館利用者の高齢化に伴い、椅子を設置してほしいなど、要望(ニーズ)が変化しているため、変化を考慮しながら計画的に進めていく。		地域防災課	○町内会・自治会世帯加入率 ○コミュニティ会館・学習等 供用施設利用件数
2 多文化共生社会の推進							
①外国人にやさしいまちづくりの推進	○人種や国籍にかかわらず、それぞれの文化の違い等を相互に理解し、尊重し合えるよう、意識啓発等の取組を実施 ○ホームページ・各種パンフレット等における外国語での表記、まちの標識における英語等の表記やピクトグラム等の追加、外国人相談窓口の継続など、外国人にやさしいまちづくりを推進	・市ホームページにおいて、国や東京都、市の取組をまとめたページを作成し、その後2回更新を行い、外国人の生活に必要な情報の周知を行った。 ・庁内窓口における外国人相談対応の充実のため、外国人相談窓口を継続して設置した。令和4年度においては、23件の多言語翻訳機の利用があった。 ・市内在住の外国人の生活状況把握のため、国際化推進団体3団体にアンケートやヒアリングを実施した。	・国際化の推進の満足度について、目標値に達していない。 ・多言語翻訳機について、設置以降、毎年度利用件数が減少している。必要としている市民に利用してもらえないよう、周知が必要である。 ・市内在住の外国人の生活状況などを実態を踏まえ、外国人に対する支援等について、情報提供などを行う必要がある。	・必要に応じて市ホームページを更新する。 ・多言語翻訳機の利用について、庁内向けの周知と市民向けの周知を改めて行う。 ・昨年度実施できなかった残りの国際化推進団体にアンケートやヒアリングを実施し、結果をとりまとめる。その結果を踏まえ、国際化推進団体と連携した情報提供などを行う。	企画政策課	○国際化の推進の満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)	

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
②国際化推進体制の充実と関係団体への支援	○国際交流等を推進するため、市民や国際化推進団体などの連携・協力を進め、関係団体の運営等を支援	【企画政策課】 ・市内在住の外国人の生活状況把握のため、国際化推進団体3団体にアンケートやヒアリングを実施した。 【生涯学習推進課】 ・令和4年度に関連団体と2回意見交換会を行い、中止となった受入・派遣事業の代替事業を市教委と関連団体との共催で行うこととし、その後代替事業準備会を開催してメッセージ送付事業を実施した。また、あきる野市国際化推進青年の会へ補助金を交付した。	【企画政策課】 ・国際化の推進の満足度について、目標値に達していない。 ・市内在住の外国人の生活状況などを実態を踏まえ、外国人に対する支援等について、情報提供などを行う必要がある。 【生涯学習推進課】 ・コロナ禍において、各関連団体の活動が停止していた関係で、活動のモチベーション維持が課題と言える。	【企画政策課】 ・昨年度実施できなかった残りの国際化推進団体にアンケートやヒアリングを実施し、結果をとりまとめる。その結果を踏まえ、国際化推進団体と連携した情報提供などを行う。 【生涯学習推進課】 ・令和5年度は、関連団体及び市の関係各課との綿密な調整と連携をしながら事前準備を行い、国際交流事業を実施する。また、あきる野市国際化推進青年の会へ補助金を交付する。		企画政策課・生涯学習推進課	○国際化の推進の満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)
③国際交流活動の推進	○国際的視野をもつ人材の育成を図ることを目的とし、市立中学校に在籍する生徒の海外派遣やマールポロウ市生徒の受入れなど、米国をはじめとする国々との交流を推進	・令和4年度の受入・派遣事業については新型コロナの影響により、中止とした。また、代替事業としてビデオメッセージ及びメッセージカード送付事業を実施した。	・コロナ禍を経て、安全な事業実施が可能な諸条件を整えつつ、各関連団体と協働で進める必要がある。	・令和5年度は、コロナ感染症などのリスクを考慮して、受入・派遣事業ともに期間を短縮して実施する。		生涯学習推進課	○国際化の推進の満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)
第2節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進							
1 防災・消防対策の推進					令和5年度の取組のとり進められたい。		
①防災施設・設備等の充実	○地震などによる大規模災害に備え、避難施設の確保と避難所開設時の生活環境の整備を推進 ○地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースを確保するとともに、幹線道路の整備等を促進 ○消防水利の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域では、防火水槽等の消防水利の整備・充実に努める	・令和4年度については、地域防災計画の修正を行った。また、避難所の生活環境の整備については、感染症対策に関する資機材の整備を進めた。その他の目標について、情報収集などを行った。	・消防水利において、防火水槽が減少傾向にあり、今後、防火水槽の新設などの検討が必要である。	・令和5年度についても、これまでと同様に目標とする姿に近づくように情報収集などの活動を継続する。		地域防災課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
②人材の育成や地域防災力の強化	○災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援 ○地域防災力を強化するため、自助と共助の意識を醸成し、防災・安心地域委員会と共に地域防災の中核を担う「地域防災リーダー」を育成 ○市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者へ周知し、防災意識の向上を図る ○市民の自助意識を醸成し、市民が個々に必要なものを備える家庭内備蓄の推奨に努める	・防災・安心地域委員会と合同で避難所開設キットを使用した訓練及び市総合防災訓練を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら地域防災リーダー育成事業を実施した。市及び防災・安心地域委員会の広報紙により家庭内備蓄の推奨を実施した。また、産業祭など市行事においても防災・安心地域委員会と合同で家庭内備蓄の推奨を行った。	・各地域の町内会・自治会に加入していない市民に対する周知方法などの再検討が今後の課題となる。	・令和5年度については、これまで新型コロナウイルスの影響で実施できなかった、防災コンクールなどの災害に関連する行事を実施する。		地域防災課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
③消防力の充実	○消防活動を円滑に実施するため、消防団員の確保に努めるとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員を確保し、組織の強化を図る ○設備等の充実に努める	・消防団幹部での協議及び消防委員会を3回開催した。それぞれ、団員確保に関することと、消防団員の年額報酬及び出勤報酬などの引き上げによる処遇改善措置について協議を行った。また、消防団員による地域と連携した団員勧誘及び産業祭などで広報活動を行った。市事務局では、市広報や懸垂幕を使用した周知活動を行った。	・定年退職者数に対して加入者数が少なく、今後、減少傾向が続くものと考えられる。	・令和5年度は、これまでの取組を継続するとともに、女性消防団員の加入などについて、施設の設備面などを含め検討を行う。		地域防災課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
④避難行動要支援者の支援体制づくりの推進	○避難行動要支援者の把握に努めるとともに、各所管部署が中心となって消防や警察、町内会・自治会、防災・安心地域委員会などと情報を共有し、発災時における避難行動要支援者の支援方法と支援体制づくりを推進	【地域防災課】 ・令和4年度については、避難行動要支援者名簿の更新及び福祉避難所となる施設と協議を行った。また、市役所内部の関連部署と体制づくりに関して情報共有を行った。 【福祉総務課】 ・各所管部署との情報共有を行った。 【障がい者支援課】 ・事業者に対して福祉避難所に関するアンケート調査を実施した。 【高齢者支援課】 ・防災・安心地域委員会へ地域見守り事業として定期的な見守りを継続依頼している。	【地域防災課】 ・市役所内部での調整がなかなか進まない状況となっている。 【福祉総務課】 ・各所管部署と全体的な方針について話し合う機会を設けることができていない。 【障がい者支援課】 ・協定の締結に向け、内容を精査する必要がある。 【高齢者支援課】 ・地域見守り事業の利用者数が減少している。防災・安心地域委員会の負担が大きいとの意見もでている。	【地域防災課】 ・目標の実現につながる市役所内部での協議を行う。 【福祉総務課】 ・各所管部署と打合せを行う。 【障がい者支援課】 ・他市の協定内容等を調査し、地域防災課と協議・調整する。 【高齢者支援課】 ・利用者と発災時の避難行動支援に備え、日々の活動を通じて関係をつくりがけるよう防災・安心地域委員会と情報共有を行っていく。		地域防災課・福祉総務課・障がい者支援課・高齢者支援課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
⑤住宅の耐震化の推進	○地震発生時の住宅崩壊による被害の低減を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る経費の助成制度の利用を促進し、住宅の耐震化を推進	・旧耐震基準の住宅所有者に対して、ダイレクトメールの送付や耐震診断、耐震改修へ繋げるための建築士による無料の簡易診断を希望者に対して実施した。アドバイザー派遣は21件、耐震診断は11件、耐震改修は3件実施した。	・普及啓発活動のダイレクトメール送付の効果が少しずつ現れており、過去の診断・改修実績からは件数が増えている。より多くの住宅所有者の耐震診断・耐震改修に繋げていきたいので、ダイレクトメール送付等の時期について検討していく必要がある。	・耐震診断・耐震改修のさらなる促進を図るため、普及啓発活動(ダイレクトメールの送付や市ホームページ等での情報発信)を継続して行っていく。		都市計画課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
⑥国土強靱化の推進	○大規模自然災害などが起こっても、地域社会経済が機能不全に陥らず、迅速な復旧復興ができるよう、国土強靱化地域計画に基づき、国土強靱化の取組を推進し、防災・減災につなげる	【企画政策課・地域防災課・都市計画課】 ・令和4年3月に策定したあきる野市国土強靱化地域計画について、市役所情報公開コーナーに設置するとともに広報及びホームページ上に掲載し、国土強靱化の取組の周知を図った。 ・大規模盛土造成地の第2次スクリーニング調査を東京都が実施するにあたり、東京都と協議を実施した。 ・東京都などから送られてくる関連メールの内容を確認するとともに市役所内部の関係部署と情報共有を行った。 ・比較的、着手しやすく重要なトイレに関して簡易トイレなど実物の見学を行った。	【企画政策課・地域防災課・都市計画課】 ・社会経済情勢の変化や新たな脅威の発生などがあつた場合には計画の見直しを行うこととしているが、見直しが必要となる事態は生じなかった。今後、見直しを行った際には、再度、周知を図る。 ・具体的な取組の実施及び計画の情報共有が難しい。	【企画政策課・地域防災課・都市計画課】 ・各取組を継続するとともに、引き続き、東京都と協議を実施する ・計画の見直しが必要となる災害等が発生した場合は、見直しを行う。また、必要に応じて市民への周知活動を行う。		企画政策課・地域防災課・都市計画課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
⑦防災・減災に対する外部連携の強化	○災害発生時に備え、民間企業などとの協定等により、物資供給や設備の保全・復旧体制を強化するとともに、近隣自治体や医療機関との連携による災害時医療体制の充実を図る ○大規模災害時において必要な支援を効果的に受けられるよう、受援計画を策定し、継続して検証と見直しを行うことで、受援体制の向上を図る ○近隣自治体をはじめ他地区で発生した甚大な被害に対する支援や避難者の受け入れなどの応援体制の在り方を検討	・災害時の医療体制の充実を図るため、市役所内部で関係部署と災害医療に関する会議を実施した。また、西多摩保健医療圏地域災害医療連携会議における、あきる野ブロック会議を2度実施し医療救護所の設置・運営及び災害事業センターなどについて協議を行った。また、「医療救護所設置運営マニュアル」の修正を進めた。西多摩保健医療圏地域災害医療連携についても会議を2度実施し西多摩保健医療圏の災害医療について協議を行った。また、災害時に効果的な支援を迅速に受けられるよう受援計画の策定作業を進めた。	・医療分野において、備蓄品を充実させること、遺体の身元判明に関しては、歯科医師会との協定が必要となるなどの課題がある。	・これまでの事業を継続するとともに令和5年度は、医療救護所用テントの設置訓練の実施及び受援計画の策定作業を終了させる。		地域防災課	○地域防災リーダー数 ○消防団員数 ○家庭内備蓄の実施率
2 防災対策の推進							
①防犯意識の普及・啓発及び向上	○市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図り、防犯意識の普及・啓発及び向上を図る	・広報及びメール配信で特殊詐欺対策を周知した。また、防犯意識の向上を図るため、わんわんパトロール事業の周知を狂犬病集団接種会場や産業祭で呼びかけた。	・イベント開催が少なかったため、PR活動が思うようにできなかった。	・イベント会場での周知を継続して行っていくとともに、青色回転装着車両による周知回数を増やすことで、防犯意識を高める。		地域防災課	○犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)
②防犯体制の充実	○町内会・自治会や警察等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図る	・市内で起こっている特殊詐欺・不審者情報について、警察署から詳細を得て、防犯協会及び町内会・自治会長へ情報提供を行った。	・事件発生時の町内会・自治会長への情報提供について、個人差(FAX番号がない)があるため、全町内会・自治会長への情報提供ができていない。	・青色回転装着車両による、防犯対策の周知を図るため、各課へ協力依頼をしていく。		地域防災課	○犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)
3 交通安全の推進							
①交通安全運動等の推進	○交通事故防止に向け、交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践できるよう、交通安全運動等を推進	・自動車だけではなく、自転車や歩行者に対して、交通事故防止の周知をメール配信した。また、中学生(2校)に対してスタントマンによる交通安全教室を開催するとともに、就学前の保護者に対して、交通事故に関するチラシを配付するなど、交通安全に対する意識向上を図った。	・交通事故発生後の対応・対策について、警察署や交通安全協会との連絡・調整ができていなかった。	・交通事故防止対策として、交通ルール等の周知を図るため、青色回転装着車両により呼びかけを行う。		地域防災課	○人身事故件数(市内発生分)
②駅周辺の自転車駐輪場の適正管理等	○駅周辺の良好な交通環境を維持するため、駅周辺の自転車利用状況を把握するとともに、自転車駐輪場の適正管理等に努める	・駐輪場内の放置自転車所有者への通知を2回発送した。また、駐輪場周辺での迷惑駐車をする人に対して、フェンスに看板を設置するとともに、貼紙での注意喚起を行った。	・駅周辺の駐輪場では、自転車盗難が多発している。	・管理している駐輪場に防犯カメラを設置するとともに、自転車無施錠の利用者に対して、関係機関と協力しながら対策を検討する。		地域防災課	○人身事故件数(市内発生分)
4 平和なまちづくりの推進							
①非核平和都市宣言の発信	○市民、事業者、市議会などとの共通認識の下、市自らが、戦争の悲劇を繰り返さず、核兵器の廃絶と世界の平和を訴え続ける必要があることから、市の姿勢を明確にするため、非核平和都市宣言を決定し、発信	・第2次総合計画にて、令和8年度の発信を目標としている。令和4年度については、市民アンケート調査を実施し、アンケート項目に「非核平和都市宣言に盛り込む内容」についてを加え実施した。	・発信に向け、市民アンケート調査の結果についてのとりまとめを行ったが、発信文の作成過程までには至らなかった。	・令和5年度中の決定・発信を目的に令和4年度に実施した市民アンケート調査の結果を参考として、宣言文の内容等を検討する。		企画政策課	○非核平和都市宣言の発信
②平和を学ぶ取組の推進	○幅広い年代において、平和の尊さを改めて学ぶため、平和に関する展示など、市民等の平和に関する意識啓発を行うとともに、市民を広島に派遣するなど、平和を学ぶ取組を推進	【企画政策課】 ・例年「平和パネル展」を実施しているが、令和4年度は新型コロナウイルスの影響により中止し、平成30年8月に作成した「市内戦争体験の記録」の冊子を再版し、市役所と図書館にて配布を行った。 【総務課】 ・8月15日正午に黙祷を実施した。	【企画政策課】 ・新型コロナウイルスの影響により実施できなかった事業がいくつかあった。 【総務課】 ・毎年平和パネル展を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、実施しなかった。	【企画政策課】 ・令和4年度に発足した平和首長会議東京都多摩地域ネットワーク会議による各区市町村の情報をもとに今後の取組等を検討していく。 ・非核平和都市宣言の発信に向けて、宣言文の検討を進めていくとともに、近隣自治体の取組等を研究していく。 【総務課】 ・戦中、戦後の日本の戦況や戦争の不条理さを知ること、平和の尊さに思いを馳せる機会を提供することで市民の平和意識の向上を図ることを目的に、平和パネル展を実施する。(8月実施予定) ・8月15日正午に黙祷を実施する。		企画政策課・総務課	○非核平和都市宣言の発信

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における課題	令和5年度の実績	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
5 公害防止の推進と生活環境の保全							
①公害に関する知識の普及と啓発の推進	○公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙等により、公害に関する知識の普及と啓発を推進	・定期的な野外焼却や農薬の使用についての市広報及びホームページで啓発を行った。 ・大気汚染防止法の改正により令和4年4月より、一定規模以上の解体・リフォームについては石綿システムへ事前調査の報告が必要になり、市広報及びホームページで周知を行った。解体現場への立入も行い法の周知と石綿ばく露に対する啓発を行った。 ・初年度の事前調査報告件数は257件で、立入調査を行った件数は39件になった。施工業者が法を遵守せずに施工するケースもあり、今後も丁寧な普及と啓発が必要である。	・大気汚染防止法の改正により石綿システムでの報告や作業基準が定められたが法を遵守せずに施工する業者がある。指導を行うに当たり、石綿含有建材の判断について専門的な知識を有することから法知識、建材及び施工方法についての知識に長けた人員の育成が必要である。	・公害に関する意識向上のため市広報及びHPIにて啓発を行う。 ・令和5年10月から大気汚染防止法の定める事前調査を行うには資格が必要である旨を周知し啓発活動を行う。		生活環境課	○環境基準の達成率(大気、水質等)
②公害の未然防止・早期対応の推進	○パトロールや環境測定(大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等)などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進	・例年通りの環境調査を行った。水質の大腸菌に関する環境基準の見直しが行われ全体の環境基準達成状況が大きく向上した。 ・パトロール中に改正された大気汚染防止法の作業基準を遵守していない現場の立入を行い指導を行った。	・水質の環境測定にて氷沢川でBODの数値が高く環境基準を超えた。 ・大気汚染防止法の立入検査について現場を複数回訪問し指導を行わなければならない、指導し法の遵守を確認するまでに時間と労力がかかる。	・令和4年度の環境調査で環境基準を超えた氷沢川の数値について注視していく。再度環境基準を超えた場合は、追加の測定を行い東京都に協力を要請し原因の究明を行う。		生活環境課	○環境基準の達成率(大気、水質等)
第3節 清潔で快適な循環型社会システムの構築							
1 ごみの減量化と適正処理の推進					令和5年度の実績のとおり進められたい。		
①ごみの適正処理(分別・収集運搬・処分)体制の構築	○一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別・収集運搬・処分までを円滑に行えるよう、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図る ○資源とごみの出し方カレンダーの充実や「ごみ分別アプリ」の活用により、ごみの分別徹底を図り、ごみの適正処理と減量化・資源化につなげる ○収集運搬については、より一層の環境負荷の低減を図るため、効率的な収集ルートの選定や環境に配慮した収集車の導入を推奨	・ごみの分別や減量に関する情報を市民にわかりやすく提供するため、あきる野ごみ会議と協働でごみ情報誌「へらすぞう」を発行し、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図った。 ・ごみの適正処理と減量化・資源化につなげる取組として、「令和4年度～令和5年版 資源とごみの出し方カレンダー」へ分別や減量に関する諸制度や啓発事業を新たに掲載し、「ごみ分別アプリ」では分別方法やごみ減量事業の周知などを行った。また、発火の恐れのある小型充電電池を使用した製品(電子タバコ・掃除機)の分別変更を行った。	・コロナ禍への対応等により、効率的な収集ルートの選定や環境に配慮した収集車の導入に関する検討を十分に行えなかったことから、今後の状況を見ながら進めていく必要がある。	・環境配慮車の導入に向けた調査研究 ・「令和6年度～令和7年度版資源とごみの出し方カレンダー」の作製に向けた掲載内容の見直しを行う ・適正処理に向けた処理方法変更等への迅速な対応を行う		生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量
②ごみ減量化の推進	○環境教育の一環として、市民や事業者に対し、プラスチックごみによる海洋汚染等を周知し、レジ袋等の削減の取組を実施 ○生ごみの水切りの徹底など、ごみ発生抑制の取組を促し、ごみの減量化を推進	・一斉清掃での海ごみゼロウィーク用ごみ袋の配布や環境問題啓発ポスターコンクールの作品テーマの一つを「プラスチックごみ削減」にするなど、レジ袋等プラスチックごみ削減の啓発を行った。 ・市指定収集袋の令和4年度作製分から、生ごみの水切りの徹底を新たに記載した。また、ごみ情報誌「へらすぞう」にも、生ごみの水切り方法を掲載するなど、ごみの減量化の啓発を行った。	・ごみ減量化の推進に関する市民意識の向上には、継続的な周知や啓発活動が必要である。 ・事業所ごみの減量化への一層の取組が必要である。	・ごみ減量の周知・啓発として、一斉清掃や環境問題啓発ポスターコンクール等を継続して実施する。 ・ごみ情報誌「へらすぞう」や「ごみ分別アプリ」等により、ごみ減量に関する情報提供を継続して行う。		生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量
③食品ロス削減の推進	○食品ロスの削減に向けて、講座の開催、ごみ情報誌「へらすぞう」への記事掲載、フードドライブの実施、食べきり協力店登録制度などを活用し、市民や事業者への周知・啓発の取組を実施	・市民や市内事業者から余剰品を受けるフードドライブを2回実施し、食べきり協力店事業では新たに3店舗が登録した。また、食品ロスをテーマにした環境問題啓発ポスターコンクール入賞作品を商店等に掲出するなど、市民や事業者への周知・啓発の取組を実施した。	・コロナ禍による飲食店等の営業制限等により、食べきり協力店事業を十分に行えなかったことから、今後の状況を見ながら進めていく必要がある。	・フードドライブを継続的に実施する。 ・食べきり協力店事業の取組内容を検討する。		生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量
④環境美化活動の推進	○美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、パトロールによる不法投棄の抑制や市内一斉清掃などにより、環境美化活動を推進	・不法投棄パトロールや河川清掃委託を通年で実施するとともに、不法投棄防止の相談や防止看板の配布も行い、不法投棄の抑制に努めた。また、ボランティア袋の配布や一斉清掃の実施により、環境美化活動を推進した。	・管理意識の低い土地所有者への不法投棄対策の周知が必要である。 ・環境美化活動を推進するため、清掃活動団体の育成を検討する必要がある。	・不法投棄対策の周知を充実させる。 ・清掃活動団体の育成に向けた調査研究を行う。		生活環境課	○市民1人1日当たりのごみ排出量
2 リサイクルの推進							
①リサイクルシステムの充実	○市民、事業所及び行政の協力の下、また、民間事業者との連携の下、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実に図る	・粗大ごみの再利用を促進するため、インターネットによる譲渡の取組を推進するとともに、家電・パソコンリサイクルやグリーン購入などの周知をホームページなどで積極的にを行い、リサイクルシステムの充実に図った。	・インターネットによる譲渡の取組を活用できない市民もいるため、他の取組の検討が必要である。 ・製造者責任の観点から、製造者によるリサイクルシステムを活用する検討が必要となる。	・粗大ごみのリユースに繋がる新たな取組の調査研究を行う。 ・製造者によるリサイクルシステムの新たな導入を検討する。		生活環境課	○総資源化率
②資源回収の推進	○資源化の啓発・指導や資源集団回収の取組などにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進	・市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進するため、資源集団回収事業を実施し、令和4年度は103団体が登録し、1,749,180kgの資源が回収された。	・団体の登録数及び回収量が減少傾向にあるため、地域団体等への事業内容の周知等が必要である。	・町内会・自治会などの団体への事業内容の周知を行う。		生活環境課	○総資源化率
③ごみの堆肥化の促進	○EM菌処理容器の貸与やダンボール式コンポスト容器の配付などの取組により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進	・令和4年度はEM菌処理容器を229個貸与した。また、生ごみ堆肥化講習会を8回開催140人が参加し、ダンボール式コンポスト容器の配布を行った。	・生ごみの堆肥化を実践したくても処理物を活用できる十分な土地がない市民もいるため、活用先の検討や新たな生ごみ処理方法の検討が必要である。	・処理物の活用先の検討や新たな生ごみ処理方法を検討する。		生活環境課	○総資源化率

第2次あきる野市総合計画 令和4年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における課題	令和5年度の実績	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
3 地球温暖化対策の推進							
①国や東京都と連携した地球温暖化*対策の推進	○ゼロカーボンシティに向け、国や東京都と連携して温室効果ガスの削減に努めるとともに、各種施策の情報発信や、森づくりを通じた二酸化炭素吸収源の拡大を図るなど、市民や事業者と連携した地球温暖化対策を推進	・オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が公表する最新のデータでは、あきる野市の二酸化炭素排出量は、267t-CO ₂ であり、家庭などからの排出である民生部門と自動車などからの排出である運輸部門からの割合が多くなっている。 市ホームページや広報において、国及び都が実施している補助制度の情報発信を行った。	・市の特性に応じた地球温暖化対策の検討が必要である。	・国及び都の補助金を利用した地球温暖化対策の検討を行う。		環境政策課	○市内の二酸化炭素排出量 ○市役所の二酸化炭素排出量
②市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入の検討・推進	○地球温暖化など環境への負荷を軽減するため、本市の自然や道路環境等を踏まえて、市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入を推進	【企画政策課】 ・令和3年度に作成したあきる野市次世代自動車導入方針に基づき、令和4年度は補助金等を活用し電気自動車を1台購入する予算計上を行ったが、購入予定であった電気自動車が販売中止となり、購入に至らなかった。 【環境政策課】 ・令和3年度の市役所の二酸化炭素排出量は、4,674.2t-CO ₂ となり、令和4年4月1日現在の次世代自動車導入数は、12台となった。 【総務課】 ・令和4年度末現在、市役所本庁舎で所有する電気自動車(10台)の全ての車両に普通充電器が導入できている。 また、本庁舎には、一般利用者向けに急速充電器を設置しているため、急速充電が必要となった場合には活用している。	【企画政策課】 ・市場の動向に左右されるため、市場の動向や補助金等の情報収集を引き続き行うことが必要である。 【環境政策課】 ・次世代自動車導入に向けた庁内連携及び補助金の確保が必要である。 【総務課】 ・電気自動車の導入が増えていることから、普通充電器の不足が課題となる。	【企画政策課】 ・補助金等を活用し、3台の電気自動車を購入予定である。 【環境政策課】 ・庁用車の新規導入、買替時においては、可能な限り、次世代自動車を導入する。 【総務課】 ・今後、普通充電器の台数を増設できるよう、関係各所と調整を行う。 また、台数増設が可能となるまでは普通充電器1台で複数台の車両を充電することとなるため、適正な庫車配置を行う。		企画政策課・環境政策課・総務課	○市内の二酸化炭素排出量 ○市役所の二酸化炭素排出量
第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進							
1 生物多様性保全の推進							
①自然環境の保全の推進	○地域の特性に応じた環境の保全や郷土の恵みの森づくりを推進し、生物多様性の維持・向上を図る	・生物多様性地域連携保全活動については、昔道・尾根道補修等事業の8事業、景観整備維持管理事業の14事業に交付金を交付した。また、ホテルの里づくり推進事業については、4団体に補助金を交付したほか、1団体に保全活動を委託した。 菅生地区においては、関係団体との合意書に基づき、森林の再生に取り組んだ。	・各団体においては、高齢化により事業の継続が困難な状況であり、後継者が不足している。	・生物多様性地域連携保全活動への交付金及びホテルの里づくり推進事業への交付金や委託を継続する。また、菅生地区における里山づくりについては、関係団体や地域の方との意見交換を行い、森林再生に取り組む。	(委員)2①河川及び湧水池の水質保全 洗車した際の洗剤が混ざった水が側溝に入り河川に直接流れることについて、令和5年度の実績では「定期的」にパトロールを行う」としているが、周知・啓発など、もっと具体策を示した方がよい。	環境政策課	○「生物多様性」という言葉の認知度 ○郷土の恵みの森づくり事業(昔道・尾根道整備、景観整備)の参加団体数
②希少動植物保護の推進	○希少種や保全すべき種の生息・生育状況等を把握し、モニタリングを継続することで保護を推進	・森林レンジャーあきる野や自然環境調査部会により、市内における希少種の分布調査や生息調査を継続して行った。	・外来種による希少種への影響が懸念される。 ・自然環境調査部会の担い手不足が課題となっている。	・引き続き、森林レンジャーあきる野や自然環境調査部会による希少種の生息状況等の調査、モニタリングを継続する。 ・あきる野里山保全担い手養成講座を実施する。		環境政策課	○「生物多様性」という言葉の認知度 ○郷土の恵みの森づくり事業(昔道・尾根道整備、景観整備)の参加団体数
③外来種対策の推進	○国や東京都、近隣市町村との連携の下、生物多様性や農業に影響を及ぼす外来種への対策を推進	・都の補助金を活用し外来種対策を実施した。	・クビアカツヤカミキリについては被害が拡大している。 ・アライグマ・ハクビシンについては捕獲数が依然と減少傾向に転じていない状況も見受けられ、大きな効果は感じられない。	・捕獲事業を継続実施する。 ・特定外来生物については、都に加え国の補助金も活用し実施する。 ・条件付特定外来生物(アメリカザリガニ、アカミミガメ)について、生息状況の情報を収集し、対策の検討を行う。		環境政策課	○「生物多様性」という言葉の認知度 ○郷土の恵みの森づくり事業(昔道・尾根道整備、景観整備)の参加団体数
2 水環境の充実							
①河川及び湧水池の水質保全	○親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例に基づく取組を推進 ○河川及び湧水池の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して河川環境の保全の取組を実施	・清流保全協力員による水質の検査や河川状況の確認を行い河川環境の保全を推進している。令和5年度からは協力員の構成を町内会推薦を廃止し漁協からの推薦を3人から14人に増やし専門性向上させるよう調整した。 ・河川については多摩川関連河川の水質調査を19自治体と同時に河川の保全に取り組んだ。湧水については水枯れで測定が欠測になる場所もあり今後注視する必要がある。	・近年河原でのバーベキューなどのごみの放置が多く、清流保全協力員へゴミ袋を渡し清掃をお願いしている。河床の上昇対策などの要望も多い。 ・道路上での洗車等の洗剤が側溝を流れ直接河川に流れ込み泡が発生する河川の水質事故があった。水量の低下等、原因は一概では無いが、河川の監視頻度を多くする必要がある。	・清流保全の協力員の構成を町内会推薦を廃止し、漁協の推薦を3人から14人へ増やし専門性を高めていく。 ・例年通り、多摩川関連河川の広域的な測定を行う。昨年度水質事故が起きた場所を定期的にパトロールを行う。		生活環境課	○環境基準の達成率(大気、水質等)(再掲)
②雨水対策の推進	○道路等の透水性舗装や浸透ますの設置により、地下水のかん養と河川の水量を確保するとともに、災害の防止を図るため、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図る	【生活環境課】 ・清流保全条例に定められた雨水の地下浸透について地下水のかん養と河川の水量を確保するため周知する。 【都市計画課】 ・宅地開発指導要綱に基づき、宅地及び新設道路等の雨水浸透処理施設の設置をさせる指導を実施した。 【管理課】 ・雨水対策の推進については、建設課と共同して、必要に応じて浸透ますを設置した。 【建設課】 ・道路側溝等が設置されておらず、水溜まりが発生する箇所について、必要に応じて浸透ますを設置した。	【生活環境課】 ・河川の水量の減少や湧水場所の水枯れなどの減少が発生しており、今後も注視が必要。 【都市計画課】 ・適切な指導を実施しており、大きな課題はない。 【管理課】 ・建設課の予算範囲内で対応しているため、全ての案件に対応できていない。 【建設課】 ・予算範囲内で対応しているため、全ての案件に対応できていない。	【生活環境課】 ・昨年、湧水が水枯れを起こしていた場所や湧水が減少している場所の確認を行う。 【都市計画課】 ・引き続き、指導を実施する。 【管理課】 ・引き続き、建設課と協議の上必要に応じて浸透ますを設置し、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図る。 【建設課】 ・引き続き、必要に応じて浸透ますを設置し、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図る。		生活環境課・都市計画課・管理課・建設課	○環境基準の達成率(大気、水質等)(再掲)

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
3 緑環境の充実							
①保全緑地や公開緑地の指定の推進	○生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収、崖線の保全などの機能を有する貴重な緑を確保するため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地(樹林地・樹木・屋敷林・生け垣)や公開緑地の指定を推進	・ふるさとの緑地保全条例に基づく良好な緑地や公開緑地の指定の推進を行った。	・異常気象による倒木の危惧や管理費の増大により、緑地(樹木)の指定解除が見受けられる。 ・市民の生物多様性保全や緑確保に対する理解や関心が低く、良好な緑地等は苦情対象となりがちである。	・良好な緑地や公開緑地の指定を推進する。		環境政策課	○保存緑地・公開緑地の面積
②公共施設及び民間施設の緑化の推進	○市街地における貴重な緑である公共施設の緑地について、生物多様性保全や地球温暖化対策などのため、適切な維持管理を推進 ○減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するとともに、一定規模以上の施設の設置や土地の改変に対し、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準による緑化を推進。特に、景観上及び防災上の観点から接道部の緑化を促進	・施設所管課において緑地の確保、維持管理を進めている。 ・ふるさとの緑地保全条例の緑化基準に基づき、一定規模以上の開発等の際に緑化の確保を指導した。	・公共施設(公園・街路樹等)の樹木については管理費や近隣住民からの苦情などの理由から強剪定や伐採されがちである。 ・ふるさとの緑地保全条例に基づく緑化のあり方について、改善を求める指摘あり。	・指導を徹底する。 ・ふるさとの緑地保全条例の内容及び運用方法について検討する。		環境政策課	○保存緑地・公開緑地の面積

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
第4章 保健福祉分野							
第1節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実							
1 健康づくりの充実					令和5年度の取組のとおり進められたい。		
①各種健康診査・検診等の充実	○生活習慣病の予防やがんの早期発見、保護者と子の健康維持・増進などを図るため、各種健康診査・検診の充実や適切な指導・支援による健康教育を推進 ○乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科検診やかかりつけ歯科医をもつことの促進などにより、歯科保健の充実を図る	・特定健診受診率44.33% ・後期高齢者健診51.62% ・特定健康診査、がん検診等を実施した。特定健診の実施後、保健指導の該当者には、個別に案内を行った。保健指導未利用者に対して、さらに個別の健康相談を案内した。 ・さらに、病態別の健康教育を実施。がんについては、中学校より依頼があり、4校でがん教育を実施した。	・特定健診受診率が目標に達していない(目標50%)。 ・特定健診受診後、保健指導の該当者の利用者が少ない。	・今年度40歳になる方に、健康ガイド等の配布を行い、健診等についても周知していく。 ・病態別の健康教育を実施する。 ・小中学校から依頼があり、今年度12校でがん教育を実施する。		健康課	○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率
②地域における健康づくりの推進	○健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を推進するとともに、健康づくり市民推進委員やめざせ健康あきる野21推進会議が行う健康づくり活動を支援し、地域における健康づくりを促進	・健康づくり推進協議会については、今年度からハイブリット形式の会議を取り入れて実施した(2回)。 ・健康づくり活動については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ活動内容を制限、変更して実施した。 ・健康づくり市民推進委員、めざせ健康あきる野21推進会議に対し研修や助言を行い健康づくり活動を支援した。また、活動については感染対策を講じながら10月に健康のつどい、11月に第100回記念ふれあいウォークを実施した。	・健康づくり活動については新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ活動内容の制限、変更などにより、積極的な健康づくり活動に取り組むことができなかった。	・活動方法や感染対策を見直し、広く活動できるように支援していく。 ・各団体が進めるそれぞれの活動について、情報交換や検討の場を提供し、地域における健康づくり活動を推進していく。		健康課	○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率
③ボランティアの育成	○保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催により知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアを育成	・新型コロナウイルス感染症予防の観点から、一部活動制限があったが、可能な範囲でチラシ配布、イベント周知、ホームページの活用でボランティア募集を行った。	・活動でのメンバー確保ができていない。	・メール配信の活用等、新たな方法でのメンバー募集や育成、活動について検討していく。		健康課	○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率
④食育の推進	○食を通じて心と身体を育むために、関係機関と連携しながら食育を推進	・あきる野市食と栄養の連携会議(※)を、7月と11月の2回開催した。 ・各課の食に関する業務や情報を共有し、共通で取り組めるテーマを検討した。 (※)食育推進にかかわる農林課、保育課、学校給食課、健康課で構成。	各課業務での活動(事業)が中心で、連携した事業検討ができなかった。	・令和4年度に決定した共通で取り組むテーマ「野菜」を各課事業にいかす。 ・連携して活動できる事業や周知、啓発について検討する。		健康課	○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率
⑤心の健康づくりの推進	○精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを推進	・庁内連絡会及び推進協議会において、関係機関との情報交換、推進の協議を行った。 ・ゲートキーパーのチラシを作成し、周知啓発を行った。 ・20歳を祝う会の出席者に対して、心の相談窓口の周知活動を行った。	・幅広い年代に向けた周知が必要である。 ・自殺者が多い40歳代～60歳代男性の相談が少ない。 ・相談先の情報提供が必要である。	・次期計画の策定も踏まえ、市における自殺の傾向を分析し、対策を検討していく。		健康課	○65歳健康寿命(要支援1) ○地域イキイキ元気づくり事業一般登録者数 ○特定健康診査受診率
2 予防体制の充実							
①予防接種の促進・充実	○感染症の発生予防、発病予防及びまん延防止のため、乳幼児、児童・生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上に向けた積極的な勧奨などにより、予防接種の充実を図る	・定期接種の対象者である乳幼児、児童・生徒に対し予防接種を実施し、未接種者には、個別通知を送付し接種勧奨を行った。	・臨時接種である新型コロナウイルスワクチン接種は、乳幼児の実施期間が年度途中からとなり、十分な期間を取ることができなかった。	・感染症の発生予防、発病予防及びまん延防止のため、引き続き定期予防接種を実施していく。また、未接種者に対しても、積極的に勧奨を行う。	健康課	○麻しん風しん第1期予防接種率、麻しん風しん第2期予防接種率	
②感染症対策の充実	○感染症の予防とそのまん延防止のため、結核検診や教育活動、広報活動などにより、市民に正しい知識を提供し、知識を得てもらえるようにするとともに、新型インフルエンザ等の感染症に関する危機管理体制を充実	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や支援等を整備し、市民に正しい情報を提供した。臨時接種である新型コロナウイルスワクチン接種については、4回目、オミクロン株対応ワクチン接種体制を整備し、実施した。	・新型コロナウイルス感染症に関する支援等については、感染症のまん延状況によって、件数が急激に増減し支援体制の対応が困難だった。	・新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に移行し、発病予防やまん延防止対策に変更があるため、国の方針に基づき危機管理体制を実施していく。	健康課	○麻しん風しん第1期予防接種率、麻しん風しん第2期予防接種率	
③薬物乱用防止対策の推進	○関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進	・感染症拡大防止のため中止されていたイベント等が行われたため、薬物乱用防止対策の啓発活動を実施し、薬物乱用に関する周知を行うことができた。	・感染症拡大防止のため、接触を避ける傾向があり、啓発配布物を受けとらない方が増加し、今後の啓発方法に課題ができた。	・啓発方法について、現在も配布物以外のポスター、標語の募集等を行っているが、配布物を配る方法についても、より啓発ができるような方法等を検討して実施していく。	健康課	○麻しん風しん第1期予防接種率、麻しん風しん第2期予防接種率	
3 保健・医療提供体制の充実							
①医療と福祉の連携及び強化	○市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療・福祉の連携を強化 ○医療機関、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携強化により、医療体制の充実を図る ○日の出町及び檜原村と連携・協議し、公立阿伎留医療センターの医療サービスを充実させるため、必要な支援を実施	・保健事業の実施や災害時の医療体制を充実させるため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を図っている。また、地域医療の核となる公立阿伎留医療センターの運営に当たっては、日の出町及び檜原村と連携・協議し、経費の一部を負担している。	・市の保健事業に加え、新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種等の事業についても協力依頼をしていることから医療機関の負担が増加している。	・医療機関、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整及び情報共有を行い連携を強化することで、医療体制の充実を図る。	健康課	○地域医療体制に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計)	
第2節 安心して子どもを産み育てられる環境の整備							
1 子どもたちが健やかに育つ環境の整備							
①幼児教育・保育の充実	○幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図ることなどにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制を充実	・職員の質向上のための支援としてあきる野市保育士等キャリアアップ補助金を9施設に補助交付を行った。 ・幼児教育の向上を目的とする研修に要する費用について幼稚園協会に対し300,000円の補助交付を行った。	・適切に補助交付を実施しており大きな課題はない。	・引き続き補助交付を行い、研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図り更に質の高い幼児教育・保育を提供する体制を充実していく。	保育課	○保育園等待機児童数 ○学童クラブ待機児童数 ○放課後子ども教室開設校数	

第2次あきる野市総合計画 令和4年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
②成長段階に応じた健全育成	○乳幼児の年齢等に応じた健康診査等の実施、幼児教育・保育から義務教育への円滑な移行を図るための関係機関の連携、学童クラブなどによる放課後の活動支援等を実施することにより、子どもたちの成長段階に応じた健全育成を図る	<p>【健康課(母子保健係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月児健康診査 受診者426人(受診率97.0%)、年30回実施 ・1歳6か月児健康診査 受診者539人(受診率95.1%)、年41回実施 ・3歳児健康診査 受診者588人(受診率92.0%)、年40回実施 <p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の市内学童クラブは、若葉第2学童クラブの開設により、11箇所17クラブでの運営を行った。 令和4年度末の入会者数は、877人で、待機児童数は40人となった。(令和5年3月31日現在) 待機児童については、児童館の特例利用により、居場所の確保・提供に努めた。 <p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校への引き継ぎが円滑となるように保育要録や就学支援シートの作成を行い情報提供を行った。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導員及び教育相談員により、幼稚園、保育園、小学校の巡回相談を実施した。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、放課後子ども教室を年度途中に1校開設し、計8校で放課後子ども教室を実施した(延べ回数180回、延べ参加児童数8,464人、延べ登録児童数1,134人)。 ・実施に当たっては、新型コロナ対策として一部を縮小して実施した。 	<p>【健康課(母子保健係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ予防のために、1回の受診数を制限し、実施回数を増加して実施したが、当日の体調不良や家庭の事情などの理由で適切な時期に健診が受診できないことがあった。 <p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、若葉第2学童クラブの開設により、若葉学童クラブの待機児童を解消することができたが、若竹学童クラブについては、待機児童を解消できない状況である。 <p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報提供などにより大きな課題はない。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援シート及び学校生活支援シートを効果的に活用した児童等の支援の充実を図る必要がある。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室の未設置校への早期開設及び開催日数を増やしていくことが課題である。 	<p>【子ども家庭支援センター(母子保健係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新型コロナ予防等の感染症対策を実施しつつ、適切な時期に受診ができるよう周知強化していく。 <p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、待機児童がいる学童クラブについては、児童館の特例利用を含め、居場所の確保・提供を実施していく。 また、待機児童解消のための対策について、検討する。 <p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保育要録や就学支援シートを活用し学校との連携し、義務教育への円滑な移行を図っていく。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼・保・小連絡協議会及び特別支援教育コーディネーター連絡会を通じて、修学前施設との情報を共有し、長期的な支援体制の充実を図る。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度中に1校開設に向けた取組を行う。 	<p>(委員)現在、市内で出産できる産婦人科は2か所しかないと思うが、妊婦さんたちは不便、不満に感じているのだからかと思いました。(市役所でどうできるものではないかもしませんが。)</p> <p>→現在、市内では出産ができる産婦人科は2か所しかない。市内でも安心して出産できるよう、市で対応が可能であるならば、産婦人科の充実に取り組んでいただきたい。</p> <p>(委員)幼児教育・保育の充実として、研修に対する補助を挙げているが、これはアウトカムにはならない。せめて研修の回数や参加者の評価などを勘案して、質の向上にアプローチすべきではないか。</p>	健康課・子ども家庭支援センター(母子保健係)・子ども政策課・保育課・指導室・生涯学習推進課	○保育園等待機児童数 ○学童クラブ待機児童数 ○放課後子ども教室開設校数
③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実	○特に支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図るため、障がい児やその家族に対する各種手当・助成金の支給、障がい児療育体制の充実、特別支援教育の推進、子どもやその保護者の生活実態に応じた支援、外国につながる子どもへの多言語による情報提供などの取組を実施	<p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事の提供と相互の交流を行う場を提供する団体に補助金を交付した。 補助対象団体4団体 ・子どもに対する学習支援、生活習慣の形成及び居場所の提供、日常生活等の悩みや進路相談などを委託により実施した。 令和4年度集合型事業99人、訪問型事業7人 <p>【障がい者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者通所支援申請のあった児童への支援を行った。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校に特別支援教育コーディネーターを複数指名し、就学支援シート及び学校生活支援シートを活用した支援や情報の引継ぎ等が円滑に行われるようにした。 ・教員補助員による通常の学級に在籍している児童・生徒への学習支援を行った。 ・特別支援学校との復籍交流事業を実施した。 <p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間延べ特別支援児童数 教育:309人、保育:509人 ・巡回相談延べ件数 287人 <p>【健康課(母子保健係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達健康診査 乳児(実人員1人、延べ人員1人)、幼児(実人員30人、延べ人員70人) ・経過観察健康診査 乳児(実人員13人、延べ人員14人)、幼児(実人員22人、延べ人員44人) ・グループ指導 こあら(開催回数11回、実人員13人)、ぱんだ(開催回数9回、実人員7人)、支援ファイル配布件数 7件 	<p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の子ども学習・生活支援事業の訪問型において、委託事業者による支援員の確保に時間を要し、支援の開始が遅れるなどの課題があった。 <p>【障がい者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもやその保護者のニーズに応じた支援の充実を図る必要がある。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止等の措置により、巡回相談、復籍交流等の事業の実施が低減した。 <p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたり大きな課題はない。 <p>【健康課(母子保健係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診後のフォローのために実施している発達健康診査や経過観察健康診査の受入に限りがあるため、適切な時期の受診ができないことがあった。 	<p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度についても、引き続き子ども食堂を行う団体を補助していく。 また、子どもの学習・生活支援事業の集合型で、実施場所を1箇所、定員を120人に増やし、拡充する。 <p>【障がい者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部署と連携を図り実施する。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援シート及び学校生活支援シートを活用した効果的な引継ぎが行われるよう 就学前施設との連携の一層の強化を図る。 ・都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、市内特別支援学校等の機能強化を図る。 <p>【保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度については、保育所における障害児加算単価を増加させたことにより、該当児童への対応体制をより充実させる支援を行った。 また、引き続き巡回指導を行い、各園職員と情報共有し、児童一人一人の理解を深め、指導及び支援の充実を図っていく。 <p>【子ども家庭支援センター(母子保健係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、発達健康診査や経過観察健康診査、グループ指導などの実施 	<p>→幼児教育・保育の充実として、研修に対する補助を挙げているが、これはアウトカムにはならない。研修の回数や参加者の評価などを勘案して、質の向上にアプローチすべきではないか。</p>	子ども政策課・障がい者支援課・指導室・保育課・健康課・子ども家庭支援センター(母子保健係)	○保育園等待機児童数 ○学童クラブ待機児童数 ○放課後子ども教室開設校数
2 保護者が子どもと共に成長できる環境の整備							
①母子とその家族の健康の保持・増進	○母子とその家族の健康保持・増進を図るため、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業などを実施	<p>【健康課(母子保健係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 受診券配布人数 373人、受診回数 5,274回 ・乳児家庭全戸訪問 訪問件数379件、訪問率 98.7% ・産後ケア事業 利用実数:計20件(宿泊型4件、通所型13件、訪問型3件) 利用延べ件数:計38件(宿泊型6件、通所型18件、訪問型14件) 	<p>【健康課(母子保健係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中に把握した状況が産後に変化することがあり、支援体制の確保を早急に行う必要があった。 	<p>【子ども家庭支援センター(母子保健係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査のうち、超音波検査受診券3回分追加配布、乳児家庭全戸訪問事業と伴走型相談支援との連携、産後ケア事業の拡充を図るとともに市内や近隣市の産科医療機関等の連携を強化していく。 	健康課・子ども家庭支援センター(母子保健係)		○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
<p>②子ども・子育てに関する相談窓口の充実</p>	<p>○18歳以下の子どもや子育てに負担や不安、孤立を感じている保護者が気軽に相談できるよう、子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターなどの相談窓口を充実</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 ・相談受付件数については、令和4年度は、618件で令和3年度(641件)に比べ3.6%減少している。 ・利用者支援事業(基本型) 相談受付件数については、令和4年度が229件で、令和3年度(175件)に比べ30.1%増加している。 【健康課(母子保健係)】 ・利用者支援事業(母子保健型) 利用者支援事業の母子保健型と基本型が連携し、妊娠前から出産、子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行った。 面接や電話相談件数 令和4年度 1,861件(令和3年度 1,701件) 育児相談件数 令和4年度 360件(令和3年度 394件) ・育児相談(乳児、幼児)の実績等 36回実施 相談者360人 ・健康相談(妊婦、産婦、乳幼児、その他)の実績等 面接対応 483人 電話対応 1,378人 【障がい者支援課】 ・子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターと情報を共有した。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターの存在を幅広い年齢層に周知する。特に、子どもが自ら相談できる体制の構築が課題である。 ・[利用者支援事業(基本型)] 利用者が地域の子育て支援行事等にも積極的に参加できるように、行事実施者から地域の課題を聞き、情報共有が必要である。 【健康課(母子保健係)】 [利用者支援事業(母子保健型)] 妊娠や出産、育児に不安や問題を抱えている妊婦や保護者が必要な時に気軽に相談ができる体制の構築が課題である。 ・新型コロナ対策のために、育児相談などの事業は予約制となったため、気軽に当日の利用が難しい。 【障がい者支援課】 ・保護者が相談できる窓口の充実が必要である。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 令和5年度も引き続き、子育て世帯が気軽に安心して相談できるよう窓口の対応に取り組んでいく。 【子ども家庭支援センター(母子保健係)】 ・[利用者支援事業(基本型)] 令和5年度も引き続き、子育て支援総合窓口として、利用者支援専門員による利用者の個々のニーズに見合った情報提供や社会資源等の紹介、相談等、利用者支援に取り組んで行き、相談窓口の充実を図る。 ・[利用者支援事業(母子保健型)] 令和5年度も引き続き、妊娠前から相談できる相談窓口の周知を図るとともに必要な時に相談ができる体制を整えていく。 ・妊娠前からの相談窓口周知の強化を図るとともに、電話相談や窓口相談など気軽に利用できるよう体制を整えていく。 【障がい者支援課】 ・引き続き様々な相談に対応していく。</p>		<p>子ども家庭支援センター・健康課・障がい者支援課</p>	<p>○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数</p>
<p>③子育てに対する意識啓発と情報提供</p>	<p>○子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を図るとともに、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援ガイドブックや子ども・子育て専用のサイト・アプリ等により子育て支援情報を提供</p>	<p>【子ども政策課】 ・2年に1度子育て支援ガイドブックを広告費により無料作成している。令和4年度に5,000部発行した。 ・子育て応援サイト・アプリにより、妊娠・出産・子育て支援・就労支援などの情報を発信した。(アクセス件数111,025件) 【子ども家庭支援センター】 ・子育て応援サイト・アプリ「るのキッズ」を通じて、子育て支援に関する各種事業の情報発信をした。 【健康課(母子保健係)】 ・毎月2回、メール配信サービスで「子育て応援情報」の登録者に子育て応援メールを配信した。 メール配信数 令和4年度3月配信3,267件(令和3年度3月配信3,266件) 【生涯学習推進課】 ・令和4年度は、子どもの健やかな成長と親自身の成長をめざし、子どもの発達段階に応じたテーマを取り上げた家庭教育学級と親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子参加型の家庭教育講座を実施した。</p>	<p>【子ども政策課】 ・子育て支援ガイドブックの更新内容が多く、関係各課との調整に時間を要し、更新一覧の作成に時間を要するなどの課題があった。 【子ども家庭支援センター】 ・意識啓発を図るための情報発信については、メール配信サービスや「るのキッズ通信」等をリアルタイムで更新し、情報提供することが必要である。 【健康課(母子保健係)】 ・情報提供はメール配信を通じて行っているが、子育てに対する意識啓発を図るために、メール配信の内容や子育てガイドブックの掲載内容を検討する必要がある。 【生涯学習推進課】 ・学習講座の家庭教育学級については、市民の学習欲求はあるものの、参加者数の伸び悩みがある。子育てに不安や悩みを持つ多くの市民が参加できるように、周知の方法を検討する必要がある。</p>	<p>【子ども政策課】 ・2年に1度、子育て支援ガイドブックを広告費により無料作成している。令和5年度は内容更新年度のため、更新一覧を作成し、市民等に周知する。 【子ども家庭支援センター】 ・子育てに対する意識啓発を主とした情報提供と子育て支援に関する各種事業を子育て応援サイト・アプリ「るのキッズ」等で引き続き情報発信していく。 【子ども家庭支援センター(母子保健係)】 ・子育てに対する意識啓発を主としたメール配信となるよう配信内容の見直しをしていく。 【生涯学習推進課】 ・より多くの市民が参加できるように、周知方法を検討し、家庭教育学級及び家庭教育講座を実施する。</p>		<p>子ども政策課・子ども家庭支援センター・健康課・生涯学習推進課</p>	<p>○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数</p>
<p>④子育てしやすい支援体制の充実</p>	<p>○安心して子どもを産み育てることができるよう、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業などを実施</p>	<p>【保育課】 ・令和4年度乳幼児一時預かり事業 利用延べ人数:147人 令和4年度途中から里帰り出産や里帰り介護する方でも利用できるように利用者の範囲を拡充した。 【子ども家庭支援センター】 ・地域子育て支援拠点事業の「子育てひろば(市内5箇所)」の令和4年度の利用者数は、9,469人(大人)で、令和3年度は7,010人(大人)に比べて35%増加している。 ・「一時預かり」事業は、令和4年度が1,650人で、令和3年度(1,011人)に比べ63.2%増加している。 ・「病児・病後児保育」事業は、令和4年度が288人で、令和3年度(190人)に比べ51.5%増加している。 【子ども政策課】 ・中学生以下の児童を養育している方に、児童手当を支給した。 ・小学校就学前の児童を養育している方に、乳幼児医療費を助成した。 ・小・中学生を養育している方に、義務教育就学児医療費を助成した。(所得制限あり)</p>	<p>【保育課】 ・事業実施にあたり大きな課題はない。 【子ども家庭支援センター】 ・「子育てひろば」事業については、民間保育園2園でも実施しているが、一般の親の認知度が低いため、周知方法の検討が必要である。 ・「一時預かり」事業については、利用者が増加しているが、さらに利用しやすい手続き等の見直しが必要である。 ・「病児・病後児保育」事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、利用者人数を6人から3人に減らしていたため、利用が制限されていた。 【子ども政策課】 ・窓口連携により、出生や転入時に申請漏れ等がないよう対応した。 また、医療費助成については、所得制限の撤廃や国の制度となるよう要望を行った。</p>	<p>【保育課】 ・引き続き一時預かり事業を実施していく。 【子ども家庭支援センター】 ・「子育てひろば」事業については、コロナ禍前まで開催していたひろば全体の連絡会を再開し、情報交換等を行い、行事等のバージョンアップとPRをして、事業の充実を図る。 ・「一時預かり」事業については、今後非課税世帯や生活保護受給世帯に対する利用者負担の軽減措置が受けられるように準備を進め、事業体制の充実を図る。 ・「病児・病後児保育」事業については、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、利用定員を6名に戻したので、季節性疾病の流行期における保育の利用体制の充実を図る。 【子ども政策課】 ・新たに高校生等医療費助成について、所得制限なし、一部負担なしで開始した。 また、義務教育就学児医療費助成について、所得制限なし、一部負担なしへ変更した。</p>		<p>保育課・子ども家庭支援センター・子ども政策課</p>	<p>○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数</p>
<p>⑤ひとり親家庭等への支援の充実</p>	<p>○ひとり親家庭等への支援を充実させるため、各種手当・医療費助成を行うとともに、母子家庭等自立支援教育訓練給付事業などを実施</p>	<p>【子ども家庭支援センター(母子・父子自立支援及び女性相談担当)】 ・ひとり親世帯の将来的な、生活環境の向上、経済力向上を目指すための事業を実施。対象世帯へ事業周知を行った。 ・母子家庭等自立支援給付金対象者 令和4年度:7名(令和3年度:12名) ・自立支援教育訓練給付金対象者 令和4年度:1名(令和3年度:0名) 【子ども政策課】 ・父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している母子家庭や父子家庭等に、児童育成手当、児童扶養手当を支給した。 20歳未満の障害の程度条件あり(所得制限あり) ・ひとり親家庭等医療費を助成した。(所得制限あり)</p>	<p>【子ども家庭支援センター(母子・父子自立支援及び女性相談担当)】 ・本事業については、ひとり親世帯に対し、周知しているところであるが、資格取得等のため、講習や学校を受ける必要がある。対象者に広く事業の周知。 【子ども政策課】 ・児童育成手当、児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成事業は、定期的実施しており、計画どおり行っている。</p>	<p>【生活福祉課(母子・父子自立支援及び女性相談担当)】 ・令和5年度も引き続き、本事業の周知を行う。 【子ども政策課】 ・引き続き、ひとり親家庭等への支援を実施していく。</p>		<p>子ども家庭支援センター・生活福祉課(母子・父子自立支援及び女性相談担当)・子ども政策課</p>	<p>○合計特殊出生率 ○子育てひろば年間利用者数 ○ファミリー・サポート・センター提供会員、両方会員数</p>

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
3 社会全体が子育て家庭を支える環境の整備							
①子どもの安全・安心の確保	○社会全体で、子どもたちの安全・安心を確保するため、保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯活動等を推進	【保育課】 ・不審者情報の提供を行った。 ・信号機設置の検討を行った。 ・バス置き去り事故に伴い認定こども園4園、幼稚園2施設のバス検査を行った。 【教育総務課】 ・職員や学校関係者による通学路安全点検を実施した。 ・道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において市内道路の合同点検を実施し、危険箇所の確認及び安全対策を進めた。 【子ども政策課】 ・子どもを不審者や暴力、虐待、薬物等から守るため、子どもの危機管理会議を開催し、危機管理体制の充実に努めた。	【保育課】 ・バス置き去り事故への対策は、令和5年4月から安全装置の設置義務化となっているため、早期の支援が課題となっている。 【教育総務課】 ・市内道路における危険箇所の安全対策を行うため、優先順位をつけて対応している。 【子ども政策課】 ・関係機関からの情報の収集及び共有を図ることができているが、未然防止等につなげる取組が課題となっている。	【保育課】 ・国及び都の補助金を活用し、バスの置き去り防止装置や飛び出し防止柵設置、遊具の修繕など園児の安全対策強化について支援を行う。 【教育総務課】 ・引き続き、関係者で市内道路の危険箇所を点検し、安全対策を進めていく。 【子ども政策課】 ・引き続き、関係機関との連携を図りながら、情報の収集及び共有を図り、子どもに危機に係る対策を協議していく。		保育課・教育総務課・子ども政策課	○地域子ども育成リーダー数
②子育てを支援する生活環境等の整備	○子育て家庭が安心して外出できるよう、赤ちゃん・ふらっと事業などの充実を図り、安全に安心して子育てを行える生活環境等の整備を推進	【子ども家庭支援センター】 ・令和4年度も市の施設内に7箇所、民間施設内に3箇所、都の施設内に1箇所、授乳やおむつ替えのスペースを設置している。 【都市計画課】 ・市営住宅において年2回の入居募集を行い、入居支援を行った。 【管理課】 ・子供が心配なく元気に遊べるよう公園における51件の遊具の点検及び修繕・改修を行った。 【建設課】 ・建設課として、目標とする事業は行っていない。安全対策として、学校等から要望があった防犯灯やカーブミラー等の設置の可否を検討し、必要なものについては工事を行った。 【教育総務課】 ・職員や学校関係者による通学路安全点検を実施した。 ・道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において市内道路の合同点検を実施し、危険箇所の確認及び安全対策を進めた。 【保育課】 ・公立保育園3園にて、ちびっこひろば及び園庭開放を行い地域に住む子育て家庭の安心して遊べる場を提供したり、子育てに対する悩み相談も行った。 ちびっこひろば: 12人、園庭開放: 利用なし	【子ども家庭支援センター】 ・設置はしているが、利用者数の把握が難しく、利用者からの反応も分かりにくいのが課題となっている。 【都市計画課】 ・入居支援に当たって、大きな課題はない。 【管理課】 ・市内の公園の多くが供用(設置)開始後30年が経過し、遊具等の公園施設の多くが老朽化しており、その対策に膨大な費用が必要となっている。 【建設課】 ・予算範囲内で対応しているため、全ての要望に対応できていない。 【教育総務課】 ・市内道路における危険箇所の安全対策を行うため、優先順位をつけて対応している。 【保育課】 ・新型コロナの影響により、ちびっこひろばのみの限定的な取組を行い、園庭開放については実施しなかった。	【子ども家庭支援センター】 ・引き続き、スペースの維持管理業務を設置者側で対応してもらおう。 【都市計画課】 ・引き続き、入居募集を行い入居支援を行う。 【管理課】 ・公園施設長寿命化計画を策定し、遊具等の延命化、サイクルコストの縮減等コスト管理を行い、老朽化した公園施設の対策を具現化する予定。 【建設課】 ・引き続き、安全対策として、学校等から要望があった際に、設置の可否を検討し、必要なものについては設置する。 【教育総務課】 ・引き続き、関係者で市内道路の危険箇所を点検し、安全対策を進めていく。 【保育課】 ・感染状況をみながらコロナ禍以前の取組を進めていく。		子ども家庭支援センター・都市計画課・管理課・建設課・教育総務課・保育課	○地域子ども育成リーダー数
③地域における子ども・子育て支援の推進	○地域における子ども・子育て支援を推進するため、子育てグループ等への活動支援、地域における子どもたちの安全・安心の確保、健全な育成を担う地域子ども育成リーダーの養成、要保護児童対策地域協議会による児童虐待への適切な対応、児童虐待の未然防止などの取組を実施	【子ども家庭支援センター】 ・子育て講座を受講し、グループ化した集まりの代表者を対象にリーダー会を1回開催し、情報交換をした。 また、グループの交流会として季節行事「クリスマス会」を実施した。 ・要保護児童対策地域協議会の代表者会議を2回、実務者会議を3回開催した。また、個別ケースは28回開催した。 【保育課】 ・要保護児童対策地域協議会出席: 3回 ・不適切保育に係る事案: 1件 不適切保育に係る事案については、保護者からの問合せにより発覚し、保育園への確認、保護者への対応を行った。 【子ども政策課】 ・地域の絆を深めるとともに、郷土愛を持った「あきる野つ子」を育てるため、大人達の知識、経験を活かして、それぞれの地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担う子ども育成リーダーを養成しました。 (新規地域子ども育成リーダー認定者数 31人(237人)) 【生涯学習推進課】 ・青少年健全育成地区委員会が設置する「がくどうひなんじょ」看板事業について、762箇所(令和5年3月時点)の看板設置者への損害賠償保険を契約し、看板設置者が安心できる状況にした。	【子ども家庭支援センター】 ・令和4年度は、「リーダー会」の開催が年1回のみであったので、複数回開催できるようにする。 ・より意義のある会議とするため、会議の内容や開催頻度など検討を進める必要がある。 【保育課】 ・不適切保育に関する案件について、保護者への対応は適切に行われたものの、市への報告が適切に行われておらず、保育園における市への報告に関する意識の欠如が見られたため、不適切保育や事故等に関する報告等の徹底が必要である。 【子ども政策課】 ・令和4年度は、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で、中止していた地域子ども育成リーダー提案事業を再開し、10の事業を実施したが、提案事業に係る経費が、予定した金額を上回った。 【生涯学習推進課】 ・児童の安全を確保するため、「がくどうひなんじょ」看板的継続的な設置が必要である。	【子ども家庭支援センター】 ・今後は子育て講座を多面的に開催し、受講後の地域における自主グループをサポートして子育て支援の推進に取り組む。 ・令和5年度も引き続き、要保護児童対策地域協議会のネットワークを強化して児童虐待防止に取り組む。 【保育課】 ・市へ報告すべきことについて、速やかに報告を行うよう再度周知徹底を行う。 【子ども政策課】 ・令和5年度についても、新規の育成リーダー養成講習会を継続して実施することにより、地域子ども育成リーダー数を増やしていく。 また、提案事業に係る経費も、予算額を増額し対応する。 【生涯学習推進課】 ・令和5年度についても、引き続き「がくどうひなんじょ」看板設置事業を進める。		子ども家庭支援センター・保育課・子ども政策課・生涯学習推進課	○地域子ども育成リーダー数

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
④仕事と子育ての両立の推進	○仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業等を実施するとともに、育児休業制度等の普及啓発などを実施	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業実施要綱(平成29年4月1日施行)」に基づき、事業所認定を進めるため、市広報及びホームページで事業のPRを行ったほか、商工会の全会員(約1,600団体)向けにチラシを配布し、事業の周知を図ったが、事業所の認定には至らなかった。 <p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ハローワーク青梅の共催で実施した「お母さんの就職応援セミナー」では、全3回の実施で参加者数は11人、うちハローワーク未登録者は3人であった。 	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末時点での認定事業所数は4事業所であり、目標に達していない。 一方的な情報発信のみでは、事業所の認定に結びつかないため、市内の事業所等の情報収集をし、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけが必要である。 <p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きセミナーの実施を検討していく必要があるが、新規相談者の掘り起こしができるよう、開催時期や開催数、内容、周知方法について改善が必要である。 	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内ヒアリングを行うなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等の情報収集をし、該当する事業所等に直接PRする。 国や都が認定している、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めている企業を参考にし、市内の関連事業所等に直接PRする。 <p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園の入所申込みのタイミングに合わせ、9～10月にセミナーを実施する。 セミナー参加者に「託児機能」に関するアンケート調査を実施し、その結果に応じて次年度のセミナーについて検討する。 		企画政策課・商工振興課	○地域子ども育成リーダー数
第3節 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実							
1 障がい者福祉の推進					令和5年度の取組のとおり進められたい。		
①障害や障がい者に対する理解の推進	○障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障害や障がい者に対する理解の促進及び周知・啓発活動を推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者週間でパネル展示を開催した。 小中高等学校へ高次脳機能障害及び難病理解促進用ポスターを配布した。 庁舎にて高次脳機能障害および難病理解促進用ティッシュを配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害や障がい者に対する理解の推進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市主催のフェスティバル等において啓発活動を実施する。 		障がい者支援課	(施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す)
②障がい者への虐待防止	○障害者虐待防止センターを中心に東京都、警察などとの連携により、養護者や障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待の防止に努める	<ul style="list-style-type: none"> 虐待通報からの迅速なコア会議の実施。その後の各機関との連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待の防止の啓発・周知を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き障がい者への虐待の防止に努める。 		障がい者支援課	(施策を推進することで、目標とする姿の実現を目指す)
③療育の支援・推進	○障がい児やその家族への一体的な支援の充実及び早期発見・早期療育の推進に向け、関係機関が連携した切れ目のない支援体制を構築するほか、支援者である家族に対する相談支援体制の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な相談やモニタリングを実施し、対象者への適切な支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した切れ目のない支援体制を構築する必要がある。 家族に対する相談支援体制の充実等を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市と関係機関との情報共有を行う。 		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数 ○就労継続支援(A型・B型)の利用者数 ○生活介護の利用者数
2 自立生活の支援							
①地域における自立生活への支援	○地域自立支援協議会を中核として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援	<ul style="list-style-type: none"> 全体会および部会にて地域の支援体制に関する情報交換を行った。 自立支援協議会にて研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の内容の充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の充実を図る。 地域自立支援協議会等を開催する。 		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数
②情報提供の充実	○障がい者に関わる各種制度やサービスなどを総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙や市ホームページなどを通じた情報提供を充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉の手引きを発行した。 	<ul style="list-style-type: none"> 改定した内容の周知が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて障がい者福祉の手引きを改訂する。 		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数
③在宅支援サービスの充実	○在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの質の向上に取り組み、在宅支援サービスを充実	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等と連携を図り、計画相談やモニタリングを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅支援サービスの充実が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き在宅支援サービスを充実を図る。 		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数
④支援機関との連携	○障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、相談支援機関や保健所、医療機関、障害福祉サービス提供事業所などとの連携を図る	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援機関との連携の継続が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き地域自立支援協議会等を実施する。 		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数
⑤コミュニケーション支援の充実	○意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市産業祭などに手話通訳者を派遣した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市で派遣できる手話通訳者の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き手話教室を開催する。 		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数
⑥地域生活への移行促進	○障がい者が地域で生活を送ることができるよう、地域移行支援・地域定着支援などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進	<ul style="list-style-type: none"> 市内精神科医療機関、基幹相談支援センターと連携し、検討会議を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状を踏まえた移行支援の在り方について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き検討会議を開催する。 		障がい者支援課	○放課後等デイサービスの利用人数 ○グループホーム利用者 ○障害福祉サービス(訪問系)の利用者数
3 社会参加の支援							
①日中活動の場の確保	○生活介護や機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図る	<ul style="list-style-type: none"> 事業所に補助金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動サービスの場の確保を行う。 		障がい者支援課	○就労継続支援(A型・B型)の利用者数 ○生活介護の利用者数
②移動・コミュニケーション支援サービスの推進	○屋外での移動が困難な障がい者が外出できるよう、障害に応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援の給付を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援の提供を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援サービスの推進を図る。 		障がい者支援課	○就労継続支援(A型・B型)の利用者数 ○生活介護の利用者数

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
③就労の支援	○障がい者就労・生活支援センターで就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援など、障がい者の就労を支援	・障がい者就労・生活支援センターにおいて相談支援を行うとともに、市役所での職場体験実習を行った。	・個々のニーズに即した支援を行う必要がある。	・引き続き就労相談や職場体験実習を行う。		障がい者支援課	○就労継続支援(A型・B型)の利用者数 ○生活介護の利用者数
④社会復帰の促進	○障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進、就労支援を図ることなどにより、社会復帰を促進	・自立支援協議会はたらく部会や就労支援施設と連携し、社会復帰を図った。	・個々のニーズに即した支援を行う必要がある。	・相談支援や就労施設と連携し社会復帰を促す		障がい者支援課	○就労継続支援(A型・B型)の利用者数 ○生活介護の利用者数
⑤障がい者雇用の促進	○障がい者が、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用の促進	・自立支援協議会はたらく部会及び就労支援センターとの情報共有を行った。	・障がい者雇用の理解促進を図る必要がある。	・引き続き、雇用促進について協議する。		障がい者支援課	○就労継続支援(A型・B型)の利用者数 ○生活介護の利用者数
⑥障がい者団体の運営支援	○あきる野市障がい者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援	・あきる野市障がい者団体連絡協議会に補助金を交付した。	・補助対象経費の把握が必要である。	・引き続きあきる野市障がい者団体連絡協議会に補助金を交付する。		障がい者支援課	○就労継続支援(A型・B型)の利用者数 ○生活介護の利用者数
第4節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実							
1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進					令和5年度の取組のとおり進められたい。		
①健康づくりへの支援	○糖尿病等の生活習慣病の早期発見・早期治療やフレイル予防につなげるため、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査を推進するとともに、家族や地域が健康づくりをサポートする地域ぐるみの健康づくり活動を推進	・地域包括支援センターにおいて保健師の家庭訪問相談を実施した。 ・高齢者在宅サービスセンターにて脳トレや体幹トレーニング、趣味や生きがいづくりの活動を年間を通じて実施している。また、自らの健康保持を目的に行ったボランティア活動に対してポイントを付与の実施も促している。	・コロナ禍のため保健師による家庭訪問相談はなかった。 ・地域包括支援センターの総合相談の中で医療や病状についての相談は1000件以上ある。 ・在宅サービスセンターの利用はコロナの影響があっても増加傾向にある。	・健診実施部署との連携を図り高齢者の健康状態を把握し、健康づくり活動の検討をしていく。 ・高齢者が自分自身にあった活動に取り組み継続できるよう、窓口や広報、地域包括支援センターなどを通じて事業の周知・啓発を行う。		高齢者支援課	○65歳健康寿命(要介護2以上) ○通いの場の参加率
②介護予防・フレイル予防の推進	○健康寿命を延ばす取組として、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の事業を実施するとともに、家庭でも介護予防・フレイル予防の活動が継続できるよう、周知・啓発に努める	・健康診査の通知に介護予防・フレイル予防事業の情報を知っている。市は運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等につなげるための教室を継続開催している。また、市が実施する事業以外の活動や取組も紹介している。	・コロナ禍により教室参加人数を制限していた。また、継続参加可能な事業の参加者が固定化する傾向がある。	・高齢者が自分自身にあった活動に取り組み継続できるよう、窓口や広報、地域包括支援センターなどを通じて事業の周知・啓発を行う。		高齢者支援課	○65歳健康寿命(要介護2以上) ○通いの場の参加率
2 多様な社会参加・生きがいづくりの促進							
①就業への促進	○生きがいのある生活の実現や高齢者の能力を生かした地域社会づくりのため、シルバー人材センターの運営支援により、高齢者の就業を促進	・東京都シルバー人材センター事業補助金を活用し、シルバー人材センターの運営支援を行っている。また、会員募集や事業紹介等について広報掲載するなど支援した。	・定年延長などの影響もあり会員数が減少している。	・引き続き、広報あきる野への記事掲載等に協力していく。		高齢者支援課	○シルバー人材センターの就労延べ人員数
②社会参加への促進	○高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、高齢者クラブなどの団体活動や敬老行事等の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進	・高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会に対して補助金を交付し支援した。町内会・自治会に対しても、敬老行事に対して補助金を交付し支援した。	・高齢者クラブ役員の後継者育成が難しく、苦慮している団体がある。また、コロナ禍により活動自体が思うようにできず、関係性が希薄化する等の意見があった。	・社会情勢の変化により、活動を再開している団体も多い。補助金事務についても協力し、負担軽減に向けて努めていく。		高齢者支援課	○シルバー人材センターの就労延べ人員数
3 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援							
①介護人材の確保・定着・育成	○介護人材の確保のため、入門的研修などを実施するとともに、外国人介護人材の確保に向けた支援などの取組を実施 ○人材の定着・育成を図るため、就職準備金や資格取得支援への補助、研修の実施など、必要な支援を実施	・介護人材の確保・定着・育成に向けて、研修の実施とともに、介護職員向け、介護事業所向けの3つの補助金を整備し、人材不足に対する支援に取り組んだ。 ・特に、資格取得支援については制度が浸透しており多くの申請を得ておりいる。また、アフターコロナの中で、外国人介護人材の入国も進み、補助金の実績が上がってきている。 ・入門的研修の実施により、介護の職場で働きたい方の裾野を広げる取組を行った。(参加者12人)	・人材不足は、全国的な問題でもあることから、対策が非常に難しい。 ・介護支援専門員の不足が現場の意見として聞かれる。	・これまでの取組を進めるとともに、補助金については、より使い勝手がよい制度とするよう改正する。 ・介護職員を表彰する制度を整備して、定着を促す取組を実施する。 ・第9期計画の策定に向けて、介護人材の確保に向けた方向性の検討を行っていく。		高齢者支援課	○介護教室の参加者数
②介護サービスの質の確保	○より良い介護サービスの提供に向け、給付実績の分析や各種実態調査等により、利用状況や意向等を把握し適正なサービスが提供されるよう取り組むとともに、公平公正な介護保険事業運営を行うため、実地指導や介護給付の適正化に取り組み、介護サービスの質の確保に努める	【高齢者支援課】 ・介護給付の適正化に向けて、縦覧点検やケアプラン点検、給付実績の分析に取り組んだ。 ・福祉総務課指導検査係と連携をして、介護事業所に対して、必要な指導等を行った。 【福祉総務課】 ・令和4年度は、新型コロナウイルスによる影響を一部受けたが、介護サービス事業所等に対する指導監査を概ね計画どおり、14件実施した。介護サービス事業所等の運営等について法令・基準等に対する適合状況を確認し、必要な指導・助言を行うことで適正な運営とサービスの質の確保に取り組んだ。	【高齢者支援課】 ・複雑な介護保険制度を職員が理解して、不正請求などがないような点検を実施していく必要がある。 また、介護事業所に対する研修等の充実を図る必要がある。 【福祉総務課】 ・介護サービスの質の確保には、定期的な指導監査により、制度改正等の内容やサービスの状況を把握・確認する必要がある。指導監査を継続して実施するには、人事異動等にも対応できるよう職員が法令・基準等の理解を深めるとともに、組織として検査員の知識、経験や検査技術の蓄積を進めていかなければならない。	【高齢者支援課】 ・令和4年度に引き続き、同様の取組を進める。 ・令和6年度介護報酬改定に際しては、制度説明会を予定している。 【福祉総務課】 ・令和5年度は、介護サービス事業所等に対する指導監査を16件程度計画している。 ・東京都への職員の派遣研修を行うことで、高度な検査技術と知識の習得を進める。		高齢者支援課・福祉総務課	○介護教室の参加者数
③介護保険事業の基盤の整備	○今後の需要動向等や在宅サービスと施設サービスのバランスを踏まえながら、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で生活ができるよう、必要なサービスの供給量を確保するため、介護保険事業計画に基づき介護サービスの基盤整備に努める	・第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所の整備に向けて、公募を行った。しかしながら、応募をする法人はいなかった。 ・介護保険推進委員会及び介護保険事業計画策定委員会で介護基盤(介護施設及び地域密着型サービス)の今後の方向性について、議論した。	・小規模多機能型居宅介護の公募をして応募がなかったことから、市場等の把握にも努める必要がある。このことから、令和4年度については、小規模多機能型居宅介護事業所の整備に向けたサウンディング型市場調査を実施した。	・令和4年度に応募のなかった小規模多機能型居宅介護の整備について、サウンディング型市場調査の結果を踏まえながら、再公募を行っていく。 ・第9期計画の策定に向けて、介護基盤の整備について、方向性の検討を行っていく。		高齢者支援課	○介護教室の参加者数

第2次あきる野市総合計画 令和4年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
④自立した生活への支援	○食事の調理が困難な高齢者に対する配食サービス事業により、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の維持・増進に寄与するとともに、定期的な見守りを実施 ○緊急通報システムによる24時間体制での見守りや転倒予防のための住宅改修費の給付など、高齢者世帯の在宅生活を支援	・2事業者による配食サービスの提供を行い、定期的な見守りを実施した。利用者は増加傾向にある。 ・緊急通報システムによる24時間体制での見守りを実施した。また、自立した生活への支援として、住宅改修費の給付を行った。	高齢者人口の増加に伴い、支援を必要としている高齢者への制度周知が課題と考える。	窓口や広報、地域包括支援センター等での普及啓発に取り組み、周知を進めていく。		高齢者支援課	○介護教室の参加者数
⑤家族介護者への支援	○家族介護者の身体的及び経済的な負担軽減を図るため、おむつ給付事業の実施や介護・病気の知識、福祉サービスの利用方法などを学ぶ介護教室の開催により、家族介護者を支援 ○介護と仕事の両立に不安を抱える介護者に相談窓口を紹介するとともに、介護離職の防止に向けた必要な情報を提供	・家族介護者の経済的な負担軽減を図るためのおむつ給付事業を実施した。 ・地域包括支援センターが主催の介護教室の実施により介護者の相談先の周知、必要な情報を提供した。 ・地域包括支援センターはケアマネージャーからの介護者からの相談(在宅生活の限界)にも対応している。	・介護教室にはこれから介護する可能性がある方の参加もあり、介護者支援につながっている。その反面、現介護者が参加できているとは言えない。 ・地域包括支援センターにケアマネージャーからの相談も複雑化している。	・窓口や広報、地域包括支援センター等でのおむつ給付事業の周知を進めていく。 ・地域包括支援センター、ケアマネージャーが介護者からの相談に応じられるための支援を検討していく。		高齢者支援課	○介護教室の参加者数
4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり							
①地域のネットワークづくり	○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な見守り活動に取り組むなど、高齢者を支え合う地域のネットワークづくりを推進	・防災・安心地域委員会による地域見守りは、非接触を基本に見守りを実施した。 ・事業者との協定による緩やかな見守りは、新たに2事業者と協定を締結した。	・コロナ禍における非接触の見守りでは、見守り対象者の現状や生活状況の把握などが困難である。	・見守り対象者との距離を保つなど、感染対策に配慮しながら、対面による通常の見守りを再開していく。 ・協定による見守りについて、市ホームページ等で広報活動を行い、新規協力事業者を募っていく。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数
②認知症支援の充実	○認知症に関する周知・啓発と認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症の方やその家族に対して集中的な支援・対応を行うため、認知症初期集中支援チームを設置するなど、認知症支援を充実	・市内小中学校や老人クラブ等で認知症サポーター養成講座を実施した。また、オレンジカフェに取り組み、認知症の方とご家族が気軽に立ち寄れる集いの場を提供した。 ・認知症初期集中支援チームも定期的に開催し、困難事例の対応に努めている。	・高齢化の進行とともに認知症に関する困難ケース対応が増加している。	・市民に対して、認知症サポーター養成講座、認知症家族の会、オレンジカフェなどの認知症支援施策の普及啓発活動を行っていく。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数
③権利擁護事業の普及と活用促進	○高齢者に対する虐待の防止や早期発見、消費者被害の防止等を目的とした権利擁護のため、地域における関係機関相互の情報交換や連携を図るとともに、権利擁護事業の普及啓発に努める	・虐待対応能力の向上を図るためスーパーバイズを招いて学習会を開催した。 ・消費生活相談員との連絡会を実施し情報共有を図っている。 ・市民向けの権利擁護関連講座を開催した。	高齢者虐待の対応は個性が高く対応が困難であり、さらに多面的、予測不可のことも対応が要求される。対応者のみでの判断が難しいそのためチーム対応が必須となる。	虐待の防止や早期発見ができるように窓口や広報、地域包括支援センターなどを通じて相談窓口の周知・啓発を行う。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数
④総合的な相談・支援体制の充実	○地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を密にし、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、総合的な相談・支援体制を充実	・3カ所の地域包括支援センター合同で定期的(月1回)に連絡会を開催し情報共有、相談対応を検討している。 ・対応が困難なケースについては随時相談し、連携して対応している。	総合相談件数の増加に併せ、困難事例の対応が増加している。	地域包括支援センターと連携し、多岐にわたる相談に対応できる体制づくりを検討していく。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数
⑤在宅医療・介護連携の推進	○住み慣れた地域で可能な限り自立した尊厳のある生活を続けられるよう、医療関係者、介護関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を推進	・医療・介護地域連携検討委員会を3回開催。また、医療・介護関係者を対象に「認知症のみたて方」をテーマとした研修会を実施した。	・コロナ禍のため、委員会はオンライン開催となり、顔の見える関係性の構築が難しい状況がある。	・医療・介護地域連携検討委員会を充実させ、顔の見える関係性を構築し、連携の推進を図る。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数
⑥生活環境の整備と支援	○高齢者が安全・安心で快適に自宅で暮らし続けるための住宅改修等を支援するとともに、市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援	・在宅生活における日常動作の容易性、行動範囲の拡大を図るための住宅改修給付を実施。 ・居住支援協議会準備会議に参加し現状の報告と情報共有を行った。	・住宅や施設への入居に関する相談は困難ケースが多く、早期に支援につなげることは難しい。	・あきる野市居住支援協議会が令和5年に発足し、会議の参加、情報共有を図るなかで、関係機関と連携し、高齢者の住宅の相談にも対応していく。		高齢者支援課	○高齢者地域見守り事業の利用世帯数 ○事業者等との協定による見守り事業の事業者数
第5節 地域福祉の推進							
1 地域福祉の推進							
①保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進	○高齢、障害、子育てなどの分野別相談機能の充実等と併せて、関係機関との連携により、相談内容について包括的に対応できる仕組みづくりを推進	【生活福祉課】 ・未実施 【障がい者支援課】 ・基幹相談支援センターを中心に担当課と対応した。 【高齢者支援課】 ・高齢者と障がい者等の世帯など、複雑な家庭の相談に対して、その都度担当課と調整し対応している。 【子ども家庭支援センター】 ・立川児童相談所、学校、教育相談所、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員等関係機関との連携を図りながら支援業務を行った。 【福祉総務課】 ・未実施	【生活福祉課】 ・対応ケースにより関係機関と連携したが、解決体制の仕組みづくりを検討する機会を設けることができなかった。 【障がい者支援課】 ・連携の強化を図る必要がある。 【高齢者支援課】 ・複雑な家庭の相談は、困難なケースが多く、適切な時期に担当課の支援につなげることが難しい。 【子ども家庭支援センター】 ・見守り等の支援を依頼しながら、その後の結果のフィードバックをする体制が不十分な部分があることや、それぞれの機関で引継ぎがスムーズに行えていないことがあるので、良好な関係性及び連携維持のための方策を検討する必要がある。 【福祉総務課】 ・福祉サービス連携推進会議を活用し、仕組み作りについて話し合いを行う予定だったが実施できなかった。	【生活福祉課】 ・生活困窮者困窮者自立支援制度で支援会議の設置が努力義務化が検討されている。支援会議の立ち上げ準備を通し、関係機関との調整を行う。 【障がい者支援課】 ・引き続き連携する。 【高齢者支援課】 ・地域包括支援センターと連携し、引き続き包括的な対応の仕組み作りを推進していく。 【子ども家庭支援センター】 ・令和5年度も引き続き、関係機関と連携し包括的な解決体制を推進する。 【福祉総務課】 ・福祉サービス連携推進会議を活用し、仕組み作りについて話し合いを行う。	令和5年度の取組のとおり進められたい。	生活福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・子ども家庭支援センター・福祉総務課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
②生活困窮者に対する相談・支援等の充実	○生活に困窮している世帯に対して、相談・支援等の充実を図る	・生活・就労相談窓口へ就労や家計相談の支援員を配置し、相談支援を実施し住居確保給付金や生活保護等の利用に繋いだ。	・アウトリーチや訪問支援の充実に至っていない。	・引き続き新規・継続相談に対応すると共に、支援が終了した世帯へのフォローアップを行う。		生活福祉課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験
③お互いに支え合い、助け合う地域づくり	○身近な地域で互いに支え合い、助け合える力を高めるため、町内会・自治会や民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員(社会福祉協議会)など、地域における連携強化を図り、様々な課題をもつ要支援者を地域全体で支えていけるよう、地域の活動等を支援	・民生委員・児童委員が令和4年12月に一斉改選となったため、町内会自治会やふれあい福祉委員と連携できるよう周知啓発等支援した。	・コロナ禍で顔を合わせる機会が少なく、互いの役割を理解することができなかった。	・互いの役割を理解することができるよう、機会を設ける等支援を行う。		福祉総務課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験
④成年後見制度の利用促進	○成年後見制度の利用促進に向け、周知・啓発を行うとともに、中核機関を中心とした地域連携ネットワークを構築し、同制度の利用相談や申立ての支援といった権利擁護支援の仕組みづくりの取組を実施	【高齢者支援課】 ・成年後見制度利用促進のため、窓口や認知症サポーター養成講座でパンフレットの配布をし周知を実施した。 ・高齢者専門法律相談会を実施した ・地域包括支援センターからの相談により成年後見制度の利用につながった。 【福祉総務課】 ・成年後見制度利用促進協議会を設置し、現状と課題について協議を行うことができた。 【障がい者支援課】 ・成年後見制度受任調整会議へ出席した。	【高齢者支援課】 ・申立て手続の煩雑さから、敬遠されている傾向が見られる。 【福祉総務課】 ・中核機関を中心としたチーム支援ができる仕組みづくりや、市民後見人養成講習及び法人後見の取組が必要である。 【障がい者支援課】 ・制度の周知が必要である。	【高齢者支援課】 ・引き続き成年後見制度の利用推進に向けた周知を継続する。 ・社会福祉協議会での申立て手続の支援についても周知する。 【福祉総務課】 ・チーム支援体制ができるよう支援する。他市の実施状況等の研究を進める。 【障がい者支援課】 ・利用相談や申し立ての支援を行う。		高齢者支援課・福祉総務課・障がい者支援課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験
⑤ボランティアの育成と支援	○秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点と位置付け、社会福祉協議会の進めるボランティア活動推進事業を支援するとともに、様々な分野のボランティア活動を支援	・コロナ禍によりボランティア活動ができない状況も多かったが、多様なボランティア活動が展開できるよう社協の取組を支援した。	・多様なボランティア活動の推進が必要である。	・多様なボランティア活動ができるよう情報提供と社協主催事業を支援する。		福祉総務課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験
⑥全ての人が快適に暮らせる環境づくりの推進	○ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進 ○学校教育や様々な施設・団体でのボランティア活動を通して、様々な心身の特性や考え方もつ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う、心のバリアフリーの醸成を図る	・福祉のまちづくり条例に基づく届け出事務に関する相談を受けた。 ・五日市図書館のトイレに介助用大型ベッドを設置した。	・学校教育の場や施設・団体でのボランティア活動ができなかった。	・社協で実施するボランティア活動等において、心のバリアフリーの醸成を図ることができるよう周知啓発に努める。		福祉総務課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験
⑦福祉サービスの質の確保	○福祉サービス事業所に対する指導検査体制を充実させ、サービスの実施状況等を確認し、必要な支援を行うことで、福祉サービスの質の確保を図る	・令和4年度は、新型コロナウイルスによる影響を一部受けたが、福祉サービス事業所等に対する指導検査・検査を合計55件(法人4件、障害26件、介護14件、保育11件)実施した。各事業所等の運営等について法令・基準等に対する適合状況を確認し、必要な指導・助言を行うことで適正な運営とサービスの質の確保に取り組んだ。	・福祉サービスの質の確保には、定期的な指導検査・検査により、制度改正等の内容やサービスの状況を把握・確認する必要がある。指導検査・検査を継続して実施するには、人事異動等にも対応できるよう職員が各分野の法令・基準等の理解を深めるとともに、組織として検査員の知識、経験や検査技術の蓄積を進めていかなければならない。	・令和5年度は、福祉サービス事業所等の指導検査・検査を合計55件程度(法人4件、障害23件、介護16件、保育12件)計画している。 ・東京都への職員の派遣研修を行うことで、高度な検査技術と知識の習得を進める。		福祉総務課	○地域の団体・機関の認知度 ○地域の行事や活動への参加経験

第2次あきる野市総合計画 令和4年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
第5章 教育・文化・スポーツ分野							
第1節 人権尊重教育の推進							
1 人権尊重の推進							
①人権教育の推進	○人権教育を実施し、人権擁護に取り組むことができる児童・生徒の育成を図る ○教職員に人権教育に係る研修を実施	・各学校が人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成するとともに、人権教育の視点に立ち、全教育活動を通じて、児童・生徒に豊かな人間性を育む教育を推進するよう指導・助言した。 ・東京都教育委員会と連携し、管理職を対象とした研修会に各校から参加するとともに、校内において人権教育プログラムを活用した研修を実施するよう周知した。	・人権教育推進上の課題は各校によって異なるため、それぞれの課題を把握し、課題を踏まえた計画を各校が作成できるようにする必要がある。 ・教職員一人一人の人権感覚及び人権意識を継続的に向上させるための意図的・計画的な研修を充実させる必要がある。	・年間指導計画や人権教育推進上の課題を踏まえ、人権教育の視点を明確にした学習指導を充実させるよう周知徹底を図る。 ・職層に応じた人権教育に係る研修を充実させ、教職員が人権尊重の理念を理解し、人権教育について共通理解を深めて指導できるようにする。	(委員)1②いじめ問題への対応の推進 いじめの被害者への対応についての記載が中心となっている。いじめの根本的解決のためには、加害者への対策についても触れる必要があるのではないか。	指導室	○人権啓発に関する事業への参加者数 ○人権教育に関する事業の回数
②いじめ問題への対応の推進	○実態把握に努め、未然防止に係る取組や組織的な早期発見・早期対応を推進 ○個々の事例に応じて保護者等と連携し、問題解決に向けた対応を推進、解決後の見守りの取組を実施	・毎月、各校のいじめの認知件数及び態様等を集約し、実態把握するとともに、定義に基づいて積極的に認知することで早期発見・早期対応を推進した。 ・いじめが解消している状態について、「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続」、「被害者が心身の苦痛を受けていない」といった条件を満たしている状態であることを各校で共通理解を図り、保護者等に寄り添って対応するよう指導・助言した。	・各校において、学校いじめ問題対策委員会を機能させ、組織的な対応を推進する必要がある。 ・学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割を理解し、連携した対応を一層推進できるよう各連絡会等で共通理解を図る。	・校長会、生活指導主任会等を活用し、軽微ないじめも見逃さず、的確にいじめを認知し、早期発見・早期対応につながるよう周知徹底を図る。 ・学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割を理解し、連携した対応を一層推進できるよう各連絡会等で共通理解を図る。		指導室	○人権啓発に関する事業への参加者数 ○人権教育に関する事業の回数
2 男女共同参画社会の実現							
①男女共同参画の推進	○男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発、女性の活躍推進等の取組を実施	【企画政策課】 ・国が定める各啓発週間・月間に合わせ、市広報、ホームページ、Twitterのほか都のFacebookへの記事掲載、ポスター、リーフレット、啓発カード等の掲示・配布による情報提供及び意識啓発を実施した。(広報掲載5回、ホームページ更新10回、Twitter1回、都Facebook1回) ・年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。(情報提供86件) ・男女共同参画プランの推進のため、男女共同参画推進市民会議において、進捗状況の評価及びプランの推進に向けた市の取組について意見聴取を行った。(会議開催回数2回) ・東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、同制度の周知を行うとともに、同制度を活用した市の事業の検討のため、市議会議員を通じて、性的マイノリティの方々の意見を聴取した。 ・女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの推進に向け、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業を実施した。 【生涯学習推進課】 ・新型コロナウイルス感染拡大対策を講じながら、オンライン配信も取り入れ、男女共同参画啓発事業「第23回女と男のライフフォーラムあきる野」を開催し、企画運営に携わった実行委員の意識の醸成を図るとともに、フォーラム参加者に意識啓発を行った。 ・より多くの方への意識の向上を図るため、記録集を作成し、市内公共施設での閲覧ができるようにした。	【企画政策課】 ・令和4年度の市民アンケート調査における「男女共同参画社会」に対する満足度(「満足」「まあ満足」計)は4.0%であり、目標に達していない。 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数は令和4年度末時点での認定事業所数は4事業所であり、目標に達していない。 ・男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発に当たっては、広報及びホームページ以外の媒体の活用を継続し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の方法を検討する必要がある。 ・ワーク・ライフ・バランス認定事業所の認定数が目標に達成していないことを踏まえ、事業に関する情報発信だけではなく、市内の事業所等の情報収集をし、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけが必要である。 【生涯学習推進課】 ・コロナ禍での開催となったため、参加を控える傾向が見受けられた。学習機会への参加を促すための工夫が課題である。	【企画政策課】 ・広報及び市ホームページ以外の媒体の活用を継続し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の機会を増やしていく。 ・情報発信のターゲット(子育て世代、学生、労働者など)を明確にし、それぞれに情報が届くよう、情報発信の媒体やチラシ等の設置場所を工夫する。 ・ワーク・ライフ・バランス認定事業所を増やすため、庁内ヒアリングを行うなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等の情報収集をし、該当する事業所等に直接PRする。また、国や都が認定している、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めている企業を参考にし、市内の関連事業所等に直接PRする。 【生涯学習推進課】 ・令和5年度も、新たに実行委員会を立ち上げ、協働で第24回女と男のライフフォーラムあきる野を開催する。実行委員会において、多くの市民の参加を促し、男女共同参画の意識啓発を行うため、学習形態や周知の方法を検討していく。	企画政策課・生涯学習推進課	○「男女共同参画社会」に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数	
②配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	○配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実 ○被害者の安全確保を図るとともに自立に向けた支援	【子ども家庭支援センター(母子・父子自立支援及び女性相談担当)】 ・配偶者等からの暴力の相談については、迅速な対応を心がけているが、庁舎内に相談室が少なく、対応に苦慮する場合がある。 【企画政策課】 ・配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発のため、年間を通じて、国、東京都等が発行するチラシ、リーフレット等を窓口に配置するとともに、市ホームページを通じて市民への情報提供を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせ、市広報、ホームページ、Twitterのほか都のFacebookへの記事掲載、ポスター、リーフレット、啓発カード等の掲示・配布による情報提供及び意識啓発を実施した。(広報掲載1回、ホームページ更新1回、Twitter1回)啓発カードについては、支援を必要とする方々が周りの目を気にすることなく相談窓口等の情報を得られるよう、トイレ内にポスターを掲示(個室)、啓発カードを配置(図書館の手洗い場)し、情報提供を行った。	【子ども家庭支援センター(母子・父子自立支援及び女性相談担当)】 ・配偶者等からの暴力の相談については、迅速な対応を心がけているが、庁舎内に相談室が少なく、対応に苦慮する場合がある。 【企画政策課】 ・令和4年度の市民アンケート調査における「男女共同参画社会」に対する満足度(「満足」「まあ満足」計)は4.0%であり、目標に達していない。 ・配偶者等からの暴力防止に意識啓発に向けて、広報及びホームページ以外の媒体の活用を継続し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の機会を増やしていくとともに、より効果的な情報発信の方法を検討する必要がある。 ・配偶者等からの暴力の被害者に関わる庁内の各部署が、相互の連携体制を構築することにより、効果的に被害者の支援ができるよう、庁内連絡会議を開催し、庁内の連携を強化するとともに、被害者に対し、より適切に対応できるようにするための、支援に関する基本的な知識や意識の醸成をより一層図っていく必要がある。 ・ワーク・ライフ・バランス認定事業所の認定数が目標に達成していないことを踏まえ、事業に関する情報発信だけではなく、市内の事業所等の情報収集をし、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけが必要である。	【生活福祉課(母子・父子自立支援及び女性相談担当)】 ・引き続き相談窓口の充実を図っていく。 ・対象者の緊急対応があった場合には、自立に向けた支援について、安全に進めていく。 【企画政策課】 ・広報及びホームページ以外の媒体の活用を継続し、より多くの市民の目に触れるよう、情報発信の機会を増やしていく。 ・情報発信のターゲット(子育て世代、学生、労働者など)を明確にし、それぞれに情報が届くよう、情報発信の媒体やチラシ等の設置場所を工夫する。 ・令和2年度に作成及び運用を開始した「あきる野市DV被害者支援マニュアル」の利用状況の把握、課題を把握し、配偶者等暴力被害者支援に係る庁内連絡会において協議しながら改善を図るほか、同マニュアルを活用した庁内研修の実施を検討する。 ・ワーク・ライフ・バランス認定事業所を増やすため、に庁内ヒアリングを行うなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等の情報収集をし、該当する事業所等に直接PRする。また、国や都が認定している、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めている企業を参考にし、市内の関連事業所等に直接PRする。	子ども家庭支援センター・生活福祉課(母子・父子自立支援及び女性相談担当)・企画政策課	○「男女共同参画社会」に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数	

第2次あきる野市総合計画 令和4年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における課題	令和5年度の実績	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
③ワーク・ライフ・バランスの推進	○市民誰もがやりがいや充実感をもっていきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組の推進	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業実施要綱(平成29年4月1日施行)」に基づき、事業所認定を進めるため、市広報及びホームページで事業のPRを行ったほか、商工会の全会員(約1,600団体)向けにチラシを配布し、事業の周知を図ったが、事業所の認定には至らなかった。 <p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や東京都等が作成したチラシやリーフレットを公共施設やBi@Sta、あきる野商工会に設置することにより、市民と事業者の双方に周知を図った。 ハローワーク青梅の共催で実施した「お母さんの就職応援セミナー」では、仕事や家事、子育てのバランスや両立についての内容を盛り込んだが、参加者数は11人であった。 	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末時点での認定事業所数は4事業所であり、目標に達していない。 令和4年度末時点での認定事業所数は4事業所であり、目標に達していない。 一方的な情報発信のみでは、事業所の認定に結びつかないため、市内の事業所等の情報収集をし、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等への直接的な働きかけが必要である。 <p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きチラシ等を利用した周知を図るほか、子育て世代向けのセミナーの実施を検討していく必要があるが、集客を図るため、開催時期や周知方法等について改善が必要である。 	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁内ヒアリングを行うなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所等の情報収集をし、該当する事業所等に直接PRする。 国や都が認定している、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めている企業を参考にし、市内の関連事業所等に直接PRする。 <p>【商工振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園の入所申込みのタイミングに合わせ、9～10月にセミナーを実施する。 市民メールや子育てアプリでの配信に加え、こころのセミナーのチラシやポスターを設置するなど、事前周知を図る。 		企画政策課・商工振興課	○「男女共同参画社会」に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定数
第2節 生涯学習社会の振興							
1 生涯学習の推進					令和5年度の実績のとおり進められたい。		
①生涯学習の機会や場の充実	○多様な学習ニーズに対応するため、より広く深い学習機会の提供と充実 ○ICTの活用など、誰もが、いつでも生涯学習を行える環境づくり	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に多くの学習の場を提供するため、寿大学、市民大学、市民企画講座、家庭教育事業(家庭教育学級、家庭教育講座)、青少年教室、IT関連事業(オンライン講座)、NHK学園あきる野オープンスクール、市民カレッジ(入門講座・公開講座)、市民解説員活動推進事業(市民解説員が案内する市内探訪、市民解説員発表会、専門講座等)、ITボランティア事業(パソコンQ&A)等の各種講座を実施し、市民に多様な学習機会を提供した。 <p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する学習支援、生活習慣の形成及び居場所の提供、日常生活等の悩みや進路相談などを委託により実施した。 令和4年度集合型事業99人、訪問型事業7人 	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各講座については、コロナ禍での開催となったため、市民の学習欲求があるものの、参加を控える傾向が見受けられた。コロナ禍での学習機会への参加を促す工夫が課題である。 <p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の子ども学習・生活支援事業の訪問型において、委託事業者による支援員の確保に時間を要し、支援の開始が遅れるなどの課題があった。 	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスが5類になったことから、対面の良さを保ちつつ、状況によっては、ICTの活用も検討しながら、各種講座を実施し、市民の学習の機会を提供していく。 <p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習・生活支援事業の集合型で、実施場所を1箇所、定員を120人に増やし、拡充する。 		生涯学習推進課・子ども政策課	○生涯学習コーディネーター養成講座受講者数(1年度当たり) ○1年間の間に生涯学習をしたことのある市民の割合
②市民の自主的な学習活動の支援	○市民が生涯学習の主体となり、人材ネットワークの構築を図り、リーダー的役割を果たすことのできる市民の育成とその活用を推進 し、学習等で得た成果を生かし、地域社会へ還元できる環境づくりの取組を実施 ○専門的知識をもった職員を適正に配置し、学習に関する相談に応じる体制を整備し、市民の自主的な学習を支援	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習コーディネーター養成講座に5人の応募があり、基礎講座3回、実践講座5回、企画講座2回を実施し、生涯学習を推進する人材の育成を行った。 生涯学習シンポジウム「市民と協働で進める生涯学習～学びを活かした社会活動～」を生涯学習コーディネーターの会と共催で実施し、71人の参加があった。 生涯学習人材バンク事業は、登録51件、紹介3件があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 受講者数の拡大と生涯学習コーディネーターの役割を明確化することが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の養成講座は例年どおり実施しつつ、次年度に向けて講座カリキュラムの見直し、生涯学習コーディネーターの役割検討等を進める。 生涯学習シンポジウムを生涯学習コーディネーターの会との共催で実施する。 生涯学習人材バンク事業を継続して実施する。 		生涯学習推進課	○生涯学習コーディネーター養成講座受講者数(1年度当たり) ○1年間の間に生涯学習をしたことのある市民の割合
第3節 青少年の健全育成の推進							
1 学校での健全育成					(委員) 青少年の健全育成の内容に年齢的なかたよりがあるように感じます。青少年世代で主だった取組がみられない世代に対して、今後どのような取組をしていくか明確に示していただければと思います。		
①不登校児童・生徒への支援の充実	○在籍校において個の特性に応じた指導・支援を行うとともに、教育支援室などを活用し、主体的に社会的自立や学校復帰に向かう支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> 不登校を含む長期欠席の児童・生徒について、各校が作成した個別の児童・生徒理解・支援シート等を取りまとめ、実態を把握するとともに、個々の状況に応じた支援内容等について指導・支援を行った。 教育支援室の指導員が各校を巡回し、不登校児童・生徒についての情報を共有し、支援の方策を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校又は不登校傾向にある児童・生徒が、社会とのつながりの場として令和4年度に開設した通称カラフルルームについて、周知を図り活用を推進する必要がある。 教育支援センター機能の充実を図り、学校及び関係機関と連携した支援を充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が安心して安全に過ごすことができる心の居場所づくりに各校が取り組めるよう周知徹底する。 教育支援室と各校との連携が密になるよう定期的な情報交換の場を設定する。 		指導室	○90日以上欠席の児童・生徒が、支援につながった割合
②教育相談等の充実	○生活上の課題や特別な支援を必要とする状況に対応するため、スクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣 ○各学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図る ○教育相談所に臨床心理士を配置し、学校と連携した教育相談や子育て相談などの充実を図るとともに、各学校に臨床心理士を派遣し、特別な配慮を要する児童・生徒への対応に向けた指導・助言を実施	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士による児童・生徒や保護者との相談、スクールカウンセラーと連携した相談及びスクールソーシャルワーカーの派遣による巡回相談等を通して、不登校児童・生徒や特別な配慮を要する児童・生徒への適切な支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係諸機関と情報の共有を図り、より効果的な教育相談の充実を図ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> →青少年の健全育成の取組について、年齢的なかたよりがあるように感じる。青少年世代で主だった取組がみられない世代(16歳から大学生くらいまで)に対して、今後、どのような取組をしていくか明確に示していただきたい。 		指導室	○90日以上欠席の児童・生徒が、支援につながった割合
2 地域や家庭での健全育成					(市からの補足:市では、こども基本法に基づく「こども計画」の策定を予定しています。現段階では、研究段階であるため、具体的な作成時期などは申し上げられませんが、青少年世代で主だった取組がみられない世代を「こども」として対象に含めると考えており、何らかの取組を位置付けていきたいと考えております。)		
①健全育成活動の充実	○健全な家庭づくりを推進するための啓発活動や学習機会の提供に取り組むとともに、地域でリーダーとして活動できる人材の育成及び青少年健全育成団体やPTAなどへの支援 ○子どもが言葉や学び、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「家庭の日」推進事業として親子鑑賞会を実施し、516人の参加があった。 青少年健全育成地区委員会(10団体)、中学校区健全育成推進会議(6団体)及び小中学校PTA連合会への補助金を交付し、各団体の活動を支援した。 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども読書活動を推進するため、読書リストの配布や、おはなし会などの事業を実施した。第三次あきる野市子ども読書活動推進計画の計画期間が終了するため、市民公募による検討委員会も含めた計画策定委員会を組織し、第4次あきる野市子ども読書活動推進計画を策定した。 	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの参加者を動員できるような出演者の選定と周知活動が必要である。 青少年健全育成団体の諸活動が円滑に実施できるように支援することが必要である。 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度については、各種事業を新型コロナウイルスの感染予防対策を行ったうえで実施したが、一部の事業については縮小して実施した。 	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子鑑賞会は、令和5年度も引き続き2部制で開催する。また、周知活動については例年実施しているもののほか、新たな方法によって行う。 青少年健全育成地区委員会(10団体)、中学校区健全育成推進会議(6団体)及び小中学校PTA連合会への補助金を交付し、各団体の活動を支援する。 <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4次あきる野市子ども読書活動推進計画に基づき、事業を実施していく。新型コロナウイルスの影響により縮小し実施していた事業も規模等を戻して実施していく。 		生涯学習推進課・図書館	○放課後子ども教室開設校数(再掲) ○親子鑑賞会の参加者数 ○コミュニティ・スクールの導入

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
②学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実	○学校を核として地域住民等の参画や地域の特性を生かした事業を展開し、子どもたちの教育環境の充実を図る	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員31人からなる、あきる野市地域教育協議会を組織し、小学校10校が受託事業として学校支援地域本部事業(延べ2,194回、延べ33,794人)を実施した。 放課後子ども教室は、令和4年度に1校開設し、8校で放課後子ども教室事業を実施した。また、令和5年度に1校新規開設するため、運営コーディネーターの人選を行った。 コミュニティ・スクール制度の導入に向けて先進市への視察(2市、2校)を行ったほか、関係各課と検討会議を行った。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係部課長及び学校管理職において、八王子市の小学校及び立川市の中学校を視察し、状況や課題をヒアリングした。 <p>教育委員会内で打合せを行い、各課の作業内容や課題を洗い出し、スケジュールを検討した。</p>	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校支援地域本部事業を更に推進するための支援が必要である。 地域学校支援協働本部の設置の検討及び統括コーディネーター及び地域コーディネーターの人選が必要である。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全校コミュニティ・スクール導入に向けた検討委員会を設置する必要がある。 コミュニティ・スクール導入に係る経費の確保、規則等の制定、ロードマップの作成などが求められる。 	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校10校が受託事業として学校支援地域本部事業を展開する。 令和5年度中の1校新規開設に向けて、運営コーディネーター・安全管理員の委嘱、実行委員会の開催等の準備を行い、開設する。 コミュニティ・スクールについては、年度内に準備ができた学校は、順次、制度の導入を進めていくことから、それと連動して地域学校支援協働活動ができるように準備を進める。 <p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度までに、市内全校のコミュニティ・スクール完全実施を目指し、学校運営協議会規則制定、管理運営に関する規則の一部改正、学校運営協議会委員の任命等を行う。 		生涯学習推進課・指導室	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども教室開設校数(再掲) ○親子鑑賞会の参加者数 ○コミュニティ・スクールの導入
③子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討	○社会参加及び社会的自立の支援の体制・仕組みを構築していくことを検討	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 羽村市と共催で実施している大島子ども体験塾については、新型コロナ対策のため、中止とした。 <p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の絆を深めるとともに、郷土愛を持った「あきる野っ子」を育てるため、大人達の知識、経験を活かして、それぞれの地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担う子ども育成リーダーを養成しました。(新規地域子ども育成リーダー認定者数 31人(累計237人)) 	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍を経て、安全な事業実施が可能な諸条件を整えつつ、羽村市と協議の上、事業を進める必要がある。 <p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で、中止していた地域子ども育成リーダー提案事業を再開し、10の事業を実施したが、提案事業に係る経費が、予定した金額を上回った。 	<p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、コロナ感染症などのリスクを考慮して、期間を短縮するとともに、参加人数を減らして実施する。 <p>【子ども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度についても、新規の育成リーダー養成講習会を継続して実施することにより、地域子ども育成リーダー数を増やしていく。 また、提案事業に係る経費も、予算額を増額し対応する。 		生涯学習推進課・子ども政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども教室開設校数(再掲) ○親子鑑賞会の参加者数 ○コミュニティ・スクールの導入

第4節 個性を生かす学校教育の充実

1 教育内容の充実

					令和5年度の取組のとおり進められたい。		
①確かな学力の定着	○基礎的・基本的な知識及び技能習得、思考力・判断力・表現力の育成、主体的に学習に取り組む姿勢を養うため、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育を推進	<ul style="list-style-type: none"> 学力向上推進委員会では、主体的に学ぶ児童・生徒を育むための授業改善に取り組み、その成果を市内の各校に還元した。 ICT活用推進委員会では、一人一台端末を活用した新たな学習活動について情報収集したり、各校の活用事例を共有したりするなどして、個々の特性や学習状況に応じた個別最適な学びを取り入れた授業づくりについて検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一台端末の活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 二つの委員会を統合した学力ICT向上推進委員会を中心に、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るための検証授業を行い、成果と課題を明らかにして各校に還元する。 		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)
②ICT教育の充実	○タブレット端末の利活用により、興味・関心を引き出し、資質・能力を伸ばす教育の実施 ○安全にICTを活用するための情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用推進委員会では、英語と理科のデジタル教科書を活用した授業展開等について検証授業及び協議を行った。 ICT支援員等を講師として、各校においてICTの効果的な活用方法等について研修会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の一人一台端末の活用と教員の指導力の向上を図る必要がある。 発達段階に応じて、意図的・計画的な情報モラル教育を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学力ICT向上推進委員を中心に、算数・数学のデジタル教科書を活用した授業実践と検証を行い、市内の普及に努める。 各校の教育課程に情報モラル教育を位置付けて、確実に実施する。 		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)
③特別支援教育の推進	○個のニーズに対応できる教育環境や人的配置を整備し、保護者や周囲への理解を促す ○障害特性等に配慮した教育課程や個別指導計画を編成し、適切な指導及び必要な支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> 各校に特別支援教育コーディネーターを複数指名し、就学支援シート及び学校生活支援シートを活用した支援や情報の引継ぎ等が円滑に行われるようにした。 教員補助員による通常の学級に在籍している児童・生徒への学習支援を行った。 特別支援学校との復籍交流事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止等の措置により、巡回相談、復籍交流等の事業の実施が低減した。 	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援シート及び学校生活支援シートを活用した効果的な引継ぎが行われるよう、就学前施設との連携の一層の強化を図る。 都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、市内特別支援学校等の機能強化を図る。 		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)
④教育指導の充実	○小・中一貫教育を進め、体育・健康教育や、外国語教育の充実を図る ○カリキュラムマネジメントにより、環境教育や伝統・文化理解教育、キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市公立小中学校教育研究会の各教科等部会において、学習指導要領を踏まえた検証授業に取り組み、学習指導の充実を図った。 各校が編成した教育課程に基づき、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教員が、児童・生徒に育成すべき資質・能力を明確にして指導する必要がある。 各学校の実態に応じた教育課程を編成し、計画的・組織的に推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校が児童・生徒の実態を把握し、課題を明確にした上で授業改善を図る。 実社会での問題発見・解決に生かしていく教科等横断的な学習を推進する。 		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)
⑤特色ある学校づくりの推進	○地域の特色を生かした学校の創意工夫による教育活動を推進することにより、地域と連携した学校づくりの体制を構築	<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人材等を活用した授業を実施し、地域の特色や伝統・文化についての理解を促進した。 学校関係者評価等を分析し、教育課程の改善等に反映した。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員31人からなる、あきる野市地域教育協議会を組織し、小学校10校が受託事業として学校支援地域本部事業(延べ2,194回、延べ33,794人)を実施した。 放課後子ども教室は、令和4年度に1校開設し、8校で放課後子ども教室事業を実施した。また、令和5年度に1校新規開設するため、運営コーディネーターの人選を行った。 コミュニティ・スクール制度の導入に向けて先進市への視察(2市、2校)を行ったほか、関係各課と検討会議を行った。 	<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実態を踏まえた課題を設定し、追究する必要がある。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校支援地域本部事業を更に推進するための支援が必要である。 市内全校での放課後子ども教室開設と持続可能な運営体制の確立が必要である。 地域学校支援協働本部の設置の検討及び統括コーディネーター及び地域コーディネーターの人選が必要である。 	<p>【指導室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間等において、地域の伝統・文化を体験したり、地域人材を活用した教育活動を計画的に実施することで、特色ある学校づくりを推進する。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校10校が受託事業として学校支援地域本部事業を展開する。 令和5年度中の1校新規開設に向けて、運営コーディネーター・安全管理員の委嘱、実行委員会の開催等の準備を行い、開設する。 コミュニティ・スクールについては、年度内に準備ができた学校は、順次、制度の導入を進めていくことから、それと連動して地域学校支援協働活動ができるように準備を進める。 		指導室・生涯学習推進課	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)

第2次あきる野市総合計画 令和4年度進捗管理シート

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
⑥教員の資質・能力の向上と働き方改革	○課題研修や職層研修の充実を図るとともに、授業改善を進め、教員の資質・能力の向上を図る ○教員の負担軽減や部活動改革により、効率的かつ効果的な働き方の実現の取組を実施	・職層に応じた研修会及び教育課題等に関する連絡会等において、年間の計画に基づいて研修会を実施した。 ・定時退庁日を設け、勤務時間の短縮を行った。 ・学校行事を精選した。 ・部活動指導員を配置し、負担軽減を図った。	・誰一人取り残すことのない個別最適な学びを実現する必要がある。 ・学校行事や各種会議等を精選し、業務の効率化を図る必要がある。	・中・長期的な視点で教員の資質・能力の育成を図るために、職層に応じた研修会の見直しを図る。 ・教員の負担軽減について、継続的に学校の実態把握に努め、働き方改革を推進する。		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)
⑦幼児教育の振興の支援	○保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援するとともに、幼児教育の質の確保・向上への取組を推進	・私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金:交付延人数1,270人、交付金額34,319,600円 ・実費徴収に係る補給給付事業費補助金(給食費補助):※交付延人数878人、交付金額14,759,560円	・適切に補助交付を実施しており大きな課題はない。	・引き続き補助金交付を行い、保護者の負担軽減を図り幼児教育の振興の支援を行って行く。 なお、令和5年10月からの東京都の第2子以降の保育料無償化に伴い、私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金については、多子計算に係る年齢制限の緩和等を予定しているため対応していく。		保育課	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)
⑧学校における食育の推進	○豊かな食生活への知識を深めるとともに、望ましい食習慣を身に付けさせるなど、組織的・計画的な食育を推進	・学習指導要領を踏まえた食に関する指導を各校で行った。 ・各校の食育リーダーを中心に、年間指導計画を作成し、教科等横断的な指導の充実を図った。	・新型コロナウイルス感染症の対応に伴う食育指導の一部に制限があった。	・各教科との関連を明確にして、食に関する指導の充実を図る。		指導室	○全国学力学習状況調査における各教科の平均正答率(対象:小学校6年生・中学校3年生)
2 教育環境の整備							
①情報化社会に対応した教育環境の整備	○「GIGAスクール構想」に基づくICT教育を推進するため、学校ICT環境の維持管理と充実の取組を推進	・校内での研修会やICT支援員の補助を受け、授業でのICT機器の利活用は広がっている。 ・学校における朝の欠席連絡について、ICTを活用した連絡体制を導入した。(令和5年1月までに全校導入)	・学校におけるICT支援員の待機時間が発生しないよう、学校に対してICT支援員を有効活用する働きかけが必要である。 ・教員ごとにICT機器の利活用には差が生じているため、底上げする仕組みを検討していく必要がある。	・ICT支援員による授業補助の拡充や先進校の取組みをICT活用推進委員会を通して全校に展開し、「ICT機器の活用の日常化」を進めていく。 ・小学校については授業支援ソフトを導入し、「教員の授業準備の効率化」と「学力の向上」を図っていく。		教育総務課	○新学校給食センター整備の推進
②学校保健の充実	○学校保健活動を推進し、児童・生徒への保健教育や保健管理を行う ○学校医等関係者との連携強化を図り、各種検診を適正に実施する	・保健主任会や学校保健委員会を通じて、学校における健康の問題を研究協議し、保健教育や健康づくり活動を実施した。 ・学校保健安全法施行規則に基づき、児童生徒健康診断を適正に実施した。	・教育支援室に通う児童生徒は、在籍校で実施する各種健康診断を受けづらく、各学校医の医院で受けることが多いため、児童生徒及び保護者にとって負担にならない受診方法を検討する必要がある。	・教育支援室に通う児童生徒の健康診断の受診場所について、負担にならない受診方法の検討を進めていく。 ・新型コロナウイルス感染症により中止していたあきる野市学校歯科保健連絡会を開催し、歯科保健活動を推進する。		教育総務課	○新学校給食センター整備の推進
③子どもの安全教育と安全確保の推進	○災害発生時に適切に対応できるよう、自助・共助の意識の醸成を図る ○学校安全ボランティアと連携し、地域ぐるみで登下校時等の子どもの安全確保を推進	・通学路交通安全推進員、スクールガードリーダー、学校安全ボランティアと連携・協力し、登下校時の見守り活動を実施した。 ・教育委員会職員による青色防犯パトロール車を使用した地域の見守り活動を実施した。 ・道路管理部署、交通規制担当部署、教育委員会、所轄の警察署において市内道路の合同点検を実施し、危険箇所の確認及び安全対策を進めた。	・学校等から見守り活動の増員要望があがっているが、人材の確保には限界があるため、防犯パトロール等で登下校の安全を確保した。 ・市内道路における危険箇所の安全対策を行うため、優先順位をつけて対応している。	・通勤方法が徒歩又は自転車の職員に対し、通勤時の見守り活動をお願いする。 ・新型コロナの影響により中止していた学校安全推進会議及び学校安全講習会を開催し、学校安全活動を推進する。		教育総務課	○新学校給食センター整備の推進
④新学校給食センター整備の推進	○日の出町と、整備手法、運営形態等についての協議を進めるなど、早期完成に向けて取り組む	・日の出町と共同整備に関する調整事項の協議を進め、委託によらずに「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備・運営方針(実施計画)」を策定した。 ・基本設計及び実施設計業務を令和5年度から令和6年度にわたる債務負担行為で一括発注することとし、準備を進めた。 ・日の出町との協議・調整の結果、稼働の想定を令和8年度中とした。	・新学校給食センターの共同整備に係る施設の整備水準、管理・運営等の詳細については、専門部会の設置等により、検討する必要がある。 ・基本設計と実施設計を一括発注としたことから、仕様書等の内容調整に時間を要することとなり、関係図書(案)の完成に至らなかった。	・「あきる野市・日の出町新学校給食センター建設工事設計業務委託」を公募型プロポーザル方式により早期に実施し、基本設計及び実施設計を令和5年度から令和6年度までの工期として、令和8年度中の新学校給食センター稼働を目標に事業を推進する。 ・新学校給食センターの共同整備に係る施設の整備水準、管理・運営等の詳細については、専門部会の設置等により、検討する。 ・広域連携の手法として、地方自治法に基づく協議会を想定し、設立に向けて調整する。		教育総務課	○新学校給食センター整備の推進
第5節 社会教育の推進							
1 社会教育の推進					令和5年度の取組のとおりに進められたい。		
①文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実	○誰もが安心して学習やスポーツに取り組むことができるよう、環境の整備及び設備の充実を図る	【生涯学習推進課】 ・文化ホール(秋川キララホール)は、新型コロナ対策を行いながら、306日開館(205日使用)、公演事業24件、貸館事業214件、入場者数37,248人だった。 ・秋川キララホールの舞台機構(吊り物設備)の改修工事を実施した。 ・あきる野ルピアは、新型コロナ対策を行いながら、2,363件、37,900人の施設利用があり、自主事業2件、延べ200人の参加、ルビア塾延べ446回、延べ2,923人及びルビア塾フェスタに485人の参加があった。 ・あきる野ルピアの電話設備改及び全熱交換器改修工事を行った。 【スポーツ推進課】 ・施設の老朽化や設備等の経年劣化が著しく、総合グラウンドクラブハウス、山田グラウンド管理等及び油平クラブハウスについては、不具合箇所の対応を緊急で実施した。市民プールについては、2月15日より設備の不具合が発生し施設を休館している。 秋川体育館、五日市ファインプラザ、市民プールの施設については、指定管理者との連携のもと、維持管理を行っている。 【図書館】 ・図書館全体としては、図書館システムの業務端末機器類のリプレースを行った。また、中央図書館では貴重品書庫の精密空調機の交換、東部図書館エルでは防犯カメラの設置のほかWi-Fiの提供を開始した。五日市図書館では照明のLED化を行った。	【生涯学習推進課】 ・利用者数の増加が求められる。 【スポーツ推進課】 ・指定管理施設のプール設備については、老朽化が著しく不具合箇所の発生予測ができないこともあり、施設を閉館し緊急で対応する必要があり、指定管理者の補修では対応できない場合がある。また、故障箇所によっては、市民プールのように、長期にわたり休館することになったため、指定管理者と連携し、不具合を早期に発見し、不具合シートを作成するとともに、個別施設計画に基づき、施設の維持管理を進める必要がある。 【図書館】 ・中央図書館は竣工後16年が経過し、施設に不具合が生じている箇所がある。特に空調機については、自動制御ができない状態のため、交換について検討が必要である。	【生涯学習推進課】 ・秋川キララホール及びあきる野ルピアについて、新型コロナ対策に伴う規制がなくなったため、独自に感染症予防対策に配慮しながら、主催事業を行うとともに貸館事業も行う。 ・秋川キララホールについては、客席上部のセンターカメラ、舞台機構(吊り物設備)、自動火災設備、非常放送設備の改修工事を行う。 【スポーツ推進課】 ・引き続き、指定管理者と連携し、施設、設備の保守点検等で不具合が認められた場合は、早急に修繕対応に心がけ、継続して、施設の維持管理に努めていく。 【図書館】 ・空調機については、設置業者や各担当課と情報共有を図り調整を進めて行く。		生涯学習推進課・図書館	○社会教育施設(秋川キララホール)の利用者数 ○図書館貸出冊数

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
②社会教育事業の充実	○市民の参加を促進し、あきる野市独自の学習活動を展開する ○図書館の機能向上を図り、資料や情報の収集と提供の充実に取り組む ○図書館サービスの向上、図書館ボランティアの育成・活用を推進	・コロナ禍における市民の学びの場の提供を目的に、公民館で対面・オンラインを併用したプログラミングワークショップを開催し、親子10人の参加があった。 ・市民解説員がこれまでの活動で培ってきた知識をもとに作られた「あきる野歴史クイズ」について15分野、1,455冊を作成した。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを契機に、社会的にオンラインによる学びが普及してきたことを受け、ICTを活用した講座の実施も必要となっている。	・前年度に引き続き、ICTを活用したオンライン講座を実施する。		生涯学習推進課	○社会教育施設(秋川キララホール)の利用者数 ○図書館貸出冊数
2 芸術文化活動の推進							
①芸術文化事業の充実	○芸術文化の学習機会の提供を通じ、芸術文化に触れ、参加する機会の創出を図る	・市民文化祭は、新型コロナ対策のため中止した。 ・芸術文化等の向上を目指し、市内で活動する写真愛好家等で組織する実行委員会との協働で、第8回あきる野フォトコンテストを実施した。	・市民文化祭については、新型コロナ対策のため中止とした。また、コロナ禍で団体の活動ができなかったことや団体会員の高齢化の進行等から、思うように活動ができない団体がある。 ・学習成果の発表の場である市民文化祭を開催し、市民団体の文化活動を活性化させる必要がある。	・令和5年度の市民文化祭は、4年ぶりの実施となることから、例年より早く団体数の把握をし、文化団体連盟と協働で実施する。		生涯学習推進課	○市民まつり市民文化祭への参加団体
3 文化財の保護・活用の推進							
①文化財の保護と活用	○文化財の収集、適正な保存管理及び調査研究を進めるとともに、文化財の活用を推進する ○市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解促進に取り組む	・市内文化財の調査を進めるとともに、市指定文化財を新たに1件指定し、文化財の保護に取り組んだ。 ・五日市郷土館及び二宮考古館等で、都指定文化財の公開を含む企画展等を9件、文化財講座を3件実施し、市民等の文化財理解の促進に取り組んだ。 ・収蔵資料の活用について、データ提供等を33件、資料の貸出しを8件行った。	・社会的に需要が高まっているインターネット等を活用した、文化財普及啓発について、さらに充実させる必要がある。	・引き続き、市内文化財の調査を進め、文化財の保護に努める。 ・五日市郷土館及び二宮考古館において、市内文化財に関する展示や講座の実施、収蔵資料の貸出し等により、文化財の活用及び市民理解の促進を図る。		生涯学習推進課	○郷土芸能連合会加盟団体数
②伝統芸能保存活動の支援	○保存団体で構成する連合会の公開活動に対して支援するとともに、歌舞伎保存団体の農村歌舞伎上演に必要な道具類の提供・支援など、伝統芸能の保存・伝承活動の支援に取り組む	・あきる野夏まつりは新型コロナ対策のため中止となった。 ・コロナ禍による制限がある中での各地域での公演や活動について、相談業務とホームページで情報発信を行った。 ・道具類の貸出しについては、用具貸出1件、音響設備貸出2件であった。	・従来から課題となっている郷土芸能の担い手の減少に加え、コロナ禍で様々な活動ができなかったことから、若手の育成や技術の伝承が課題となっている。	・令和5年度はあきる野夏祭りを開催し、活動状況については、コロナ禍前に戻りつつある状況である。 ・引き続き、ホームページでの情報発信及び外部団体との調整、郷土芸能団体への指導助言などの支援を行う。		生涯学習推進課	○郷土芸能連合会加盟団体数
4 スポーツの推進							
①ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進	○幅広い世代に向けた情報発信や多様なスポーツ教室開催などに取り組み、スポーツの推進を図る	・新型コロナの影響により中止となったイベントもあるが、障がい者や子どもから高齢者までの幅広い世代が身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ教室、ポッチャ大会、ニュースポーツ普及事業や、ウォーキングイベントを開催し、スポーツの推進を図った。	・実施したイベントでは、コロナ禍以前に実施していたイベントと比較すると、参加人数が少なかったことから、定期的にスポーツイベントなどの情報発信を行うとともに、参加者が安心して参加できるようなイベントの実施に努めていく。	・身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、中止になっていた事業を再開するとともに、イベント等がきっかけづくりとなるよう、情報発信等を積極的に行っていく。		スポーツ推進課	○成人の週1回以上のスポーツ実施率
②地域団体の支援と連携によるスポーツの振興	○地域団体の主体的な活動を推進するとともに、地域団体と連携し取り組む	・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと連携し、市民の体力向上、健康増進と交流を目的に、総合スポーツ祭、スポーツの日フェスティバル、障がい者スポーツ教室及び各種イベントを実施し、スポーツ活動の機会の充実を図った。	・コロナ禍により、スポーツができなかったことで、足が遠のいてしまっている方々が、自ら進んでスポーツに親しみ、継続して取り組んでもらえるよう、スポーツ機会の充実や参加するためのきっかけづくりを進める必要がある。	・子どもから高齢者及び障がい者のニーズに合ったスポーツの機会を提供していくことや、スポーツ実施率の低い子育て、働き盛り世代に対するスポーツをする機会をスポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ及び指定管理者と連携し、取り組んでいく。		スポーツ推進課	○成人の週1回以上のスポーツ実施率
③市の特性を生かしたスポーツ推進	○身近な地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングなど、市の特性を生かしたスポーツ活動の推進	・秋川流域小中学生駅伝大会は中止となったが、市の地形や環境を生かした、ウォーキングイベントを春秋の2回実施し、スポーツ活動の推進を図った。	・小中学校駅伝大会の開催に当たり、小中学校の関わり方を見直す必要がある。 ・ウォーキングについては、80歳前後の高齢者の参加率が高いが、幅広い年齢層の方が参加できるような取組が必要である。	・引き続き、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進するとともに、イベント情報について、ホームページ広報以外にも、各施設に配布するなどし周知を図っていく。		スポーツ推進課	○成人の週1回以上のスポーツ実施率

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における課題	令和5年度の実績	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
第6章 行財政分野							
第1節 財政運営の健全化							
1 財政健全化の推進							
①計画的な財政運営	○財政健全化に向けた取組の一層強化。市民要望に適切に対応できる財政体質の維持	・経常的支出の削減を図るため、継続的に公債費負担の抑制を進めるとともに、全庁に向けて徹底した事務経費の削減を要請している。また、不測の事態や一時的な財源不足への対応として、財政調整基金を積み増すとともに、今後の公共施設の老朽化対策等に向けた財源確保を図るため、公共施設整備基金を積み増した。	・新型コロナの影響に、エネルギー価格・物価の高騰の影響が加わったことなどにより、景気の先行きに不透明さが増している。光熱費を筆頭に、予想を超えた支出の増加があり、こうした影響は当面続くと思定される。	・税関係収入の確実な確保はもとより、企業版ふるさと納税など新たな財源確保の取組を進めることにより、増収を図る。歳出にあつては、徹底した事務経費の削減や事業の見直し等を進める。また、市債の新規借入れの抑制により、後年度の公債費負担の削減を図るとともに、更なる基金の積み増しに取り組む。	令和5年度の実績のとおり進められたい。	財政課	○健全化判断比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率
②企業会計的手法の活用	○資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性向上のため、企業会計的手法を活用した行財政運営を推進	【財政課】 ・統一的な基準による財務書類を作成し、公表した。 【管理課(下水道担当)】 ・下水道会計は令和2年度から公営企業会計を適用しており、資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性の向上のため、民間の企業会計的手法を活用した行財政運営を進めている。	【財政課】 ・財務書類の作成は行っているものの、行財政運営への具体的な活用には至っていない。 【管理課(下水道担当)】 ・令和4年度末における経営成績について、経費回収率が96.82%であり、事業に必要な費用を下水道使用料で賅っている状況とされる100%を下回っているため、不足分を一般会計からの繰入金で賅っている。	【財政課】 ・引き続き、財務書類を作成し、公表するとともに、活用に向けた調査研究を行う。 【管理課(下水道担当)】 ・経費回収率の向上のために、汚水処理に係る経費の見直しとして令和4年度に第九五見処理区分区における雨天時浸入水の詳細調査を行った。令和5年度以降は、この調査結果を基に、浸入水対策工事にに向けた基本設計を実施する。		財政課・管理課(下水道担当)	○健全化判断比率 ・実質公債費比率 ・将来負担比率
2 財源の確保							
①自主財源の確保に向けた取組	○未利用地の売却・貸付け、有料広告の充実及び寄付の活用を進めるとともに、自主財源の確保に向けた取組の推進	【企画政策課】 ・自主財源の確保について、ネーミングライツやガバメントクラウドファンディングなどの取組について、先進自治体の取組事例の研究を行った。 【財政課】 ・全庁に向けて、財源確保に向けた取組推進を要請するとともに、市有財産の売却・利活用や寄付金の確保、課税客体の動向把握等について、関係各課と密に情報共有を図った。適宜最新情報を共有することにより、適切な執行管理に繋がった。 【契約管財課】 ・未利用地の売却については、一般競争入札による売却を2件進めることができたほか、廃道水路敷等の払下げも14件行った。 ・ふるさと納税による寄附金の増加については、ポータルサイト追加導入のための準備を進めた。	【企画政策課】 ・取組を進めていくため、実施方法等の方針を決定する必要がある。 【財政課】 ・社会・経済の動向が不透明であり、税関係収入の動向把握の難しさが増している。市有地については、これまでの処分結果、売却に適した案件が減少している。 【契約管財課】 ・未利用地の売却については、現況の把握ができていない土地もあるため、個別物件の調査を継続する必要がある。 ・ふるさと納税については、新たな返礼品開発を進める必要がある。	【企画政策課】 ・令和5年度に策定予定の行財政改革に係る実行計画における取組の1つとして位置付け、自主財源の確保に向けた取組としてネーミングライツやガバメントクラウドファンディング等の方針の決定に向けた検討を行う。 【財政課】 ・関係各課と密に情報共有を図りながら、税関係収入の確実な確保に努めるとともに、企業版ふるさと納税など新たな財源確保の取組を進める。 【契約管財課】 ・現況調査の進め方を検討する。 【商工振興課】 ・市内事業者アプローチし、新たな返礼品を調達を行い、寄附受入額の増加を図る。	令和5年度の実績のとおり進められたい。	企画政策課・財政課・契約管財課・商工振興課	○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組
②課税客体の適正な把握と徴収率の向上	○徹底した事前調査等による課税客体の適正な把握、滞納処分の強化など、徴収率の向上の取組を実施	【課税課】 ・個人課税について、課税資料が無い市民の方へ、はがき・封筒の送付や実地訪問を行い、申告勧奨を行うとともに、事業所課税の対象者を抽出するため、西多摩市町村と共同で税務署調査を新たに開始した。 ・法人課税について、新規登記情報を確認し、申告が無い法人を把握したうえで、申告勧奨はがきを送付し勧奨した。 ・税務署に提出された報酬・料金等に係る法定調書の内容と、申告内容を突合し、課税客体の把握を行った。 【徴収課】 ・捜索やタイヤロックなどを実施し、滞納処分の強化した。これにより徴収率は令和2年度より0.3ポイント向上した。	【課税課】 ・個人課税の未申告者へ実地訪問した内容を複数年度で把握するため、リスト化を開始した。その活用方法や、税務署との連携方法を協議していく。 【徴収課】 ・徴収強化の取組により、一定の成果はあがっている。さらに徴収率をあげるためには、より早い段階で財産調査を徹底し、年度末の停止業務につなげる必要がある。	【課税課】 ・引き続き同様の取組を行うとともに、以下の点を追加する。 ・事業所課税の税務署調査の手法についての西多摩市町村担当者間での検討・協議 ・未提供の法定調書について、税務署への提供要請(退職所得に係る支払調書、生命保険契約等の一時金の支払調書等) 【徴収課】 ・預貯金調査の電子化サービス(pipit LINQ)を導入し、早期財産調査を徹底する。また、捜索、タイヤロックについて年間計画を当初にたて、計画的な実施に努める。		課税課・徴収課	○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組
③受益者負担の適正化	○使用料及び手数料について、定期的な検証を行い、受益者負担の適正化を推進	【企画政策課】 ・3年度ごとに使用料・手数料の検証・検討を行うこととしており、次回は、令和6年度に検証を行う予定である。 【学校給食課】 ・物価の上昇により賄材料費が高騰した。本来なら給食納付金の改定を検討するところだが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するなどし、現状を維持した。 【生涯学習推進課】 ・秋川キララホール及びあきる野ルピアについては、指定管理者制度を導入しているところであるが、施設使用料は条例の定めるところにより、指定管理者が使用料を徴収している。	【企画政策課】 ・エネルギーコスト高騰等の影響により、現在の使用料・手数料の妥当性について検証を行う必要がある。 【学校給食課】 ・賄材料費の高騰分について、児童・生徒分は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し対応した。また、教職員等については一般財源により対応したが、本来であれば給食納付金の改定を検討する必要がある。 【生涯学習推進課】 ・適切な受益者負担による施設使用料の設定が必要である。	【企画政策課】 ・令和5年度に策定予定の行財政改革に係る実行計画における取組の1つとして位置付け、令和6年度の検証に向け、現在の使用料・手数料の妥当性や近隣市町村の動向等の研究を行う。 【学校給食課】 ・依然として物価の上昇により賄材料費の高騰は続いているが令和5年度は、地方創生臨時交付金を活用し給食納付金を維持する。 ・今後、更なる物価高騰が続く場合、地方創生臨時交付金などの補助制度が活用できない場合を想定し、給食納付金の適正価格を算出する。 【生涯学習推進課】 ・秋川キララホール及びあきる野ルピアにおける貸館事業において、適切な受益者負担による施設使用料を徴収する。		企画政策課・学校給食課・生涯学習推進課	○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組
④補助金・負担金の適正化	○社会状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、公益上の必要性を検証しながら、常に見直し、適性を推進	・各課に補助金・負担金のチェックシート作成させ、活用内容を検証することにより、適正化に努めた。	・補助金・負担金は、多くの市民や各種団体に活用されており、その見直しは、対象者に大きな影響を与えることになる。現在の社会・経済状況下においては、より慎重に対応する必要がある。	・引き続き、補助金・負担金の活用内容等の状況を把握しつつ、他の行財政改革の取組の進捗状況を踏まえながら、見直し等のあり方を検討していく。		財政課	○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組
⑤計画的な企業立地の推進(再掲)	(再掲) ○周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮し、地域産業に適した立地環境の整備と併せた、企業立地の推進 ○武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地、産業系複合市街地のまちづくりの特性に合わせた企業立地の推進	・東京都企業立地相談センターのホームページに、市内工業団地の情報を掲載し、周知を行った。	・工業団地の概要を掲載しているが、より細やかな情報を周知するためには、各工業団地や関係部署と連携する必要がある。	・引き続き、東京都と連携し、東京都企業立地相談センターのホームページで周知を行っていく。 ・各工業団地や関係部署との連携を検討する。		商工振興課	○市税収入率 ○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保に向けた取組

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
3 事務経費の合理化							
①事務事業の見直し	○事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したもの等は、見直しを実施	・市で実施している事務事業に対する市民の満足度や重要度を把握し、今後の市政運営に資するため、市民アンケート調査を実施し、その結果を全庁的に共有した。また、実施計画の策定等を通じて、各部課において、事務事業の点検・評価、改善等を実施した。	・持続可能な行政運営の実現のため、市民アンケートによる意識調査及び各部課での事務事業の点検・評価、改善等を継続していく必要がある。	・引き続き、各部課での事務事業の点検・評価、改善等を実施していく。また、令和5年度は市民アンケート調査の実施年度ではないため、令和6年度の調査に向けて、アンケート項目の精査などを行う。 ・事務事業の廃止・再編に向けた方策の確立・実施の取組を、令和5年度に策定予定の行財政改革に係る実行計画における取組の1つとして位置付け、方向性を示す。		企画政策課	○民間活力の導入
②民間活力の導入	○民間委託化、指定管理者制度の導入などを計画的に推進 ○指定管理者制度の運用に当たり、公共施設の適切な管理運営がなされているかなどを点検・評価	指定管理者制度導入施設の点検・評価(モニタリング)実施手順書に基づき、指定管理者制度導入施設全てにおいて、上半期及び年間のモニタリングを行った。	・適切な管理運営の実施について確認することができたものの、四捨五入等の整合について課題となった。	・サウンディング方市場調査の導入方針の策定やあ指定管理者制度に係る運用の見直しについて、令和5年度に策定予定の行財政改革に係る実行計画における取組の1つとして位置付け、方向性を示す。 ・令和5年度においてもモニタリングを継続し、施設の適切な管理運営について確認するとともに、数値等の整合を図る。		企画政策課	○民間活力の導入
第2節 行政体制・行政サービスの適正化・最適化							
1 情報通信技術の活用					令和5年度の取組のとおりに進められたい。		
①ICTの利活用の促進	○ICTを有効活用するとともに行政手続きのオンライン化推進 ○国の推進する地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を推進	・「行政手続のオンライン化の推進」について、国の運営する「びったりサービス」及び民間事業者が提供する電子申請サービスを活用した手続を拡充した。 ・「情報システムの標準化・共通化」については、国の標準仕様書に対応したシステムへの切替えについて、検討することを目的として検討部会を設置した。	・市民サービスの利便性の向上のため、電子申請手続の更なる拡充を実施する必要がある。 ・「情報システムの標準化・共通化」については、国の標準仕様書に対応したシステムへの切替えについて、部会において具体的な取組内容の検討を進める必要がある。	・電子申請手続の拡充を進め、行政手続のオンライン化を進めるとともに、「情報システムの標準化・共通化」についても、国の標準仕様書に対応したシステムへの切替えに向けた具体的な取組内容の検討を進める。		情報政策課	○情報セキュリティ研修の受講率 ○自治体DXの推進
②情報セキュリティ対策の強化	○ICTを使った情報サービスを安全かつ安心して利用できるよう、物理的・人的及び技術的な対策を組み合わせ、情報セキュリティ対策の取組を実施	・ネットワークの三層分離、情報セキュリティ研修や内部監査等、物理的、人的及び技術的な対策を実施した。	・近年、サイバー攻撃の巧妙化・高度化が進み、情報セキュリティ対策の強化が必要となっている。	・機器の更改を進め、物理的・技術的対策を実施するとともに、セキュリティ研修や監査などの人的対策を継続的に実施する。		情報政策課	○情報セキュリティ研修の受講率 ○自治体DXの推進
2 ファシリティマネジメントの推進							
①公共施設等の総合管理の推進	○安全な公共施設等を提供し、適正な管理や活用に取り組み、建物等の長寿命化や予算の平準化 ○施設の必要性を十分に勘案し、施設の統廃合等による再編の検討を推進	・安全な公共施設提供のため、令和3年度から引き続き、メンテナンスサイクルの構築に向けた試験運用を実施した。また、施設所管課担当職員の維持管理スキル向上のため、維持管理研修会・報告会を実施した。 ・令和4年度及び令和5年度で再編等に関する実施計画の取りまとめを行う予定であり、令和4年度については、施設所管課に事業のあり方について検討を依頼し、取りまとめを行った。	・メンテナンスサイクルの本格実施に向けて、定期点検結果の一律的評価が課題となった。また、研修会については、施設所管課担当職員のさらなる維持管理スキル向上のため、継続的に実施する必要があるとともに、レベルアップを図る内容にする必要がある。 ・事業の在り方に関しては、その多くが事業継続という考え方が示されたため、施設の統廃合等に関して検討が必要である。	・令和5年度においても、メンテナンスサイクルの構築に向けた試験運用を進めるとともに、定期点検結果の一律評価方法を検討する。また、研修会については、実際の施設を見ながら行う実地研修方式の実施を検討する。 ・令和4年度の取りまとめ内容を踏まえ、施設ごとの再編等に関する実施計画の検討を行う。		企画政策課	○公共施設等の総合管理の推進 ○未利用地等の売却(旧市営住宅跡地物件数: 全物件数 9団地 14物件)
②低未利用地等の利活用	○低未利用地等(普通財産)は、利活用方針の明確化や必要な条件を整備し、売却や貸付け等を推進 ○多様な手法による資産活用の観点から、総合的な資産活用と活用の検討	・平成22年度に策定した未利用地等活用基本方針を12年ぶりに改定し、近年の社会情勢等の変化に応じた売却及び利活用を進めることとした。	・多様な手法による資産活用など、より一層の積極的な利活用等の推進が必要である。	・新たに導入する公有財産売却システムを活用した一般競争入札を実施する。		契約管理課	○公共施設等の総合管理の推進 ○未利用地等の売却(旧市営住宅跡地物件数: 全物件数 9団地 14物件)
③公共サービスの利便性向上	○ICTを活用した公共サービスのオンラインサービスの範囲の拡充等により、利便性の向上を図る	【企画政策課】 ・令和4年度及び令和5年度で再編等に関する実施計画の取りまとめを行う予定であり、令和4年度については、施設所管課に事業のあり方について検討を依頼し、取りまとめを行った。 【市民課】 ・令和5年2月6日より、マイナンバーカードを利用し、オンラインでの転出届の手続きが可能になった。	【企画政策課】 ・事業のあり方に関しては、その多くが事業継続という考え方が示されたため、公共サービスの利便性向上や施設の統廃合等に関して検討が必要である。 【市民課】 ・オンラインでの転出届の手続きの導入に当たっては大きな課題はない。	【企画政策課】 ・令和4年度のとりまとめ内容を踏まえ、施設ごとの再編等に関する実施計画の検討を行う。 【市民課】 ・スマートフォン用電子証明書を搭載することでコンビニ交付サービスの利用が可能になる。		企画政策課・市民課	○公共施設等の総合管理の推進 ○未利用地等の売却(旧市営住宅跡地物件数: 全物件数 9団地 14物件)
④第三セクターの適正運営	○第三セクターについて、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ適正な運営指導に努める	【商工振興課】 ・取締役会や株主総会等に同席し、経営状況等を把握し、適切な指導を行った。 【観光まちづくり推進課】 ・秋川渓谷瀬音の湯及び秋川渓谷戸倉体験研修センターの指定管理者である新四季創造株式会社と密に連携を図り、施設の適正な維持管理を行った。また、新型コロナウイルスの影響や国際的な物価・エネルギー価格の高騰等により経営状況が悪化していることから、経営改善に向けた取組を進めた。	【商工振興課】 ・左記のとおり、随時、経営状況等について把握しているが、空き店舗対策が進んでおらず、安定経営に向けて、研究・検討する必要がある。 【観光まちづくり推進課】 ・経営改善に向けては、更なる取組や見直しなどが必要なことから、今後も利用者のニーズを踏まえたサービスの向上に加え、事業等全般的な検証等を進める必要がある。	【商工振興課】 ・引き続き、取締役会や株主総会等に同席し、経営状況等を把握し、適切な指導を行うとともに、空き店舗対策等を研究・検討する。 【観光まちづくり推進課】 ・経営状況の悪化に早急に対応するため、令和5年7月1日に、宿泊料金及び貸切浴室の利用料金について改定を行う。今後も新四季創造株式会社の経営状況等の把握に努め、経営改善に向けた指導・助言を行っていく。		商工振興課・観光まちづくり推進課	○公共施設等の総合管理の推進 ○未利用地等の売却(旧市営住宅跡地物件数: 全物件数 9団地 14物件)
第3節 組織・人事体制の活性化							
1 行政推進体制の整備(行政力の強化)					令和5年度の取組のとおりに進められたい。		
①効率的・効果的な組織の見直し	○効率的・効果的な行政体制の実現に向け、組織の見直しを実施	・組織改正の必要性等を検証の上、事務改善委員会・経営会議を通じて、令和5年度の組織改正を行い、合わせて必要な条例改正等を行った。	・社会情勢等の変化により、効率的・効果的な組織体制は変わってくるため、毎年度見直しを行う必要がある。	・組織改正の必要性等を検証の上、引き続き組織の見直しを行っていく。		企画政策課	○内部統制制度の構築

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
②職員の資質向上	○職員育成基本方針に基づき、多様な人材確保に努める ○能力開発を行い、地方分権の進展に対応し、柔軟な発想と高い能力を有する職員の育成に努める	・多様な人材を確保するため、経験者採用の募集を年度末に行い、43人の応募を得た。試験の実施は翌年度の令和5年度に実施し、7月1日採用を目指して行っている。 ・人材育成を効果的に推進するため、次に掲げる研修を計画し人材育成に取り組んだ。 実施状況 ○市独自研修及び派遣研修 ○自己啓発研修 ○職場研修及び職場外研修	・専門職である一般技術職に応募がなく、募集に工夫が必要であることが課題である。 ・令和4年度はコロナ禍における研修実施に配慮するため、予定していた研修を全て実施することができなかった。また、自治体DXを推進するため、デジタル人材育成の取組は課題である。 ・コロナ禍により職員間の交流不足やコミュニケーションの希薄化が指摘されており、職務能力の向上には、新たな人材育成の手法が必要である。	・令和5年7月1日採用に向け、1次試験を筆記試験ではなく書類審査(エントリーシート等)を実施し、経験者が応募しやすい工夫を図り、逆に面接の時間を増やし、適切な採用を図る。 ・定年延長制度により定年退職者が減少する令和6年度の新規採用者数の募集について、採用案内やPR動画を工夫して実施する。 ・これまでの研修計画を継続するとともに、効果的な研修を実施する。また、DX推進に関する研修を検討する。 ・異動等により、職場環境が変化した職員の心の不安等を軽減するため、メンター制度を実施する。		職員課	○内部統制制度の構築
①コンプライアンス・内部統制機能の強化(一部再掲)	(一部再掲) ○法令遵守、情報セキュリティ対策の徹底と浸透を図るとともに、内部統制機能の仕組みについて、検討・構築	・内部統制制度の構築に向けたスケジュール等の検討を行った。また、他市の取組状況等の研究を行った。	・内部統制制度の構築を計画的・組織的に行っていくため、構築に向けた方向性を示す必要がある。	・策定予定の行財政改革に係る実行計画において、取組の1つとして位置付けることで方向性を示し、内部統制制度の構築に向けた更なる研究・検討を行っていく。		企画政策課	○内部統制制度の構築
2 危機管理体制の整備							
①危機管理体制の整備	○市民(生命、身体、財産)並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制の強化の取組を実施 ○平常時から危機意識・危機管理能力の向上に努め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図る	・令和4年度は、地域防災計画の修正作業を行った。また、外部講師を招いて、主に若手職員を対象とした職員防災研修を実施した。	・令和元年台風第19号以降、市では災害対策本部を設置おらず、災害対応を経験していない職員が増加していることが、今後の課題となる。	・継続的に職員に対する防災研修を実施し、災害対策本部の設置・運営訓練の実施などを検討する。また、危機管理基本指針の改正については、継続して改正作業を進める。		地域防災課	○あきる野市危機管理基本指針の改正 ○防災に関する職員研修の実施
第4節 協働によるまちづくりの推進							
1 市民活動の推進					令和5年度の取組のとおりに進められたい。		
①協働のまちづくりの推進	○市民などと行政との役割・責務を明らかにしながら、市民と協働のまちづくりを推進	・市長等と市民が地域課題の解決・改善に向けた意見交換を行うとともに、情報共有を図る場である地域懇談会については、新型コロナウイルスの影響により中止とした。 ・市で実施している事務事業に対する市民の満足度と重要度を把握し、今後の市政運営に資するため、市民アンケート調査を実施した。調査対象2,500人にアンケート調査票を送付し、有効回答数784通(有効回答率31.4%)を得られた。前回(令和2年度)実施調査の回収率と比較すると、調査対象2,500人、有効回答数1,009通、有効回答率40.4%と低下している。	・市民と市長が対等な立場で相互に補完し合い、地域の課題解決・改善のために市民が市政に参画できる機会を設ける必要がある。 ・市民アンケート調査の回収率について、前回調査と比較して低下している。これについては、アンケート項目の数が前回実施調査から増加(今回37問、前回23問)し、調査票のページ数も増えたことが原因の一つと考えられる。	・市民と市長が、市の将来について語り合う場としてタウンミーティングを開催し、市民が市政に参画できる機会を設ける。 ・市民アンケート調査については、令和5年度は実施年度ではないため、令和6年度の調査に向けて、アンケート項目の精査などを行う。		企画政策課	○町内会・自治会世帯加入率 ○まちづくりへの参画意向(市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計)
②町内会・自治会活動の支援(再掲)	(再掲) ○地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組を支援	・補助金申請などの相談にのり協力することや、東京都の補助制度の周知(3回)を行うことにより、町内会・自治会の取組を支援した。また、町内会・自治会の課題(役員の負担が大きい、高齢化)に対する相談について、補助制度の調査等を行った。連合会の会議において、補助金等に関する意見を聴取し、活用しやすい補助金内容を検討した。	・自主的・自発的に取組を行う町内会・自治会に偏りがある。	町内会・自治会の課題に対し、市としてできることを検討し、連合会を通じて提案する。また、町内会・自治会が補助金を効果的に活用し、活動の充実を図れるよう、補助金の交付要綱及び申請手順等について改正を検討する。 ・町内会館・自治会館建設費等補助金補助金については改修工事に関する補助対象要件の下限額の引下げを検討する。 ・コミュニティ事業交付金の交付対象事業については「デジタル活用推進事業」の追加及び町内会・自治会以外の地域団体との連携の強化を図るため申請区分の拡充を検討する。		地域防災課	○町内会・自治会世帯加入率(再掲) ○まちづくりへの参画意向(市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計)
③市民組織等との連携・協働	○地域で活動する組織を支援するとともに、様々な市民組織、公的機関、教育機関、民間団体等との連携・協働を図る	【企画政策課】 ・市と学校法人明星学苑明星大学が締結している包括的な相互協力・連携に関する協定に基づき、中央公民館における講座の講師依頼や、学童クラブにおける学童クラブ補助員の募集案内等の協力により、活力のある個性豊かな地域社会の形成及び発展に向けた連携を推進した。 【地域防災課】 ・町内会・自治会の活動に係る各種補助金等の活用に関する相談、申請補助及び交付を行い活動を支援した。また、連合会の会議に出席し、資料作成補助や庁内及び関係機関への連絡調整等を行った。 【商工振興課】 ・明星大学の学生の協力により「武蔵増戸グルメマップ」を作成した。 ・五日市高校の生徒の協力により、「五日市まちづくり通信」に記事を寄稿してもらった。 【福祉総務課】 ・民生委員・児童委員の事務局として活動を支援した。 ・保護司及び更生保護女性会の活動を支援した。 【生涯学習推進課】 ・社会教育関係団体の登録により、登録団体の活動が円滑に実施できるようにしたほか、5団体へ補助金を交付した。 ・地域で活動する青少年の健全育成団体等を支援するため、4団体へ補助金を交付した。	【企画政策課】 ・市と明星大学の双方が有する様々な技術、知見、環境などをつなげ、双方にとって有意義なものとなる連携を推進するために、より緊密な情報共有等を図って行く必要がある。 【地域防災課】 ・補助金等の申請状況について町内会・自治会に偏りがある。また、他の市民組織と連携を図っている町内会・自治会が限定的である。 【商工振興課】 ・引き続き、連携に取り組むとともに、更なる連携を深めるため、他の連携も検討する必要がある。 【福祉総務課】 ・民生委員・児童委員については、令和4年12月に一斉改選を行ったため地域との連携を深める必要がある。 【生涯学習推進課】 ・市の生涯学習を推進するため、社会教育関係団体の登録を行い、団体の活動を維持することが必要。	【企画政策課】 ・引き続き、各種委員会への明星大学教授の参画をはじめとする専門的知見からの指導、助言、提案を各種施策に生かしていく。また、明星大学主催イベントについて情報提供があった場合は、庁内及び公共施設での周知啓発等により連携を図っていく。 【地域防災課】 ・補助金等を多くの町内会・自治会に活用してもらえるよう引き続き周知に努める。また、他の市民組織と連携している町内会・自治会を紹介し活動のヒントにしてもらうよう、連合会会報への掲載を働きかけたり、連合会の会議時などに紹介していく。 【商工振興課】 ・引き続き、連携に取り組むとともに、更なる連携について、検討する。 【福祉総務課】 ・民生・児童委員だよりの発行、普及啓発活動等を通して周知啓発に努める。保護司を中心とした社会を明るくする運動を実施し、教育機関や地域との連携を図る。 【生涯学習推進課】 ・令和5年度は、社会教育関係団体の更新年度のため、適切な登録事務と社会教育委員の会議による承認を行う。また、5団体への補助金交付を行う。 ・地域で活動する青少年の健全育成団体等を支援するため、4団体へ補助金を交付する。		企画政策課・地域防災課・商工振興課・福祉総務課・生涯学習推進課	○町内会・自治会世帯加入率(再掲) ○まちづくりへの参画意向(市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計)

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の取組における課題	令和5年度の取組	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
④市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備	○各種市民講座の充実を図るとともに、市民組織・ボランティア組織の活動環境を整備	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> あきる野市男女共同参画推進市民会議などの市民の委員から、前年度の取組についてご意見をいただくとともに、今後の事業における課題についてご意見をいただいた。 また、市民団体と意見交換の場を設け、情報共有・情報交換を行った。 <p>【地域防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種市民組織等が安全に会館を利用できるよう、市内13会館の管理、修繕(9件)を計画的に進めた。 <p>【福祉総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会で実施する各種講座やボランティア活動について支援した。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館事業の一つである市民企画講座については、13団体、1個人から、18講座の申請があり、17講座を実施した。 	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒアリングが実施できなかった市民団体があるため、引き続き、連絡をとりヒアリングを実施する必要がある。 <p>【地域防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会館の老朽化による修繕への対応がおいつかないことがある。また、会館利用者の高齢化に伴い、畳の部屋のフローリング化や椅子を設置してほしいなどの要望(ニーズ)がある。 <p>【福祉総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍で縮小していた活動が再開できるよう支援が必要である。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> より幅広い団体や個人から講座の提案が出るよう、効果的な周知を図ることが必要である。 	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市民会議などを通して、市民との連携を図りながら、各事業に対するご意見をもとに、改善等を図っていく。また、関係団体へヒアリングを行うとともに各市民団体との連携を図っていく。 <p>【地域防災課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会館の定期点検を確実にし、優先順位をつけながら修繕を進める。また、利用者のニーズを把握し活動環境の改善を計画的に進めていく。 <p>【福祉総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き社会福祉協議会の活動を支援する。 <p>【生涯学習推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、12団体、1個人から、14講座の申込みがあった。申請者とのヒアリング及び社会教育委員の意見を聞き、採否を決定し、講座を実施する。 		企画政策課・地域防災課・福祉総務課・生涯学習推進課	○町内会・自治会世帯加入率(再掲) ○まちづくりへの参画意向(市民アンケート調査「積極的に参画」「状況に応じて参画」計)
2 市政情報の発信・共有							
①市政情報の共有化	○市民が知りたい情報の積極的提供、市政情報の共有化を図るとともに、オープンデータの活用を促進 ○市政情報を共有化できるように、デジタルデバインド対策の取組を実施	<p>【情報政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> オープンデータについては、利用者が見やすいページとなるよう、オープンデータページを更改するための検討をし、データの拡充へ向けた準備を実施した。 デジタルデバインド対策については、東京都の高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業に参加し、公民館で高齢者向けスマートフォン講座を実施した。 	<p>【情報政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> オープンデータの利活用を進めることにより、市民と行政の協働促進による市民サービスの向上・地域課題の解決などにつなげていく必要がある。 デジタルデバインド対策は、高齢者向けの事業などや地域コミュニティを通じた取組等を検討していく必要があり、担当課の協力・理解が必要不可欠である。 	<p>【情報政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> オープンデータの利活用に向け、市ホームページの更改と掲載しているオープンデータページの内容を拡充する。 デジタルデバインド対策は、高齢者向けスマートフォン講座を継続して実施するとともに、担当課に対しデジタルデバインド対策の情報提供を行う。 		情報政策課	○SNS(Instagram)の登録者数 ○市HPのアクセス数
②広報の充実	○市民ニーズに対応した多様な手段による情報提供を進めるなど、広報の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> 広報の充実を図るため、第2次総合計画におけるシティプロモーション活動を行う上での考え方を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次総合計画におけるシティプロモーション活動を行う上での考え方を策定する年度としたため、令和4年度事業の取組に対する課題はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報は、紙媒体の情報発信ツールとして、手に取って読んでみたいと思わせ、さらに読みやすい記事やレイアウトを意識して編集する。 ホームページは、ユーザーが欲しい情報に迷わずたどり着け、たどり着いた場所からもスムーズに情報を検索できるように仕組みを検討する。 		市長公室	○SNS(Instagram)の登録者数 ○市HPのアクセス数
③広聴の充実	○直接市民の意見を聴く場の充実を図るとともに、市民アンケート調査などの実施により、広聴の充実を図る	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長等と市民が地域課題の解決・改善に向けた意見交換を行うとともに、情報共有を図る場である地域懇談会については、新型コロナの影響により中止とした。 市で実施している事務事業に対する市民の満足度と重要度を把握し、今後の市政運営に資するため、市民アンケート調査を実施した。調査対象2,500人にアンケート調査票を送付し、有効回答数784通(有効回答率31.4%)を得られた。前回(令和2年度)実施調査の回収率と比較すると、調査対象2,500人、有効回答数1,009通、有効回答率40.4%と低下している。 <p>【市長公室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長への手紙を実施した。 	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査の回収率について、前回調査と比較して低下している。これについては、アンケート項目の数が前回実施調査から増加(今回37問、前回23問)し、調査票のページ数も増えたことが原因の一つと考えられる。 <p>【市長公室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回答が遅くなるがあったため、組織の中でチェック体制を再確認する。 	<p>【企画政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は、市民アンケート調査の実施年度ではないため、令和6年度の調査に向けて、アンケート項目の精査などを行う。 <p>【市長公室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報発信へのフィードバックの一つのツールとして、引き続き、市長への手紙を実施する。 		企画政策課・市長公室	○SNS(Instagram)の登録者数 ○市HPのアクセス数
④シティプロモーションの推進	○各種SNS、フィルムコミッション、パブリシティ活動などを通じて市の魅力を発信し、シティプロモーションを推進	<ul style="list-style-type: none"> シティプロモーションの推進を図るため、第2次総合計画におけるシティプロモーション活動を行う上での考え方を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次総合計画におけるシティプロモーション活動を行う上での考え方を策定する年度としたため、令和4年度事業の取組に対する課題はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次総合計画におけるシティプロモーション活動を行う上での考え方で示したターゲットに対して、具体的な情報発信を進めていく。SNSでは風景写真などに加え、シビックプライドの醸成や移住者や関係人口の増加に向け、人物の写真やインタビューを発信していく。 		市長公室	○SNS(Instagram)の登録者数 ○市HPのアクセス数
第5節 広域行政・広域連携の推進							
1 広域行政の強化					令和5年度の取組のとおり進められたい。		
①西多摩地域広域行政圏協議会等広域的組織の連携の強化	○西多摩地域広域行政圏協議会や秋川流域開発振興協議会などの広域的組織を通じ、自治体間の連携を強化	<ul style="list-style-type: none"> 西多摩地域広域行政圏協議会の会議に参画し、広域的な課題等について検討を行った。また、本協議会を通じてJR東日本に対して、JR五日市線の改善等の要望活動を行った。 秋川流域開発振興協議会を開催し、地域の活性化のため、魅力発信事業として街頭ビジョンにおけるPR動画の放映の実施を検討したが、新型コロナの影響により中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種活動を通じ、広域で取り組むことが効果的・効率的な課題に対して、近隣自治体と共通認識の下、取り組むことができていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 西多摩地域広域行政圏協議会においては、引き続き、広域的な課題等の解決に向けて、検討を行う。 秋川流域開発振興協議会においては、魅力発信事業の実施に向け、調整・準備を行う。 		企画政策課	○広域行政の推進に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○広域応援体制の確保
②一部事務組合等による連携の強化	○西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋川流域斎場組合などの一部事務組合等への参画を通じ、自治体間の連携を強化	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人東京市町村自治調査会が実施している調査研究に対し、必要な資料提供等を行った。また、市町村における広域的・共通の課題に関する調査研究成果(報告書、調査データ等)について、各研究テーマに関連した行政課題の解決等に資するため、各部署に共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、東京都市町村自治調査会の調査研究に協力することで、都内市町村における広域的・共通の課題の解決等に向けた取組の推進が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、東京都市町村自治調査会の調査研究に協力することで、都内市町村における広域的・共通の課題の解決等に向けた取組を進めていく。 		企画政策課	○広域行政の推進に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○広域応援体制の確保
③広域的な防災対策の推進(一部再掲)	(一部再掲) ○近隣自治体等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実させるなど、広域的な防災対策を推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度については、これまでのとおり災害時に広域応援体制がとれるように職員体制及び連絡先の確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでに構築した体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度についても、これまでどおり災害時に広域応援体制がとれるように職員体制及び連絡先の確認を行う。 		地域防災課	○広域行政の推進に対する満足度(市民アンケート調査「満足」「まあ満足」計) ○広域応援体制の確保

2 各施策の内容

内容	目標とする姿	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における進捗状況	目標とする姿に対する 令和4年度の実績における課題	令和5年度の実績	総合計画審議会からの意見(案)	担当課	関連する施策の成果目標
2 広域連携の推進							
①関係自治体との連携	○特定の行政課題に対応するため、関係自治体との連携の維持・強化の取組を実施	<p>【観光まちづくり推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西多摩地域広域行政圏協議会に参画する西多摩8市町村と連携し、イオンモール日の出において西多摩フェアを実施し、連携する市町村の魅力を一体的に発信した。 【企画政策課】 西多摩地域広域行政圏協議会の会議に参画し、広域的な課題等について検討を行った。また、本協議会を通じてJR東日本に対して、JR五日市線の改善等の要望活動を行った。 秋川流域開発振興協議会を開催し、地域の活性化のため、魅力発信事業として街頭ビジョンにおけるPR動画の放映の実施を検討したが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。 	<p>【観光まちづくり推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西多摩フェアの実施により、一定の成果が得られたと考える。 一方、令和4年度に西多摩地域入込観光客数調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、実施を見送ることとした。 【企画政策課】 各種活動を通じ、広域で取り組むことが効果的・効率的な課題に対して、近隣自治体と共通認識の下、取り組むことができている。 	<p>【観光まちづくり推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍における西多摩地域入込観光客数調査の手法等について検討したが、令和5年度も同様に同調査の実施を見送ることとした。令和6年度での実施に向けて、西多摩地域広域行政圏協議会において内容等を検討していく。 【企画政策課】 西多摩地域広域行政圏協議会においては、引き続き広域的な課題等の解決に向けて、検討を行う。 秋川流域開発振興協議会においては、魅力発信事業の実施に向け、調整・準備を行う。 		観光まちづくり推進課・企画政策課	○姉妹都市に関する事業の継続 ○新学校給食センター整備の推進(再掲)
②姉妹都市、友好都市との交流の充実(一部再掲)	(一部再掲) ○友好姉妹都市宮城県栗原市及び友好都市大島町との教育分野や産業分野での交流の充実を図る ○国際姉妹都市マールボロウ市との中学生の相互派遣や市民レベルでの交流を促進	<ul style="list-style-type: none"> 友好姉妹都市宮城県栗原市及び友好都市大島町については、令和4年11月11日及び12日に開催したあきる野市産業祭へのブース出展を通じ、産業分野での交流を実施した。 栗原市については、生徒会及び部活動を通じた中学生の交流事業、並びに相互の行政課題に対する取組の研究等を目的とした職員の交流事業を相互派遣により実施しているが、令和4年度については、新型コロナウイルスの影響により当該事業を中止した。このうち、中学生の交流事業については、代替事業として、栗原市及びあきる野市の生徒会生徒によるオンライン会議を実施した。 大島町については、教育交流として、大島町が主催するカメラマラソンにあきる野市の中学生が参加するほか、あきる野市と羽村市との共催による「大島・子ども体験塾」を通じて、大島町民との交流を図っているが、令和4年度については、新型コロナウイルスの影響により当該事業を中止した。 国際姉妹都市マールボロウ市と交流事業については、新型コロナ対策のため、相互派遣を中止し、代替事業として、あきる野市の小・中学生や国際関係団体等の市民の参画により、ビデオメッセージを作成し、マールボロウ市に届けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により内容を変更し実施又は中止した事業もあるが、事業を継続又は事業の再開に向け調整が進められている。事業内容によっては、4年ぶりの実施となるものもあるため、市民のモチベーションアップを図るとともに、参加者募集の際には工夫が必要である。 いずれの交流事業についても、市民レベルでの交流を促進するためには、より多くの市民を巻き込むことができる形での実施方法の検討のほか、実際に現地へ派遣されたり、イベントに参加したりすることができない市民に対しても、各姉妹都市とのつながりや交流事業の内容について知ってもらい各姉妹都市への関心を持ってもらうことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業分野における交流については、あきる野市産業祭において、栗原市及び大島町の出店ブースでの市民交流がより活発に行われるよう、産業祭PR及び誘客に努める。また、栗原市の市民まつりに参加し、栗原市民との交流を深めるとともに、特産品の販売を通じた本市のPRを行う。 新型コロナウイルスの影響により中止していた、栗原市及び大島町との教育交流並びに栗原市との職員交流事業を再開する。 栗原市、大島町及びマールボロウ市との教育交流並びに栗原市との職員交流においては、その成果を市民に広くPRできるよう努める。 マールボロウ市との教育交流事業の再開に当たり、マールボロウ・あきる野両市の連携について再確認するため、WEB懇談又はビデオレター等を通じた両市長の交流の機会を設ける。また、両市長との交流の様子は広く市民にPRし、交流事業のより一層の周知に努める。 		企画政策課	○姉妹都市に関する事業の継続 ○新学校給食センター整備の推進(再掲)
③新学校給食センター整備の推進(再掲)	(再掲) ○日の出町と、整備手法、運営形態等についての協を進めるなど、早期完成に向けて取組を実施	<ul style="list-style-type: none"> 日の出町と共同整備に関する調整事項の協議を進め、委託によらずに「あきる野市・日の出町新学校給食センター共同整備・運営方針(実施計画)」を策定した。 基本設計及び実施設計業務を令和5年度から令和6年度にわたる債務負担行為で一括発注することとし、準備を進めた。 日の出町との協議・調整の結果、稼働の想定を令和8年度中とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 新学校給食センターの共同整備に係る施設の整備水準、管理・運営等の詳細については、専門部会の設置等により、検討する必要がある。 基本設計と実施設計を一括発注としたことから、仕様書等の内容調整に時間を要することとなり、関係図書(案)の完成に至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「あきる野市・日の出町新学校給食センター建設工事設計業務委託」を公募型プロポーザル方式により早期に実施し、基本設計及び実施設計を令和5年度から令和6年度までの工期として、令和8年度中の新学校給食センター稼働を目標に事業を推進する。 新学校給食センターの共同整備に係る施設の整備水準、管理・運営等の詳細については、専門部会の設置等により、検討する。 広域連携の手法として、地方自治法に基づく協議会を想定し、設立に向けて調整する。 		教育総務課	○姉妹都市に関する事業の継続 ○新学校給食センター整備の推進(再掲)